

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料  
令和5年3月17日  
磯子警察署生活安全課

令和5年2月末現在

暫定値		令和5年2月末現在																	
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	詐欺			窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他
						オレオレ詐欺	カード詐欺	キャッシュ											
区内全域	令和5年	95		6	11	9	2	62	1			15	1	3	22	20	2	14	
	令和4年	74		10	9	8	1	50	1			15	2	5	9	18	1	4	
	増減	21		-4	2	1	1	12					-1	-2	13	2	1	10	
磯子	令和5年	7						4	1						1	2	1	2	
	令和4年	9						7					1		2	4	1	1	
	増減	-2						-3	1				-1		-1	-2		1	
磯子台	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
鳳町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
岡村	令和5年	6			1	1		2						1		1		3	
	令和4年	1						1				1							
	増減	5			1	1		1				-1		1		1		3	
上町	令和5年	0																	
	令和4年	1		1															
	増減	-1		-1															
上中里町	令和5年	4						4				1			2	1			
	令和4年	0																	
	増減	4						4				1			2	1			
栗木	令和5年	2			1	1		1								1			
	令和4年	0																	
	増減	2			1	1		1								1			
坂下町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
汐見台	令和5年	1																1	
	令和4年	2						2						2					
	増減	-1						-2						-2				1	
下町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
新磯子町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
新杉田町	令和5年	3						3							1	2			
	令和4年	1						1				1							
	増減	2						2				-1			1	2			
新中原町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
新森町	令和5年	0																	
	令和4年	0																	
	増減	0																	
杉田	令和5年	11		2	2	2		4				4		1	11	1		3	
	令和4年	11		1	1	1		8				3			3	2		1	
	増減	0		1	1	1		-4				1		1	8	-1		2	

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和5年2月末現在

暫定値		令和5年2月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	カード詐欺	キャッシング	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	その他	
																				増減
杉田坪呑	令和5年	0																		
	令和4年	0																		
	増減	0																		
滝頭	令和5年	2							2				1		1					
	令和4年	6		1					5				2		1	1	1			
	増減	-4		-1					-3				-1			-1	-1			
田中	令和5年	3		2					1				1							
	令和4年	2		1					1									1		
	増減	1		1									1					-1		
中浜町	令和5年	0																		
	令和4年	0																		
	増減	0																		
中原	令和5年	3		1	1	1			1									1		
	令和4年	2							2				1					1		
	増減	1		1	1	1			-1				-1							
西町	令和5年	3							2				2							1
	令和4年	0																		
	増減	3							2				2							1
原町	令和5年	3			1	1														2
	令和4年	0																		
	増減	3			1	1														2
馬場町	令和5年	0																		
	令和4年	0																		
	増減	0																		
東町	令和5年	0																		
	令和4年	1			1	1														
	増減	-1			-1	-1														
久木町	令和5年	3			1	1			2							1	1			
	令和4年	1							1				1							
	増減	2			1	1			1				-1			1	1			
氷取沢町	令和5年	0							1											1
	令和4年	1																		
	増減	-1							-1											-1
広地町	令和5年	2							2							2				
	令和4年	0																		
	増減	2							2							2				
丸山	令和5年	4		1	1	1			1			1						1		
	令和4年	6		1					5	1		2				1	1			
	増減	-2			1	1			-4	-1		-1				-1	-1			1
峰町	令和5年	0																		
	令和4年	0																		
	増減	0																		
森	令和5年	5			1		1		4			1				1	2			
	令和4年	5		1					3			1					2			1
	増減	0		-1	1		1		1							1				-1
森が丘	令和5年	1							1											1
	令和4年	1		1																
	増減	0		-1					1											1
洋光台	令和5年	19			2	1	1		15			4	1			3	7			2
	令和4年	24		3	7	6	1		12			4		2	2	4	4	1		1
	増減	-5		-3	-5	-5			3				1	-2	1	3	-1			1



# 防犯かながわ

横浜市中区山下町75-6  
警親会館3F  
神奈川県防犯協会連合会  
電話045(641)4344番  
FAX045(641)1655番

162号  
2023年3月1日



## 還付金詐欺に 騙されないで!!

### 60歳代の被害が増えています。

還付金詐欺が急増↑しています。

「私は関係ない」と思っている、あなた狙われていますよ。

電話でお金の話になったら、詐欺と疑ってください。

特殊詐欺被害の発生状況（令和4年中暫定値）

認知件数2089件（1日当たり約6件）

被害額約43億4700万円（1日当たり約1190万円）

# オレオレ詐欺の犯人が使うダマシ文句Best3

## 第1位 カバン紛失

「大事な書類とお金が入ったカバンを無くした。電車に忘れたから鉄道会社から連絡があるかもしれない。」など

## 第2位 仕事上のミス

「仕事で失敗してお金が必要。会社をクビになる。上司と上司のお母さんもお金を用意してくれた。」など

## 第3位 女性とのトラブル

「結婚している女性を妊娠させてしまった。相手の夫から慰謝料を請求されている。」など

そのほか、「美味しいリンゴを送ったけど届いた？」などと、お金と関係のないことを言ったり、「誰にも言わないで」などと、他の人に相談しづらくなるようなことを言うてくるので注意が必要です。



# 特殊詐欺の被害に遭わないためには、どうすればいいの？



特殊詐欺被害防止対策の一つとしては、犯人からの電話に出ないことが大切なので、呼出音が鳴る前に、相手に対し、「会話内容を録音します。」などと警告する**迷惑電話防止機能付き電話機**が、録音されることを嫌がる犯人に対して効果があります。

## 迷惑電話防止機能付き電話機



# スローガン「私たちはダマされません！」

【閲覧板】



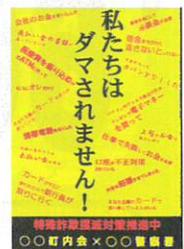
【掲示板】



「私たちはダマされません！」は、神奈川県警察が掲げる特殊詐欺撲滅のスローガンです。

常に目に付くように、閲覧板や町の掲示板などに記載して、詐欺と戦う強い意志を忘れずに持ち続けてください。

スローガンを記載するなどして使用したい方は、最寄りの警察署の生活安全課防犯係まで御連絡ください。



# 全件通報に関する御理解と御協力について

神奈川県警察では、県内の金融機関に対して、特殊詐欺の被害に遭いそうな年代の方が、窓口やATMで現金の払い出しなどをする場合、払い出し理由などを確認して、最寄りの警察署に通報してもらう「全件通報」をお願いしています。

この金融機関からの通報により、犯人にダマされて現金の払い戻しに来た方の被害を数多く防いでいます。

特殊詐欺の被害者を1人でも減らしたいという思いから、声掛けをしていますので、皆様方の御理解と御協力をお願いします。





松田警察署



栗山警察署



藤沢警察署・藤沢北警察署



逗子警察署

# 子供の見守り活動に御協力を！

登下校中の子供の安全を守るためには、見守りの空白地帯を少しでも減らすための活動が必要とされています。

そのために、日頃から各地域で行われている見守り活動に加えて、誰でも気軽に参加できる・一人でも始めることができる・無理なく続けることができる「ながら見守り」が注目されています。決まり事はありません。一緒に地域の子供の安全を見守りませんか？



## ながら見守り実施中



神奈川警察署



神奈川防犯シーガル隊

- ◎ランニングや犬の散歩の時間帯を子供の登下校時間帯に合わせる。
- ◎ランニングコースや犬の散歩のコースに通学路や子供たちが集まる場所を取り入れる。



田浦警察署

地域の目が広がる



子供の安全につながる

## 防犯コンシェルジュ制度を御存知ですか？

**Point**

防犯コンシェルジュ制度とは、防犯設備に関して高い知識を有する民間の方を、神奈川県警察が防犯コンシェルジュとして委嘱し、警察と連携・協力して、防犯カメラ設置などに関する相談や防犯診断等を行う制度です。

支援を希望される方は、お近くの警察署生活安全課までお問い合わせください。

神奈川県警 防犯コンシェルジュ

支援事例：自治会・町内会等で防犯カメラの設置を検討する際の防犯診断の実施



# 防犯活動に役立つ情報を入力しよう！

神奈川県警察では、防犯活動に役立つ情報を「ピーガルくん子ども安全メール」、「Yahoo!防災速報」、「Twitter」等を通じて配信しています。

また、YouTubeの「神奈川県警察公式YouTube」では、特殊詐欺や防犯などをわかりやすく解説した動画を配信しています。ぜひ御覧ください。



**ピーガルくん子ども安全メール**  
子供や女性を犯罪から守るための情報を配信しています。



**Yahoo!防災速報**  
災害情報の他、防犯情報も配信しています。



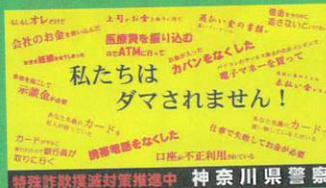
**犯罪抑止対策室Twitter**

防犯に関する情報を幅広く配信しています。



**神奈川県警察公式YouTube**

防犯などの警察広報に関する動画を配信しています。



神奈川県警察防犯大使 藤田受理さんと学ぶ  
子供安全対策「おだこポリス4つのおやくそく」

田代沙織さんによる「防犯落語」  
(架空料金請求詐欺編)

特殊詐欺撲滅  
キャンペーン

## 神奈川県警察官・事務職員募集



人を守れるのは、人だ。

～PROGRESS～

神奈川の明日と、私たちとともに。



神奈川県警察採用センター  
〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番  
採用相談フリーダイヤル 0120-03-4145  
ピーガルくん Twitter @KPP\_p\_gull

採用説明会を随時開催しています！詳しくはホームページを確認してください。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp>



採用情報



## 子供をインターネットの違法有害情報から守りましょう!



インターネット上では、子供の成長にとって有害な情報や違法情報などがあふれています。

また、SNSを介して知り合った人と会うことにより、性犯罪等の被害に遭う危険性もあります。フィルタリングの設定を有効化したり、子供が設定を変更できないようパスワードを適切に管理するなど、ペアレンタルコントロール（保護者による管理）をしっかり行いましょう。

## 児童虐待から子供を救うために!

### 「虐待かもしれない」と感じたら迷わず通報

子供の発するSOSにいち早く気づき、児童相談所や市町村の窓口に通報することが大切です。

緊急の場合は、110番か最寄りの警察署へ通報してください。

～児童相談所全国共通ダイヤル～

☎189 (いちはやく)



## 子供の非行問題、犯罪やいじめなどの被害に関する相談窓口

神奈川県警察 少年相談・保護センター  
ユーステレホン

TEL 0120-45-7867 (フリーダイヤル)  
TEL 045-641-0045

受付時間 平日(月～金) 8時30分～17時15分  
【土日、祝日、年末年始を除く】

ネットショッピングをより安全に!

# 7 偽ショッピングサイトでだまされないための7つのポイント



## 1 ブラウザのアドレス欄でサイトのURL(アドレス)を確認

偽ショッピングサイトで見かけるURLの特徴

URLによく使われる文字列の例

「.xyz」「.online」「.fun」「.asia」「.shop」「.icu」「.top」など

(これらの文字列は、全てが偽サイトとは限りません。正規のサイトで利用されている場合もあります。)

## 2 相場と比べて価格が安すぎないかを確認

「掲載商品全てが値引き」「入手困難な商品の在庫が豊富」こんなショップは**要注意**



**激安**  
ブランド複製 1,000,000円 10,000円  
残り2セット カートに入れる

**激安**  
大人気キャラのショルダーバッグ 5,000円  
残り100個 カートに入れる

## 3 不自然な日本語表記などがないかを確認

不自然な表記の例

- ・「三日か5日届きます」
- ・振込終、超早い配達
- ・休業日：365天 受付



機械翻訳のような不自然な日本語表記は**要注意**

こういう細かいところにも**要注意**

## 4 会社概要欄の記載を確認

特に注意すべき点

- ・電話番号が国際電話番号表記になっている(「+81-45-XXXX」)
- ・電話番号の桁数が足りない(045-211-XXX) ←1つ足りない?
- ・連絡先にメールアドレスしか掲載されていない
- ・連絡先メールアドレスにフリーメールが使われている など



## 5 商品購入画面に不審な点がないかを確認

お名前:  \*必須項目

フリガナ:

郵便マンション・アパート名:

〒町付店:  \*不自然な並び順

郵便番号:  \*  
郵便番号:  \*  
郵便番号:  \*

国名:  日本 \*

3. 支払方法

**銀行振込**

※支払方法が銀行振込のみとなっている。(特に上記のロゴを使っている場合、偽サイトの可能性が高い)

都道府県: 神奈川県

三重県  
京都府  
佐賀県  
兵庫県  
北海道  
千葉県  
和歌山県  
埼玉県

不自然な並び順

振込先口座

金融機関: ●×銀行  
支店名: △○支店  
口座番号: NNNNNNNN  
口座名義: サギ ヤロウ

※振込先口座が個人口座になっている

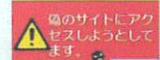
・入力項目・都道府県の並び順、支払方法・振込先口座名義人など、**不審な点があります。**

## 6 振込む前に電話で確認

- ・偽ショッピングサイトで騙されないためには、商品代金を振り込む前に**電話で確認**すると一番確実です。
- ・偽サイトの場合、「他人」「別の会社」につながったり、電話番号の桁数が足りずにつながらないことがあります。

## 7 セキュリティ対策ソフトを活用

ウイルス対策ソフトやフィルタリングソフトなどのセキュリティ対策ソフトの中には、偽ショッピングサイトにアクセスしようとする時警告表示する機能を備えた製品もあります。



7つのポイントを参考に、ネットショッピングでの購入手続前に、よく確認しましょう。

家族で見えね!



7つのポイントをわかりやすく説明した、こちらの動画もご覧ください。

神奈川県警察公式YouTube  
<https://youtu.be/lvYXTGZJzqU>



サイバー犯罪捜査課 対策係

# 「自転車盗難防止ポスター」公募

自転車の盗難防止について、神奈川県防犯協会連合会は、防犯対策を推進するため、神奈川県自転車防犯協会等と連携を図り、小中学生の「防犯ポスター」を公募（締め切り6月末日）します。

※問合せは県防犯協会連合会または各地区防犯協会まで

## 自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう

大切な命を乗せている自転車です。整備・点検し、そして…TSマーク付帯保険に入ろう。

問合せ先 神奈川県自転車商協同組合 TEL045-311-6168 <http://www.kanasho.jp>



神奈川県防犯シーガル隊



神奈川県警察署



津久井警察署



松田警察署

# 犯罪の被害に遭わないために

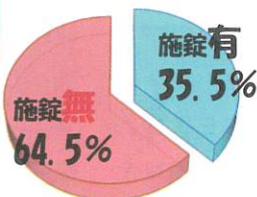


## 乗り物盗に注意

自転車盗が急増しています。複数の鍵（ダブルロック）で盗まれないようにしましょう。



自転車盗被害時の施錠の有無



※R4.1~11



## ひったくきに注意

歩行中や自転車の前カゴに入れたバッグがひったくられる事件が発生しています。



防犯ネットをつける



車道側にバッグを持たない



## 防犯ポイント



- 短時間でも自転車から離れる時は、必ず施錠する。
- 住宅の敷地内でも鍵を掛ける。
- ワイヤー錠等で、複数の鍵を掛ける。
- 必ず自転車防犯登録をする。
- 自転車を路上等に放置せず、防犯カメラが設置されている、管理人がいる駐輪場にとめる。



## 防犯ポイント



- バッグは車道側ではなく建物側に持つ。
- 自転車のカゴには防犯ネットを付ける。
- 歩きながらのメールやイヤホンはしない。
- 後方から来るバイク等に注意を払い、振り返る。
- 遠回りでも明るく人通りの多い道を選ぶ。

## 令和4年秋 防犯功労藍綬褒章受章者

おめでとうございます。これからも御健勝で御活躍ください。

**春木 吉司郎様**

元 西区防犯指導員連絡協議会  
副会長

**石川 圀光様**

現 港北防犯指導員会  
副会長

### 防犯自販機が街の安全を見守ります

「みんなで つくろう 安心の街」

この自販機の売り上げの一部は  
県内の防犯活動支援に活用されます。



### ■ 御支援いただいている皆様を御紹介します ■ (敬称略)

- ・那賀都工業(株) ・東京キリンビバレッジサービス(株) ・静岡中央銀行横浜支店
- ・宇佐美商事(株) ・土志田建設(株) ・神奈川都市交通(株) ・逗子市防犯協会
- ・(株)ロジ・テックトーション ・(株)ホリデン ・読売センター瀬谷いずみ ・山下直樹
- ・中野義一 ・菅谷由芳子 ・マルワ工業(有) ・読売センター長津田 ・菅野信康
- ・(株)リビングプロシード ・神奈川県遊技場協同組合

防犯活動支援自販機の設置については公益社団法人神奈川県防犯協会連合会へ御連絡を！ 045-641-4344

## ◆◆ 賛助会員 (敬称略) ◆◆

会員への参加をお待ちしております。

入会御希望の方は(公社)神奈川県防犯協会連合会 電話045-641-4344へ。

神奈川県遊技場協同組合	神奈川県大規模小売店舗防犯対策連絡会	神奈川県理容生活衛生同業組合
神奈川県自転車防犯協会	松本徽章株式会社	神奈川県福祉事業協会
神奈川県金融機関防犯連絡会	神奈川県防犯セキュリティ協会	サンエス技研株式会社
神奈川県タクシー防犯協会	神静明治牛乳販売事業協同組合	株式会社ホリデン
神奈川県石油業協同組合	公安警備保障株式会社	株式会社たいよう共済神奈川支店
東京ガスネットワーク株式会社 神奈川支社横浜支店	東京キリンビバレッジサービス株式会社	スーパーD'ステーション 上永谷店
神奈川防犯連絡会	一般社団法人神奈川県警備業協会	スーパーD'ステーション 座間店
那賀都工業株式会社	中日本高速道路株式会社 横浜保全・サービスセンター	スーパーD'ステーション 平塚駅前店
神奈川県防犯工業会	株式会社エス・ティ・ファープ	神奈川県流通商福祉防犯協会
神奈川県中古自動車販売商工組合	神奈川県コンビニエンスストア防犯対策協議会	

相川文五郎	秋澤 保夫	秋元 隼人	石井 正禮	一戸 貞壽	井上 康久	井上由起子
岩澤 吉久	岩嶋 伸幸	上原由美子	上山 敏明	浦野 一吉	榎本 政幸	大沢 弘光
大野さつき	岡 道子	小川喜久雄	小川 文男	小野沢良雄	笠原 勝利	金子 裕
川島 武俊	小菅 陽子	後藤 稔	小西 確	小森 忠由	齋藤 忠生	佐々木 淳
佐藤 龍樹	佐藤 裕之	座間 幹夫	柴 茂	下田 晴久	末吉 一夫	鈴木 博文
高木 正俊	高橋 陽一	武田 裕	田中 明	田中 稔	辻村 法隆	永井 好久
長島 憲一	久枝 悠人	菱沼 和幸	福井 隆	古屋 慶明	松澤 孝郎	箕輪 裕治
本橋 孝	森 逸雄	八木 克之	山地 友恵	和田 修芳		

現在の賛助会員の皆様を紹介させていただきました。

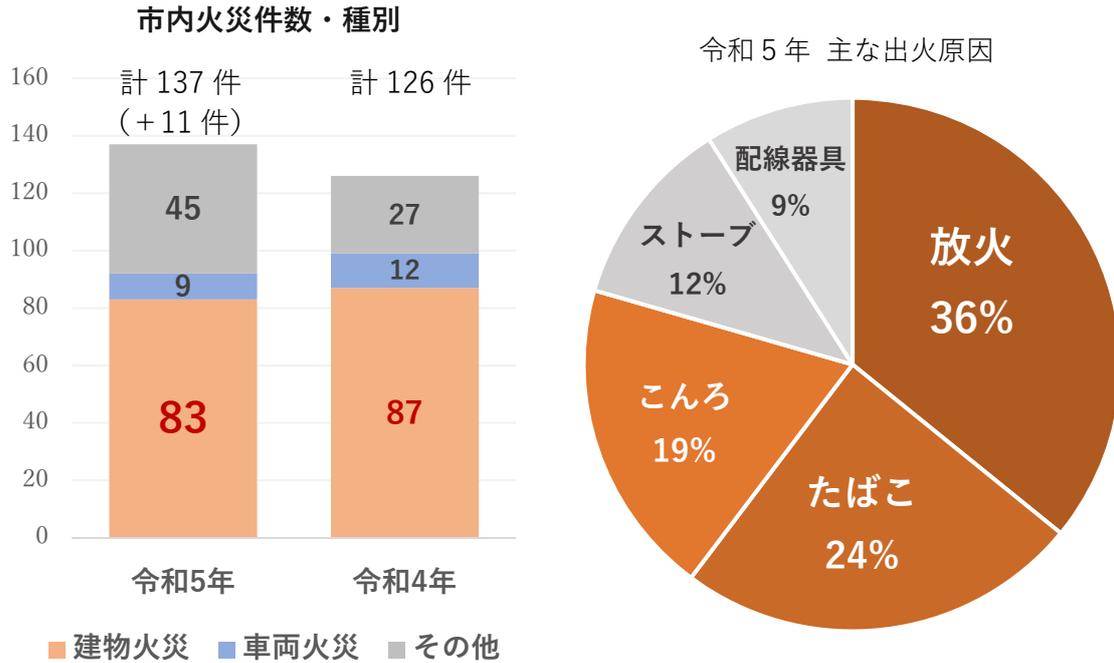
印刷/株式会社エイコープリント

# 令和5年 年中の 火災・救急 状況

<令和5年1月1日～令和5年2月28日>

## ■ 市内の火災件数・原因(前年同月比)

火災原因のうち最も多いのは「放火」次いで「たばこ」



## ■ 区内の火災件数・原因(前年同月比)

		令和5年	令和4年	増減
火災件数		3件	5件	△2件
種別	建物	2件	3件	△1件
	車両	0件	0件	0件
	その他	1件	2件	△1件
焼損床面積		49 m <sup>2</sup>	3 m <sup>2</sup>	46 m <sup>2</sup>
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		1人	1人	0人

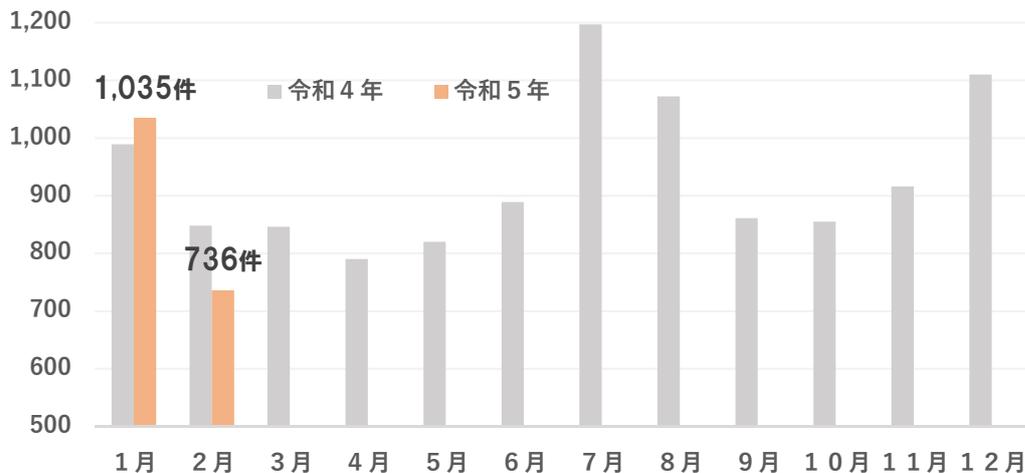
## ■ 区内の火災 (2月発生分)

- ① 2月4日(土) 磯子区新杉田町 建物火災
- ② 2月6日(月) 磯子区新磯子町 その他火災

## ■ 区内の救急件数

区内 1,771 件（昨年比 66 件減）

参考：（市内 39,627 件（昨年比 833 件増））



### ☆消防団員募集中☆

大切な人、大切なまちを災害から守るため、あなたのチカラが必要です。

あなたのチカラを地域のために活かして、いざと言う時の為に、防災知識・さまざまな技術等を身に付け、ご家族、地域と一緒に守りましょう。

#### 1 磯子消防団の活動紹介

磯子消防団では、災害対応以外に地域の安全・安心を守るため様々な訓練や研修等を実施しています。



#### 2 入団資格

磯子区に居住している、又は勤務・在学している、満 18 歳以上の方で、男性でも女性でも入団できます。昨年度より外国人の方も入団できるようになりました。（外国人の方は活動に一部制約があります。）

【常時募集していますが、定年は 70 歳までです。】

※QRコードから横浜市消防団のHPへ



#### 3 処遇等

年額報酬、出勤報酬、訓練等の報酬が支給されるほか、退職報償金制度があります。

#### 4 お問い合わせ

磯子消防署 総務・予防課消防団係（磯子区磯子2-1-3）

（平日の午前8時30分から午後5時15分まで） ☎・fax 045-753-0119

消磯総第1064号  
令和5年3月17日

自治会町内会長様

磯子消防署長

### 令和5年度家庭防災員研修受講者の推薦について（御依頼）

早春の候ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、地域防災に格別の御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度におきましても「自助から始まり、地域における防火防災の担い手として活躍できる家庭防災員」を養成することを目的として、防火、防災、救急に関する研修を受講していただく方を募集いたします。

つきましては、受講を希望する自治会・町内会から御推薦いただくとともに、別添の「家庭防災員研修受講者募集」のチラシ（A4片面）について、掲示板への掲出の御協力をお願いいたします。

#### 1 推薦要件

満15歳以上の磯子区在住の方（過去に受講されたことがある方も可）

#### 2 推薦方法

同封の「家庭防災員研修受講者推薦書」に必要事項を御記入のうえ、次のいずれかの方法で下記担当まで御提出ください。

(1) 郵送（同封の返信用封筒で返信してください。）

※恐れ入りますが、切手代は自治会・町内会で御負担をお願いいたします。

(2) 電子メール（磯子消防署ホームページから様式をダウンロードし、お間違いのないように、送信してください。）

【送信先アドレス】 sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp

(3) 消防署の窓口（下記担当者）に直接提出

#### 3 提出期間

令和5年4月3日（月）から令和5年5月19日（金）まで ※必着

#### 4 研修について

項目	研修内容	日程
救急・風水害研修	救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）及び風水害の知識や対応方法等	令和5年6月30日（金）午前及び 令和5年7月1日（土）午前 どちらか都合の良い日に受講ください。
防火・地震研修	住宅防火対策（出火防止、消火方法） 及び地震の知識や対応方法等	令和5年11月予定

※ 家庭防災員の研修参加者の傷害保険は消防局で一括して加入しています。

#### 《令和5年度 家庭防災員制度の変更点》

◇ 全ての自治会・町内会に一律で推薦依頼 ⇒ 地域の実情に応じて受講希望者を推薦

◇ 家庭防災員の自主活動については、家庭防災員地区連絡員等と実施内容等を調整のうえ、必要物品の購入も含め、消防署が企画・主催するものとします。

担当：磯子消防署 予防係 松田、山口  
電話：045-753-0119（FAX 同番号）  
Mail：sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp

磯子消防署長

提出者 氏名 \_\_\_\_\_  
自治会・町内会 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

## 家庭防災員研修受講者推薦書

令和5年度の家庭防災員研修受講者として、次の方を推薦いたします。  
提出期限：令和5年5月19日(金)まで ※必着

ふりがな 氏名	住所	連絡先
1.	磯子区	電話：_____ Mail：_____
2.	磯子区	電話：_____ Mail：_____
3.	磯子区	電話：_____ Mail：_____
4.	磯子区	電話：_____ Mail：_____
5.	磯子区	電話：_____ Mail：_____

※全ての自治会・町内会に一律で推薦依頼をするものではありません。地域の実情に応じ、受講希望者を推薦してください。

- ・電子メールで提出する場合、磯子消防署ホームページから推薦書をダウンロードできます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号まで正しくご記入ください。
- ・上記個人情報については、当該事業の目的以外には使用いたしません。

磯子消防署総務・予防課予防係  
担当：松田、山口  
電話：045-753-0119 (FAX 同番号)  
Mail：sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp

# 家庭防災員研修受講者 募集

防火、救急、地震、風水害等の基礎が無料で学べます。

## 「家庭防災員研修」について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。



**受講要件**： 満15歳以上、区内在住の方

**申込み**： 自治会・町内会からの推薦又は応募  
(個人による申込みは磯子消防署にお問い合わせください。)

・日程、場所などの詳細は磯子消防署にお問い合わせください。

※家庭防災員研修については磯子消防署ホームページもご覧ください。

## 【お問合せ先】

磯子消防署 予防担当

電話：045-753-0119

Email: sy-isogo-yobo@city.yokohama.jp

## 令和5年度 LED防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のLED防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申しあげます。令和5年度も引き続きLED防犯灯の新規設置、維持管理等を行ってまいりますので御協力をお願いします。

### お願い1 LED防犯灯の見守りへの御協力について

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等の日常の見守りは、自治会町内会の皆様をお願いしております。引き続き御協力をお願いします。

**\*LED防犯灯の故障等を発見された際は、下記の連絡先までご連絡ください。**

磯子区地域振興課                      電話045-750-2395  
市民局地域防犯支援課                電話045-671-3709

**\*お知らせいただきたいこと**

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。)
- ② 電柱番号(電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください)
- ③ 住所及び目標物
- ④ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等)
- ⑤ 不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

\*防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

\*鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(電話:0120-995-007、※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料))に御連絡ください。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。</p> 
 	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

### <コラム1 LED 防犯灯事業の現状>

～灯具の耐用年数を超過した防犯灯が増えています～

平成 21～23 年度に設置した LED 防犯灯は、10 年とされている耐用年数を超過して使用しており、維持管理への対応に注力しています。



## お願い2 鋼管ポール防犯灯の撤去、建替えへの御協力について

著しく劣化した鋼管ポールは、撤去、建替えを行います。

撤去、建替えの実施には近隣にお住いの方の御理解、御協力が必要となります。近隣にお住いの皆様から御理解、御協力を得るために、自治会町内会のお力をお借りし、御協力をお願いします。具体的な対応については個別にお願いさせていただきます。

- (1) 対象となる鋼管ポールの選定は、市民局地域防犯支援課が行います。
- (2) 付近に電柱がある場合は、ポールを撤去し、灯具を電柱へ移設します。  
建替えは付近に電柱がない場合に限られます。
- (3) 建替えの際には、横浜市の仕様に則り、鋼管ポール基礎の直径 50cm のものを設置します。その結果、従前の鋼管ポールと同じ場所に設置することができない場合もあります。このような場合は自治会町内会と協力し、新たな設置場所を検討します。
- (4) 設置可能な場所が見つからなかった場合や、近隣にお住いの皆様の合意が得られなかった場合は、撤去のみとなることもございますので、御了承ください。

## <コラム2 LED 防犯灯事業の現状>

～鋼管ポールの中には経時劣化により建て替えが必要なものも増えています～

自治会町内会から移管した鋼管ポール防犯灯は設置の時期や工法が一樣ではなく、中には著しく劣化したものもあります。倒壊による被害を生じさせないように、計画的な建替えを実施しています。



### お願い3 LED防犯灯移設の御検討について

地域の安全で安心な環境づくりに重要な役割を担っている防犯灯ですが、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場合などについては、明かりが必要な場所に移設することを御検討いただくようお願いいたします。

移設の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

- (1) 移設先は横浜市防犯灯設置基準を満たしている電柱に限ります。  
(鋼管ポール防犯灯の移設（抜いて刺しなおす）はできません。)
- (2) 移設の費用は、横浜市が負担します。

### お願い4 自治会町内会管理の防犯灯のLED化の御検討について

蛍光灯防犯灯を所有管理している自治会町内会様におかれましては、蛍光管の交換が不要で、電気代も節約できるLED防犯灯への交換について、脱温暖化対策とSDGsの観点からも御検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

(参考)1灯当たりの年間電気代（令和4年度）

22W蛍光灯：約4,667円 ⇒ 10WLED灯：約1,901円 ※約60%削減

### お願い5 LED防犯灯寄附の御検討について

自治会町内会や宅地開発事業者の皆様が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する際、事前に横浜市と協議し、その防犯灯を横浜市へ寄附することにより、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市で対応することが可能な場合があります。

横浜市LED防犯灯仕様及び横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となりますので、寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支課までお問い合わせ、御相談ください。

## お知らせ LED 防犯灯新設の申請について

令和5年度の新規設置灯数は、電柱タイプが180灯、鋼管ポールタイプが18灯を予定しています。すべての御要望には添えない状況ですが、防犯灯設置基準に照らし合わせ、より効果的な設置を進めてまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和5年5月31日(水)までに**各区役所地域振興課に御提出ください。

### 2 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

### 3 令和5年度のLED防犯灯の新設予定数について

電柱へのLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・180灯（昨年度 300灯）  
鋼管ポールLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・18灯（昨年度 一時休止）

#### 【 横浜市防犯灯設置基準（抜粋） 】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

【注】この事業は、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

＜お問合せ先＞

市民局地域防犯支援課防犯灯担当

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」への  
ご協力の御礼及び単純集計結果（速報）について

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

自治会町内会ではコロナ禍等を契機に活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するため、11月から1月にかけて標記アンケートのお願いをし、皆様方にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

現在も分析を行っているところではありますが、まずは単純集計結果につきましてご報告いたします。

今後の取組については、アンケート結果をもとに、市連会や区連会で御意見を伺いながら、優先順位をつけ見直しを進めていきたいと考えております。引き続きよろしくようお願い申し上げます。

## 1 アンケート回収状況

電子申請： 606件

郵送等：1,132件

合計：1,738件（回答率：61.0%）

約6割の方にご回答いただきました！

## 2 アンケート結果について

### (1) 横浜市からの情報周知

＜方法＞「資料＋説明」が適切（上位3位）

- ・生命・財産に関するもの（防災関係、コロナ関連情報等）：64%
- ・自治会町内会活動に関連するもの（補助事業の案内、先進的な活動事例等）：57%
- ・市政・区政、施策の周知を目的とするもの（市の計画案内、市民意見募集等）：44%

＜改善すべき点＞（上位3位）

- ・資料の分かりやすさ：52%
- ・情報量の多さ：41%
- ・情報内容の精査（「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外）：38%

### (2) 委嘱委員の推薦

委嘱委員の候補者探しが「難しい」：56%、「やや難しい」：28%

＜難しい理由＞（上位3位）

- ・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった：67%
- ・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった：49%
- ・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった：49%

### (3) 候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち期待する取組（上位3位）

委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減：47%

委嘱委員の業務内容説明資料の配付：39%

地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境：26%

#### (4) 民生委員・児童委員の推薦

令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由（上位3位）

民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった : 46%

活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった : 35%

民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった : 34%

### 3 アンケート調査報告（速報・単純集計）

別紙の通り

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉

担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口

電話 045-671-2317

電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

〈民生委員・児童委員について〉

担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤

電話 045-671-4046

電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

# 自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

## 【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

## 【調査概要】

### (1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

### (2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

### (3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

### (4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

### (5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

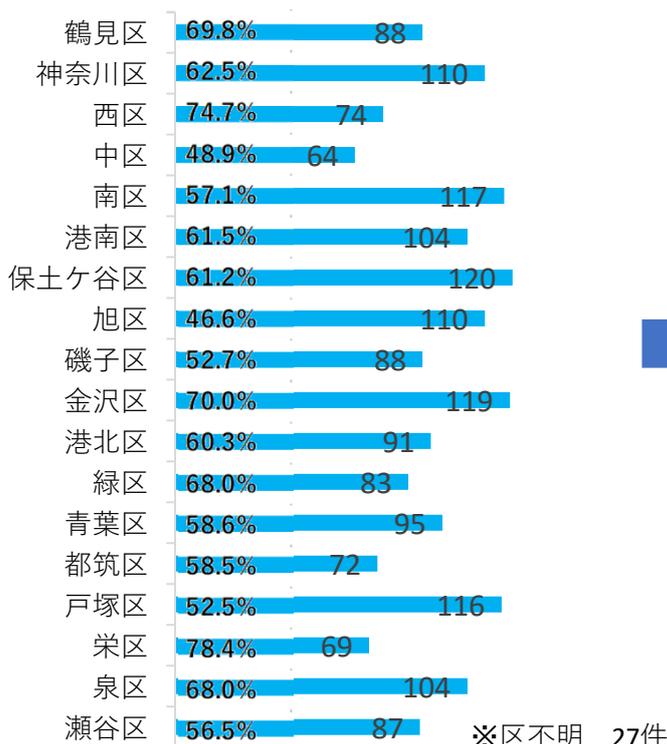
## 【表記について】

本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=1,738とする。

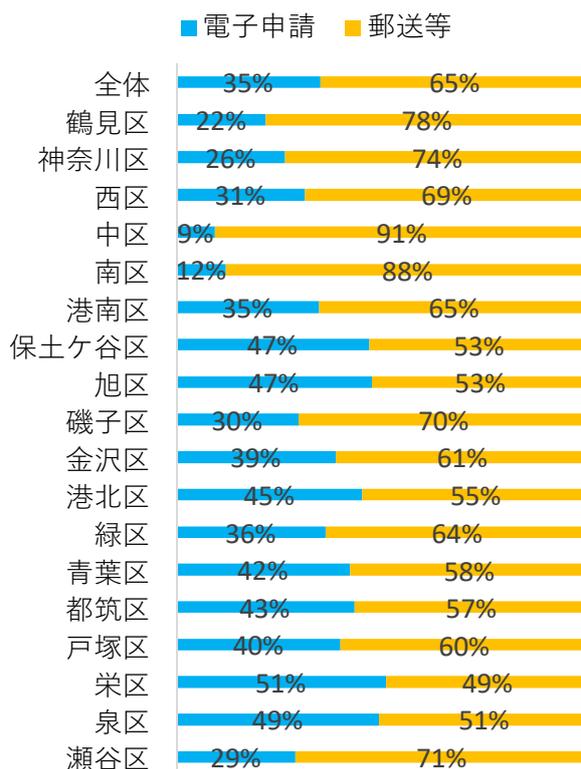
各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

## 回収状況

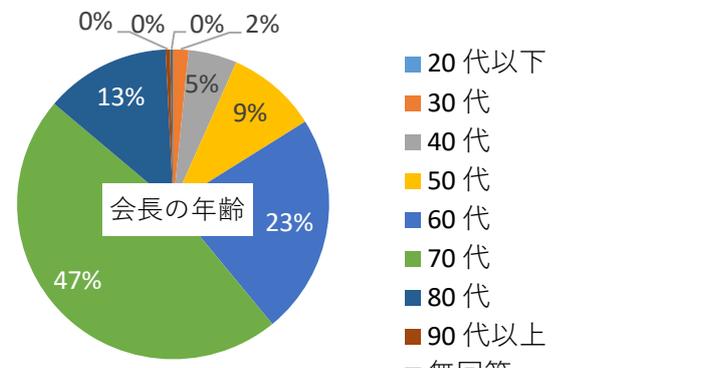
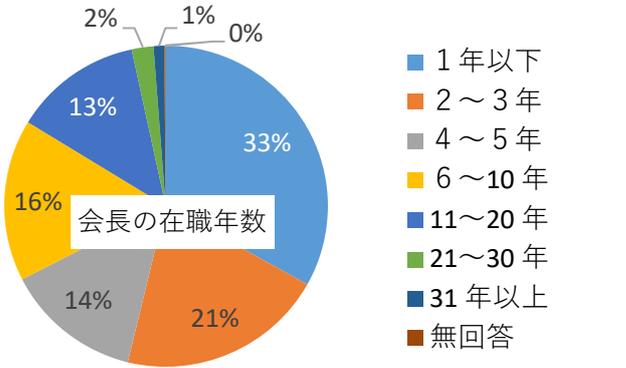
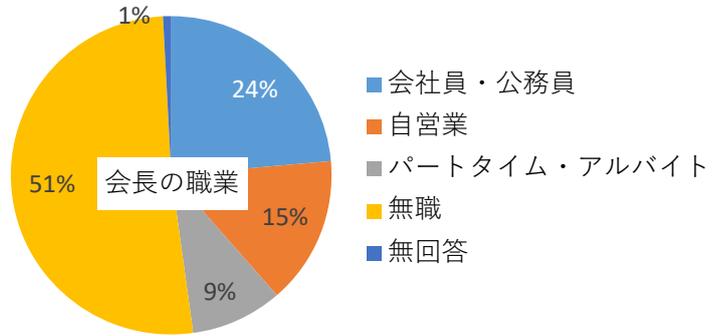
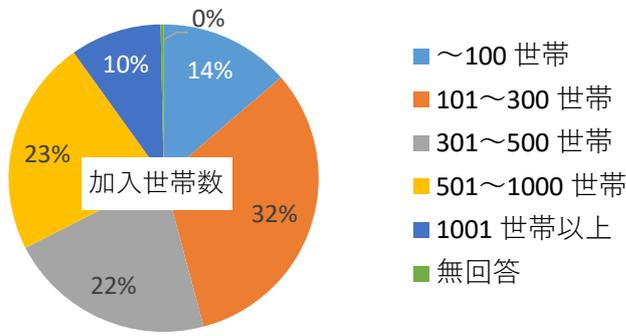
### 区別回収率、回収数



### 電子申請/郵送等 比率

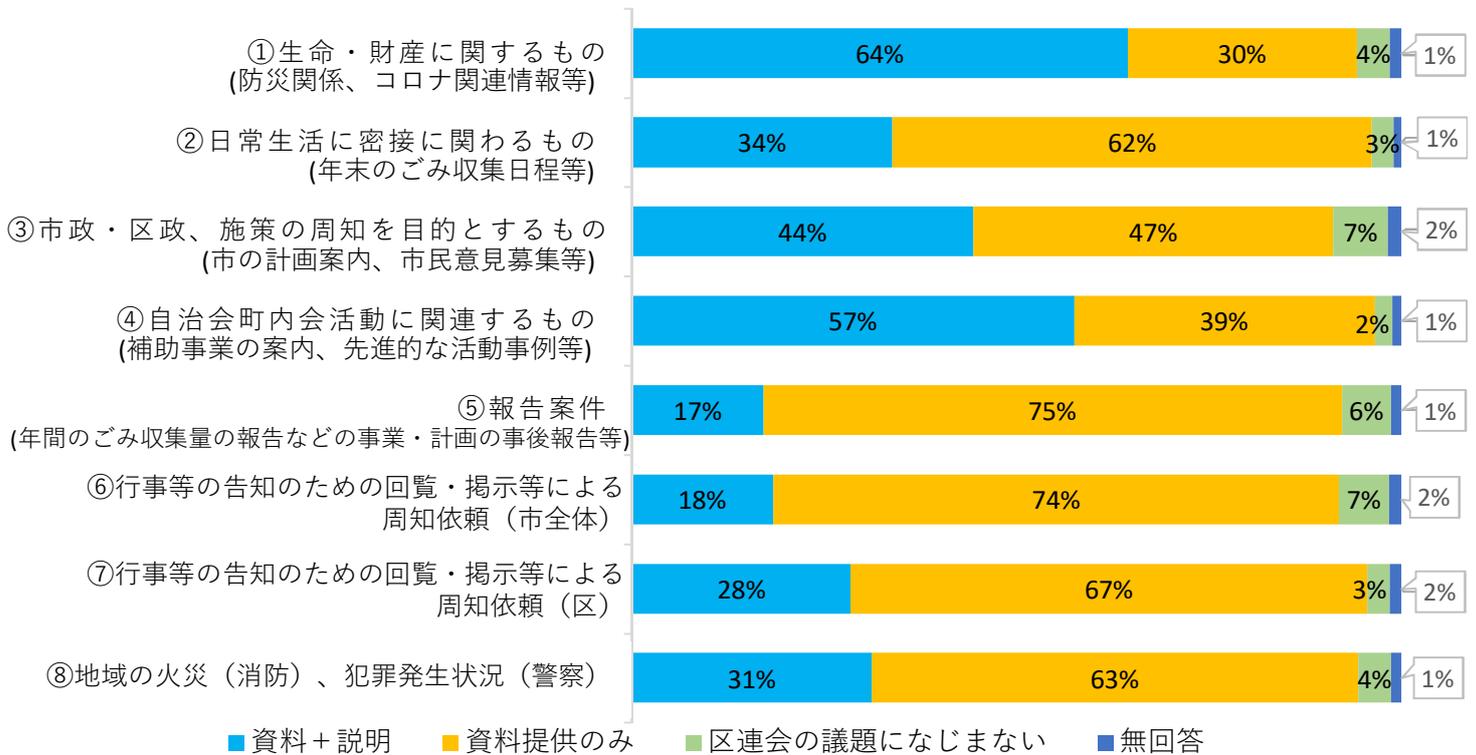


# 1 会長の情報



# 2 横浜市からの情報周知について

2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ (ワード、PDF 等) で活用していますか。

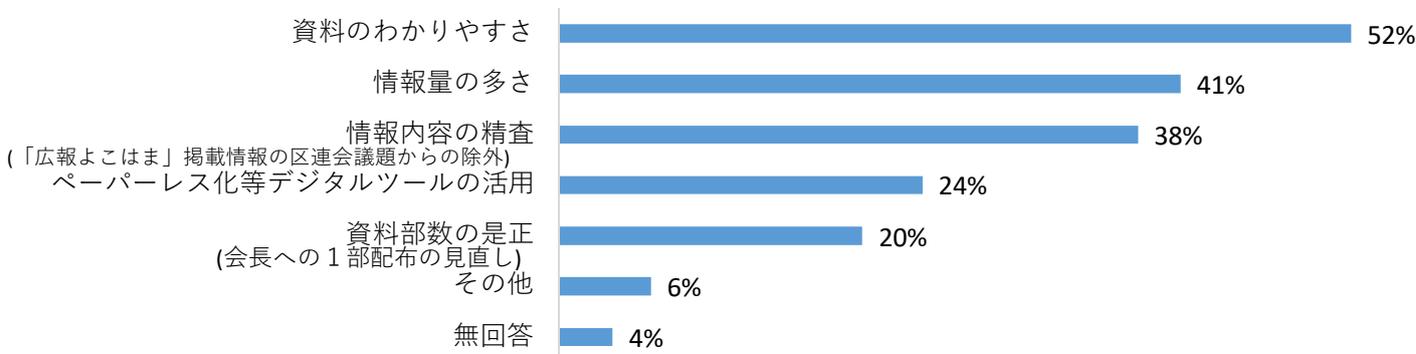


2(3)今後、区連会を通した情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様  
 負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。



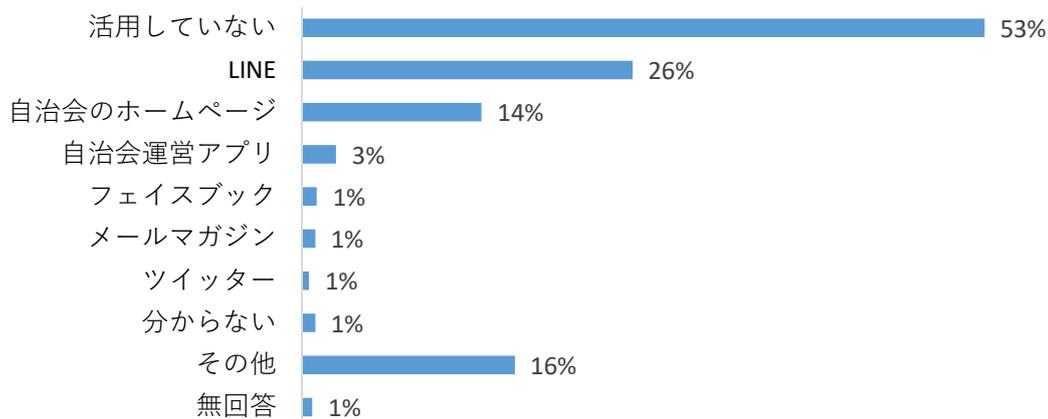
- 区連会後の毎月の資料送付を活用(すべて紙媒体で送付)
- 紙媒体と電子データの併用
- 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、掲示資料は必要数ほしい
- 区連会等のホームページから資料データを入手できるようにしてほしい(紙媒体は不要)
- 区連会の情報は不要
- その他
- 無回答

2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまる  
 ものすべてを選択してください。



### 3 自治会町内会のデジタル化の状況

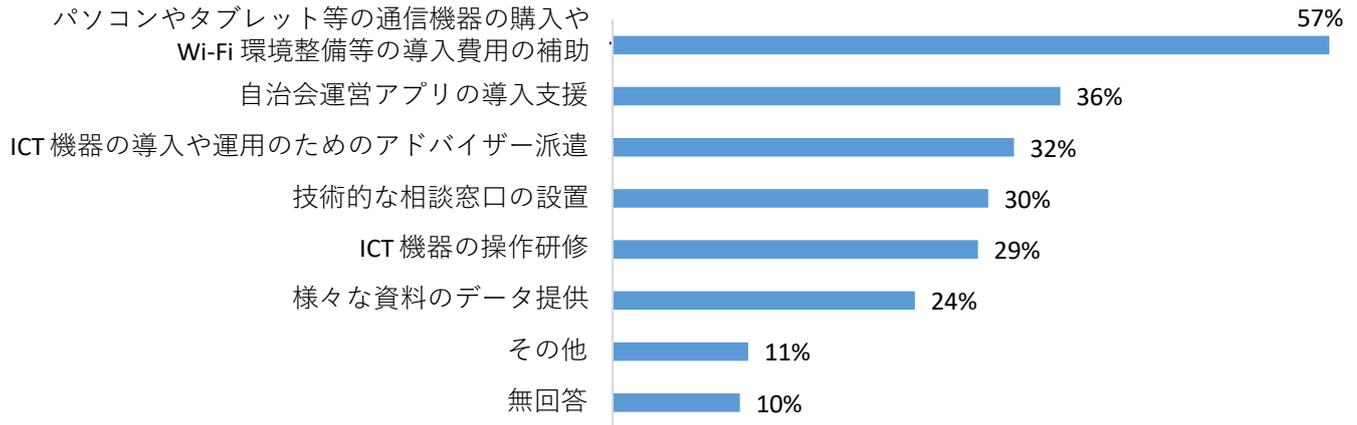
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していま  
 すか。



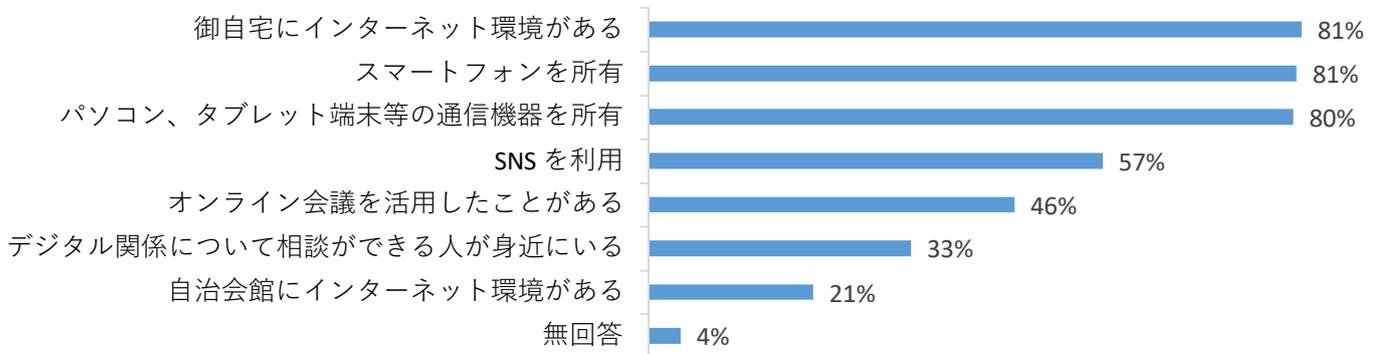
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。



## 4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

## 5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



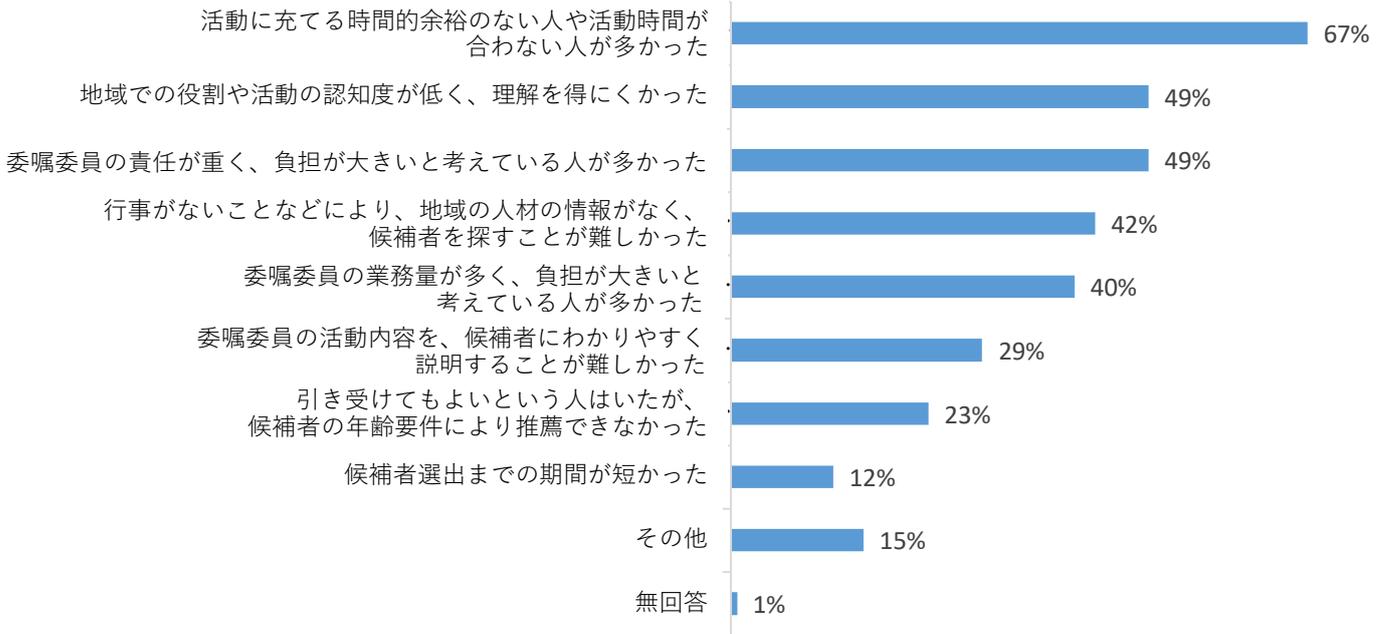
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、  
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

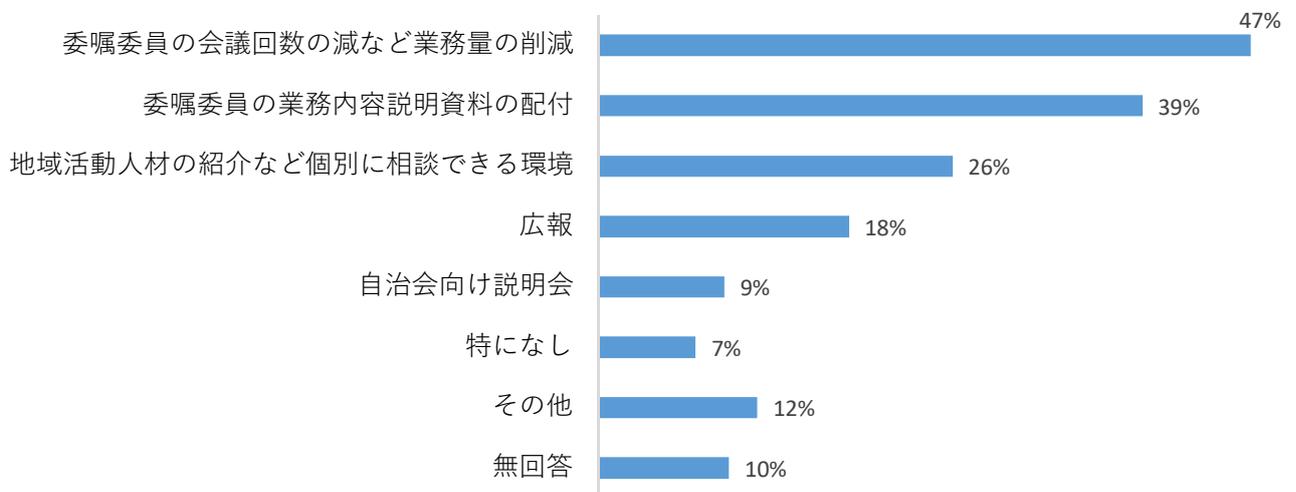
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)

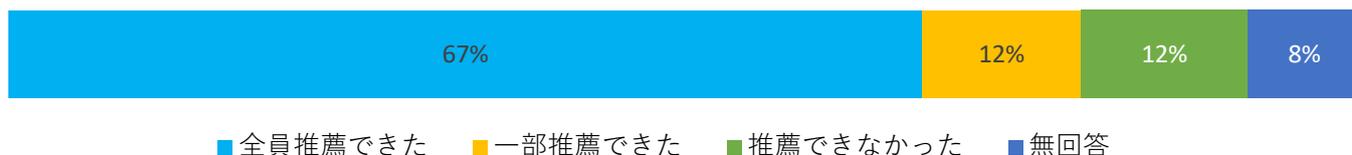


5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）

速報版では省略

## 6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

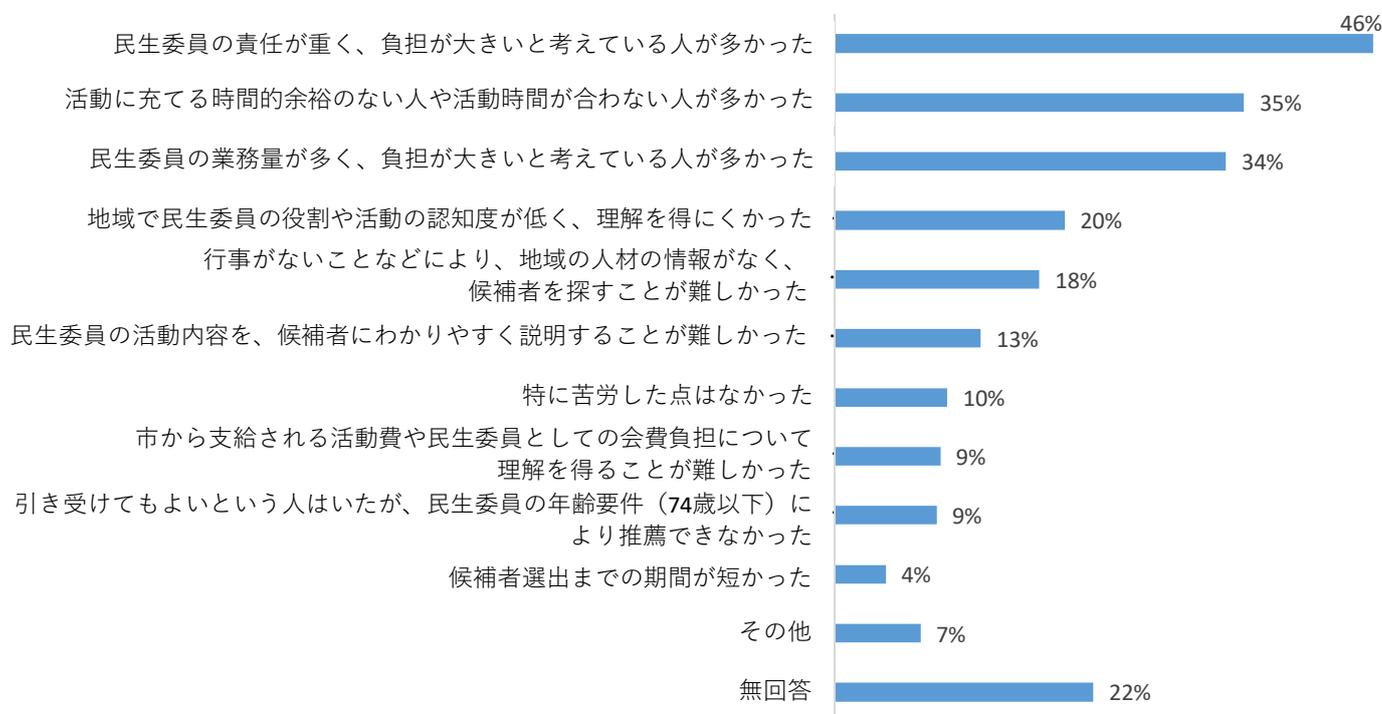
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



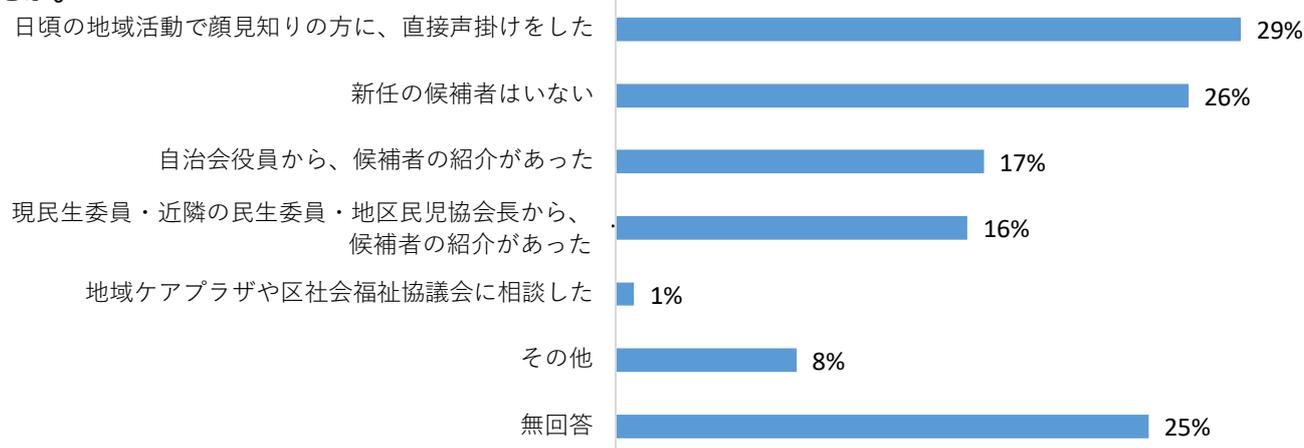
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

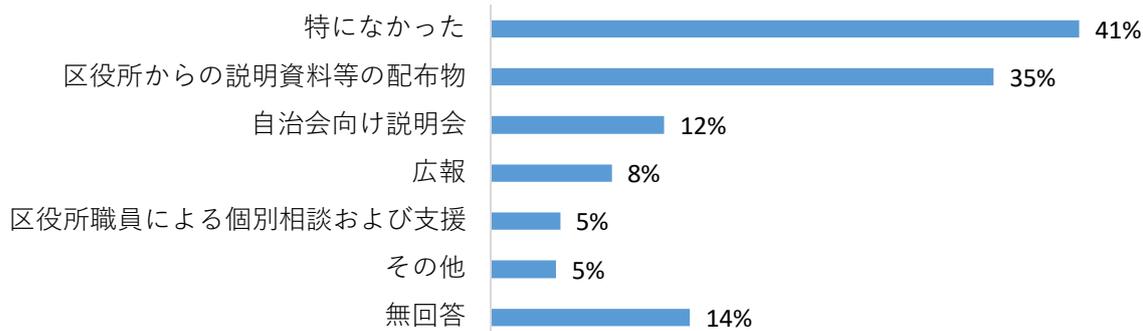
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4)新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

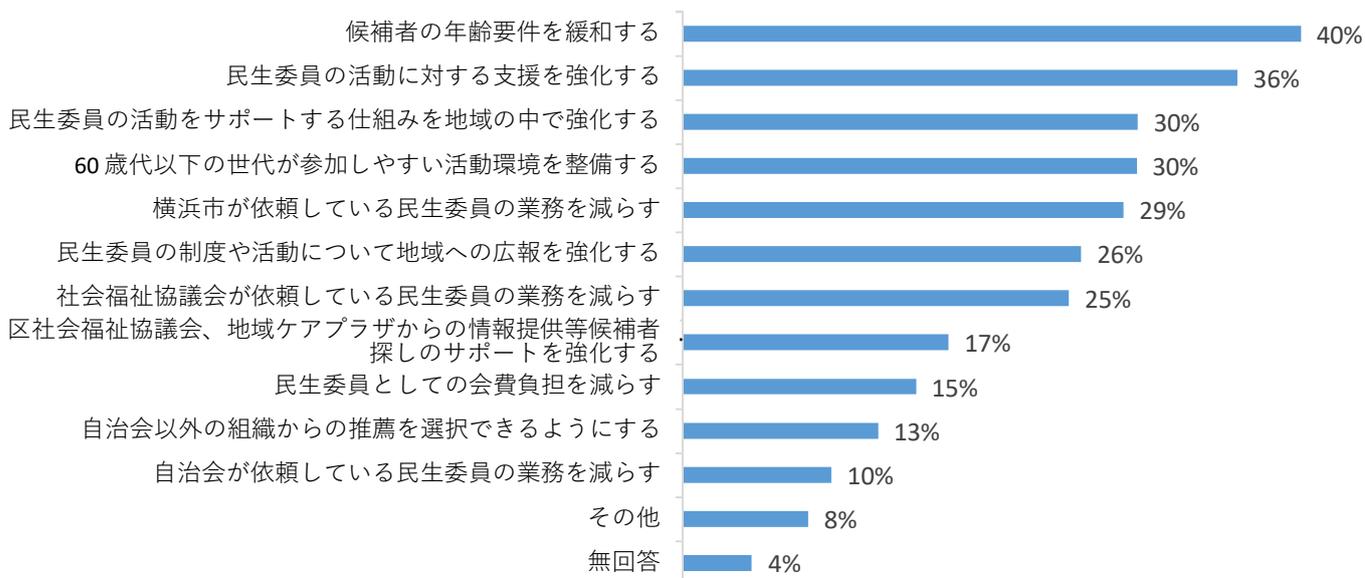


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



## 7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

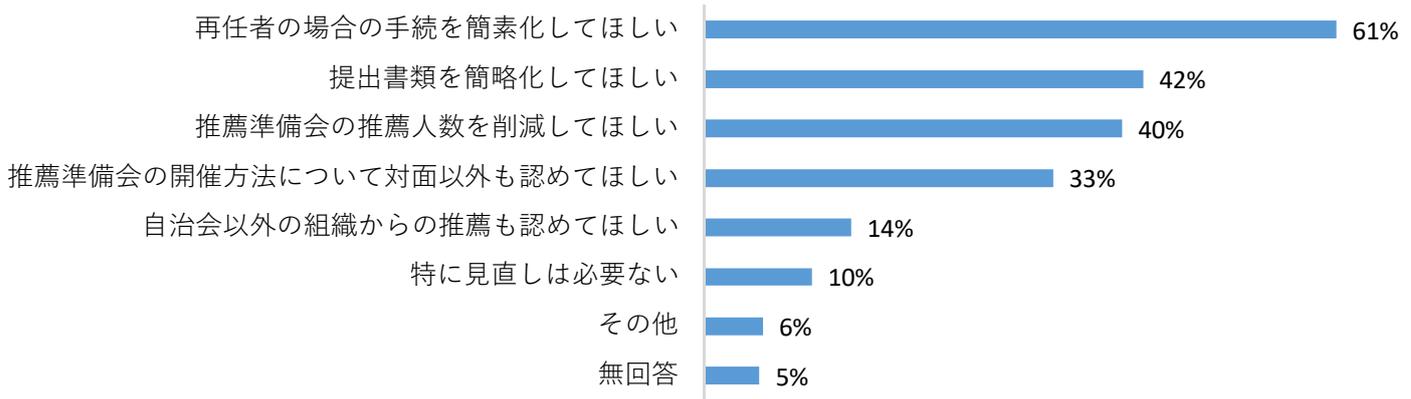


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

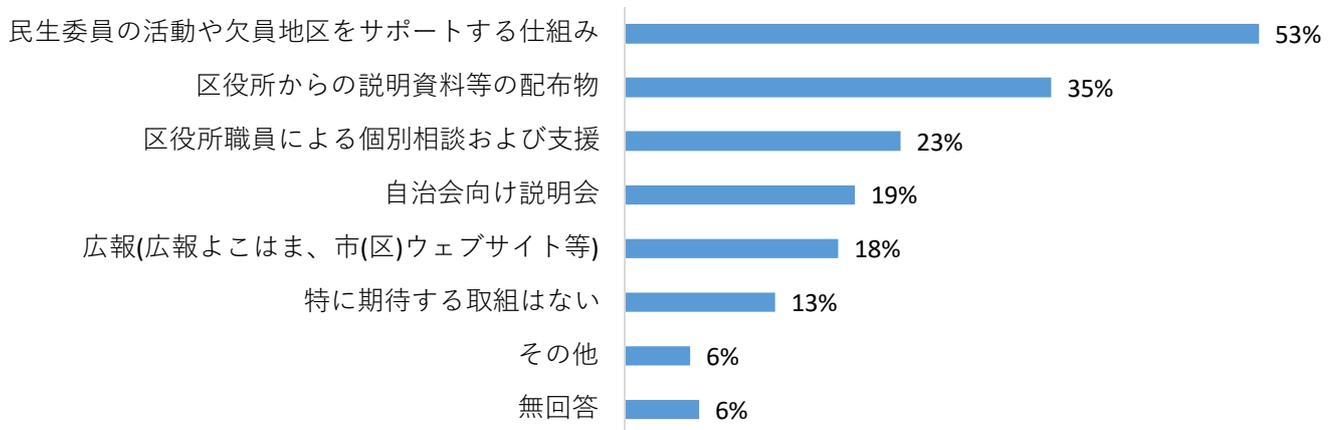


- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- 現状のままでよい
- その他
- 無回答

**7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。**

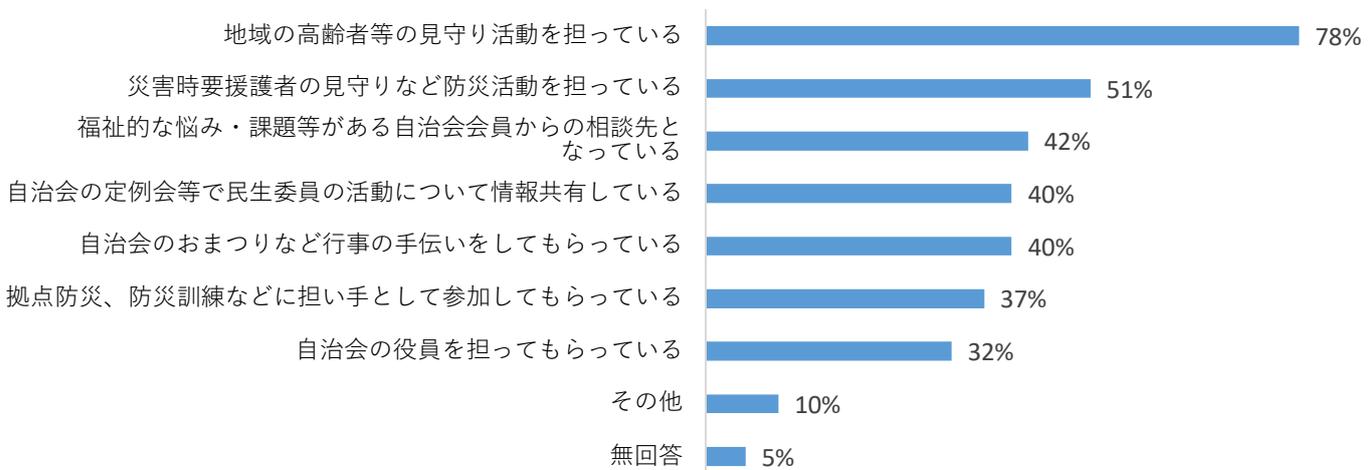


**7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。**



**8 自治会と民生委員との関わりについて**

**8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。**



**8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組**

速報版では省略

**9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）**

速報版では省略

## 自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

### 【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

### 【調査概要】

#### (1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

#### (2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

#### (3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

#### (4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

#### (5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

### 【表記について】

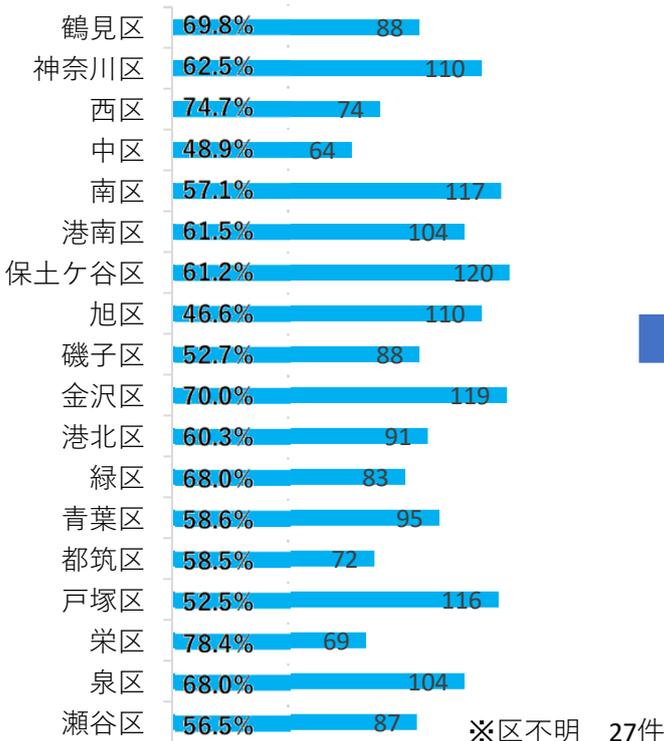
本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=88（磯子区有効回答標本数）とする。

各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

## 回収状況

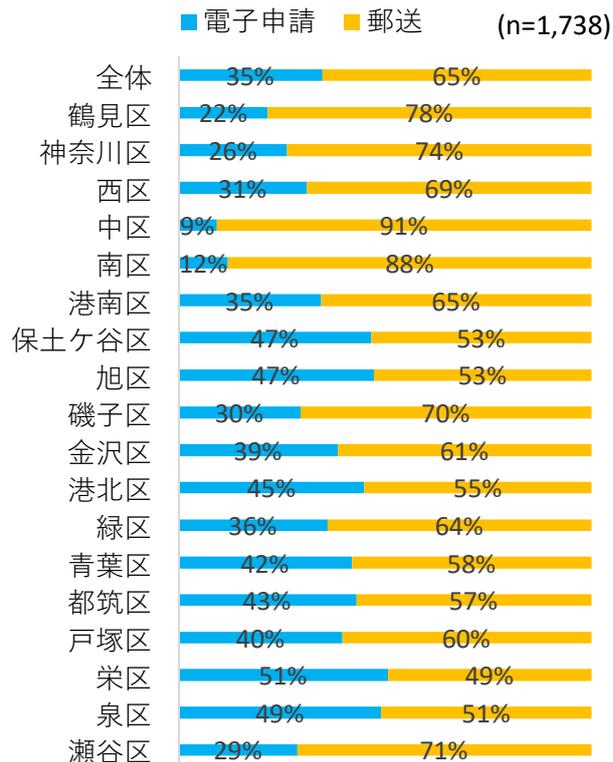
### 区別回収率、回収数

(n=1,738)

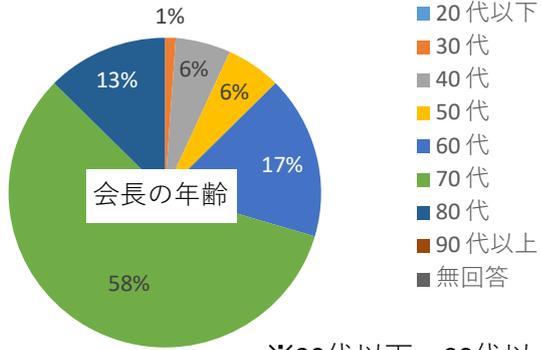
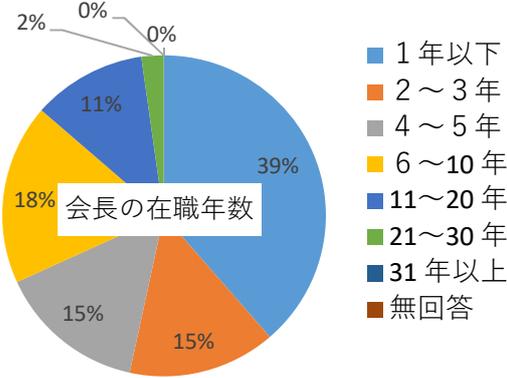
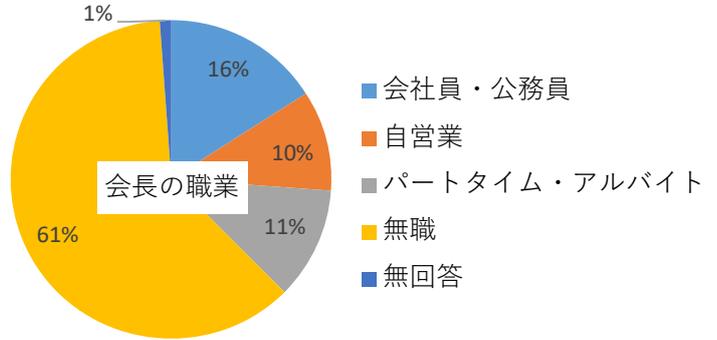
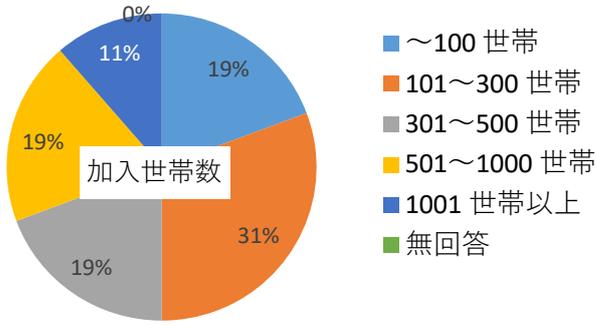


### 電子申請/郵送等 比率

(n=1,738)



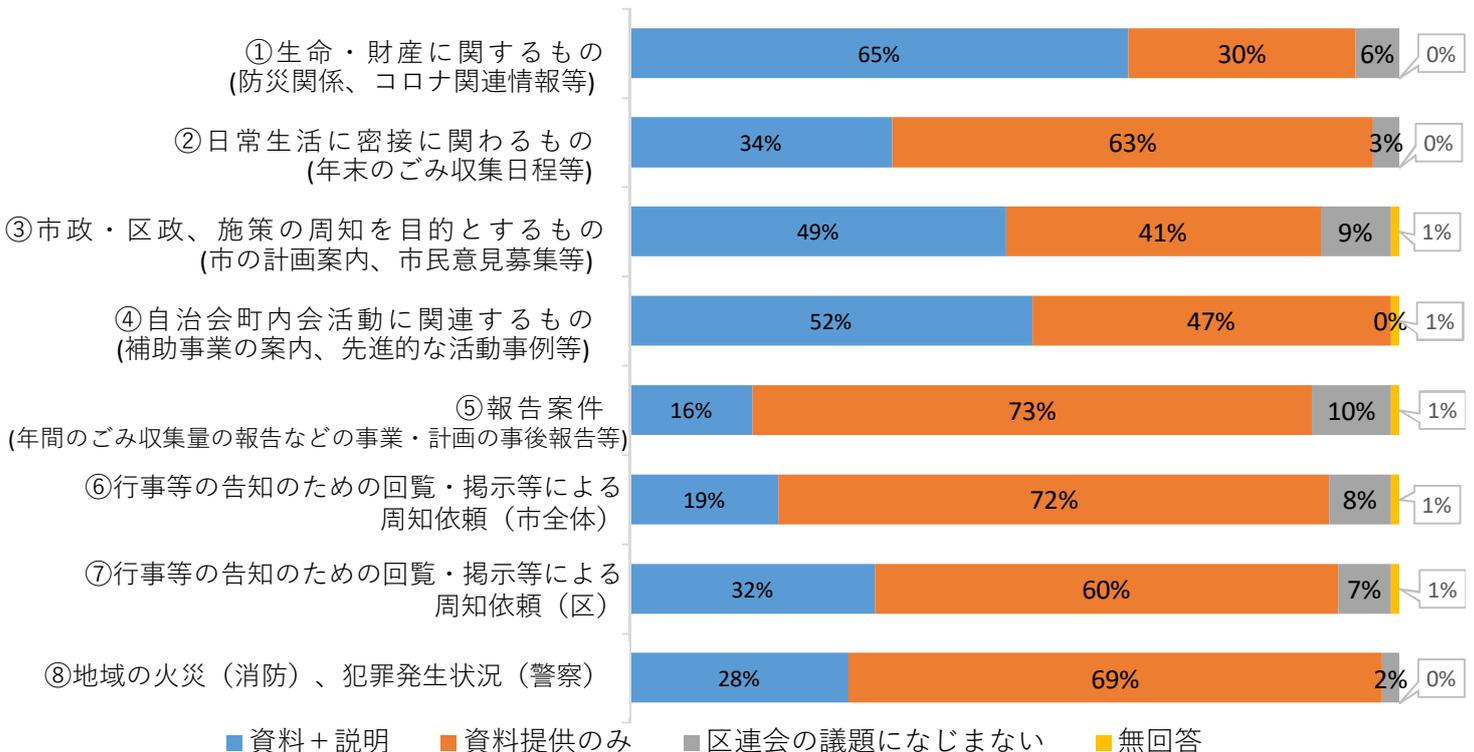
# 1 会長の情報



※20代以下、90代以上、無回答は該当なし

# 2 横浜市からの情報周知について

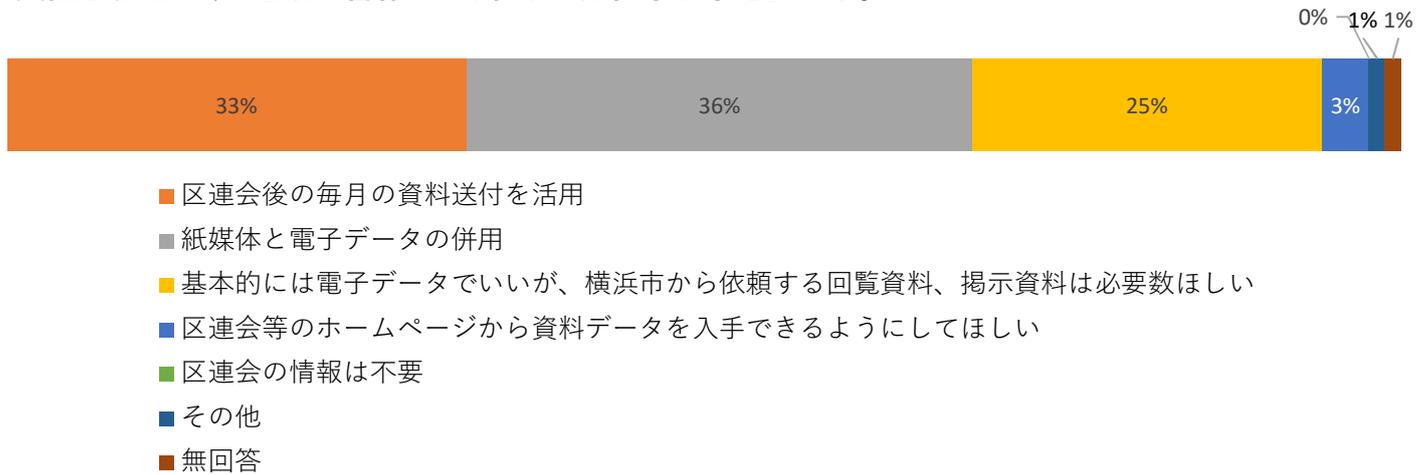
2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



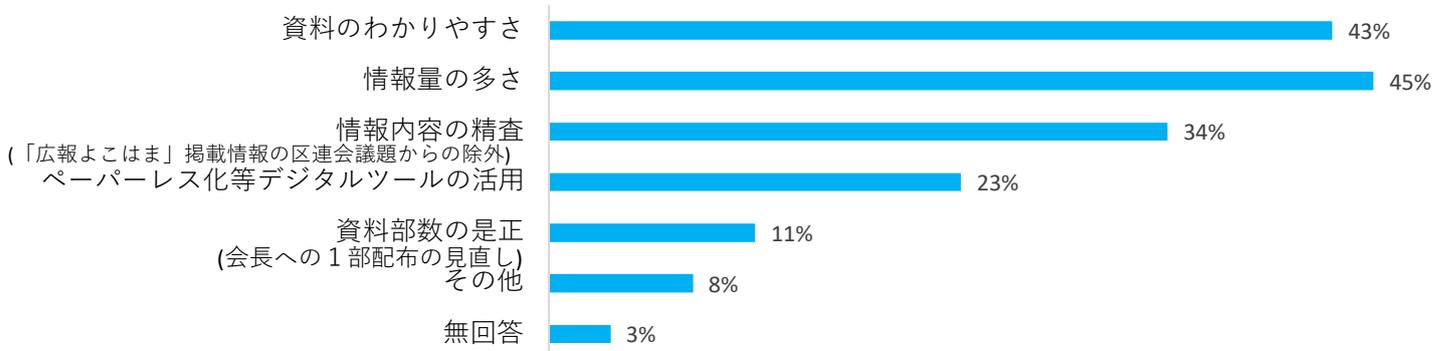
2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ (ワード、PDF 等) で活用していますか。



2(3)今後、区連会を通じた情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。

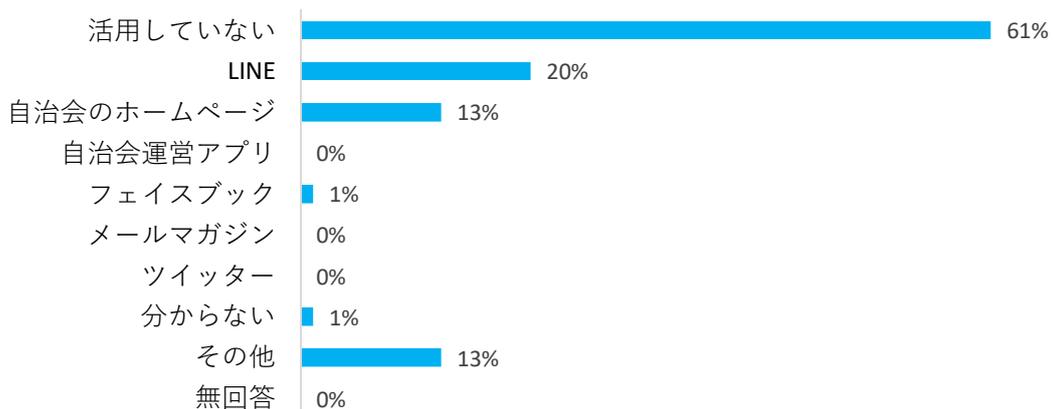


2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてを選択してください。



### 3 自治会町内会のデジタル化の状況

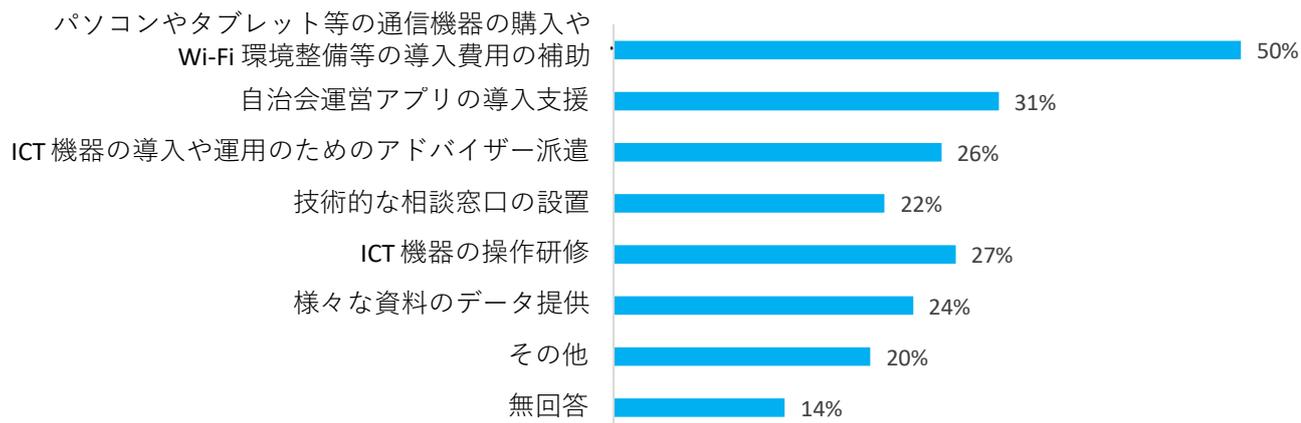
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していますか。



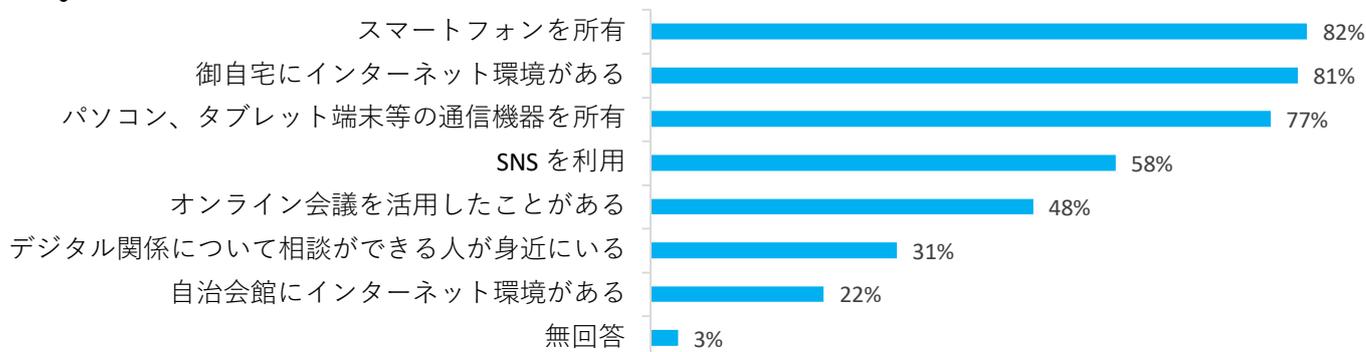
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。



## 4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

## 5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



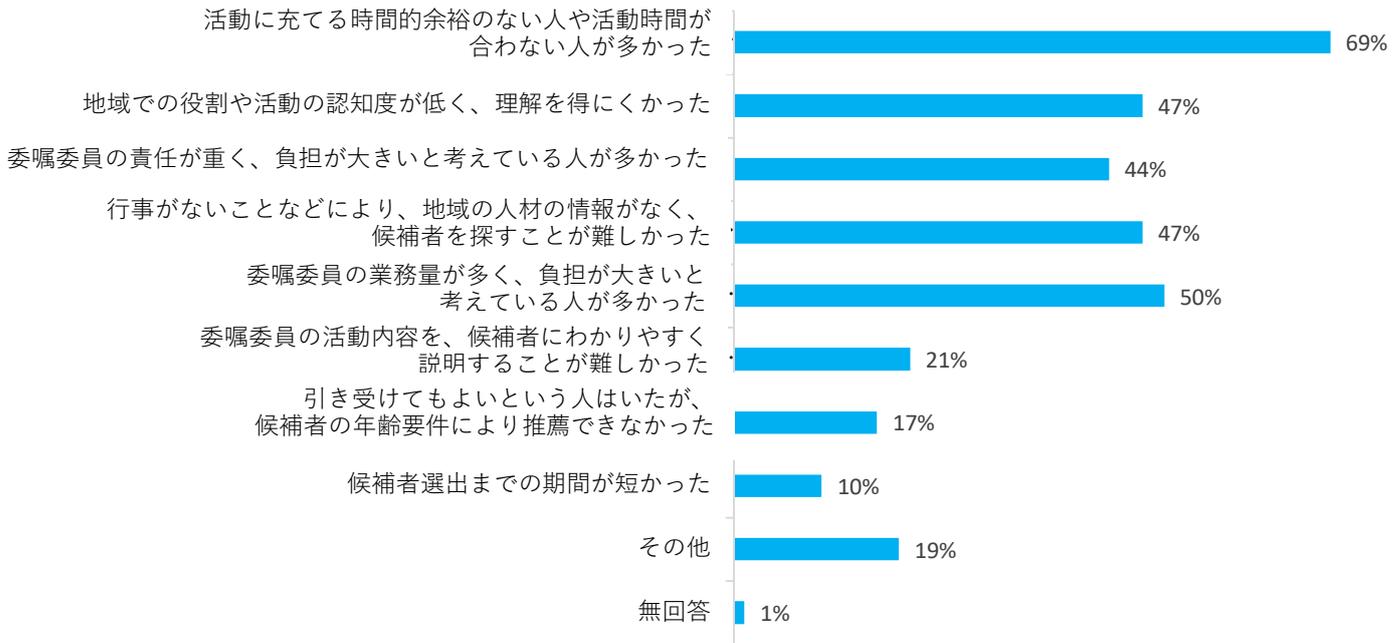
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、  
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

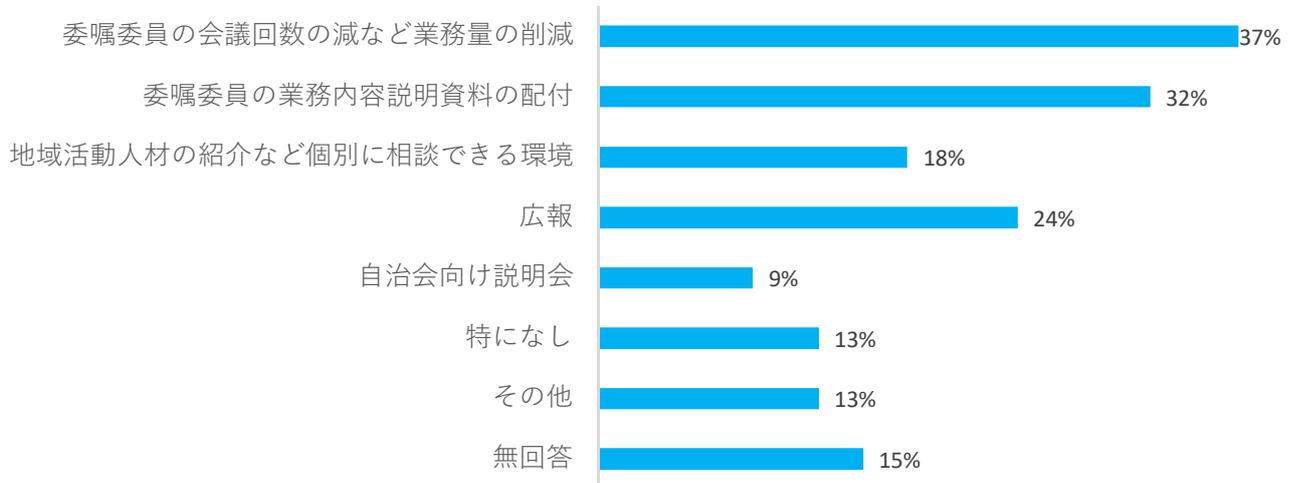
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=78)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=78)



5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）

速報版では省略

## 6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

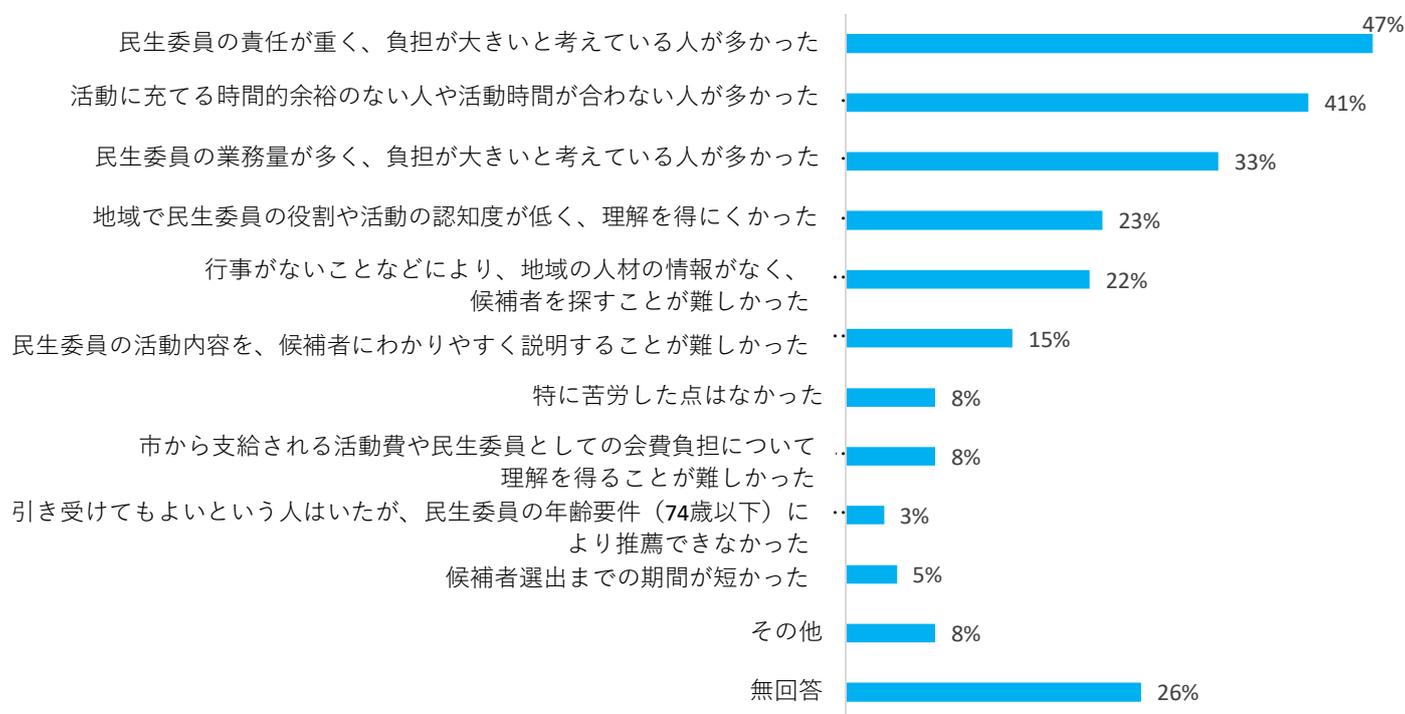
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



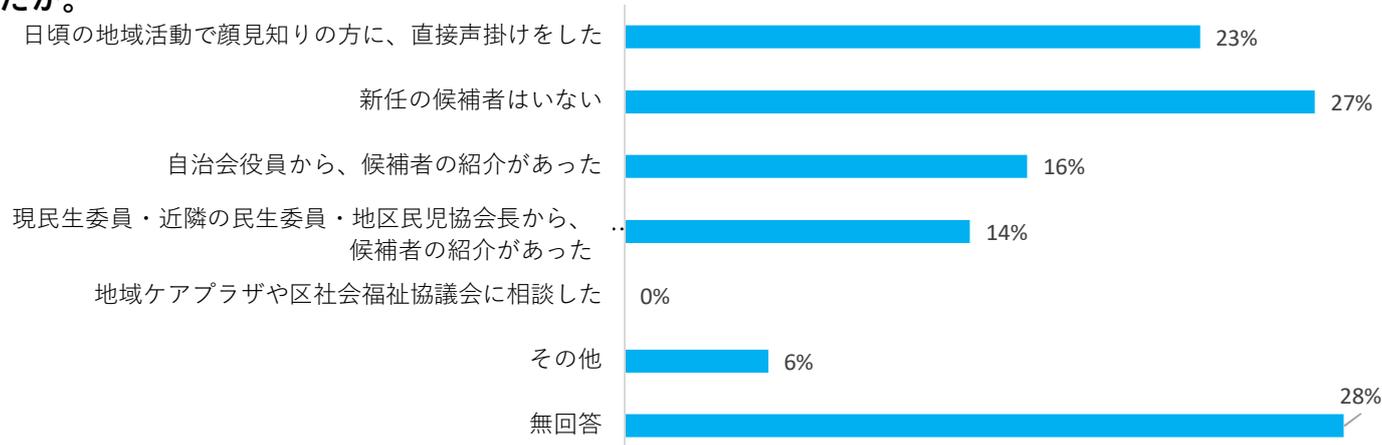
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

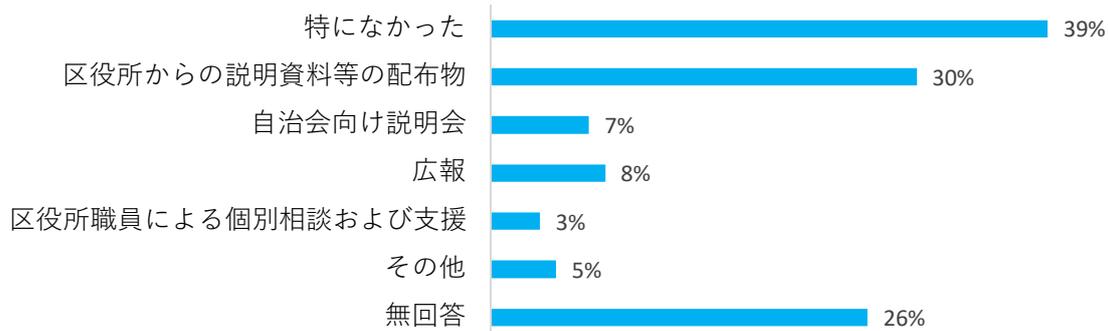
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4) 新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

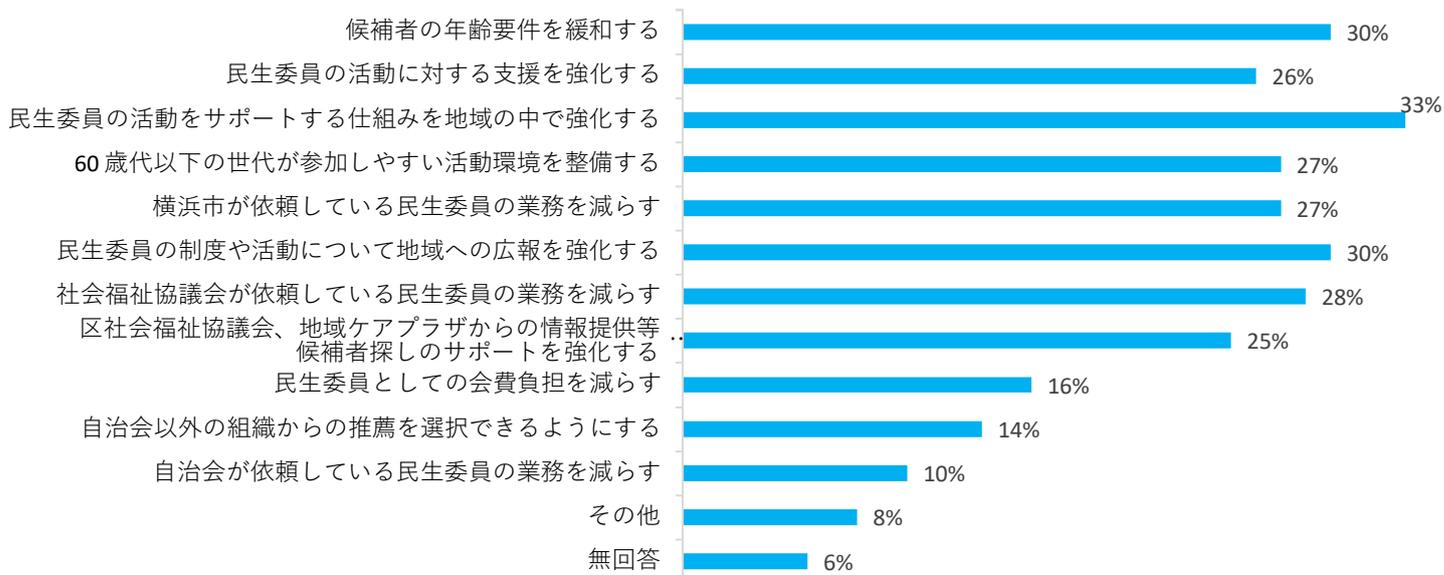


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



## 7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

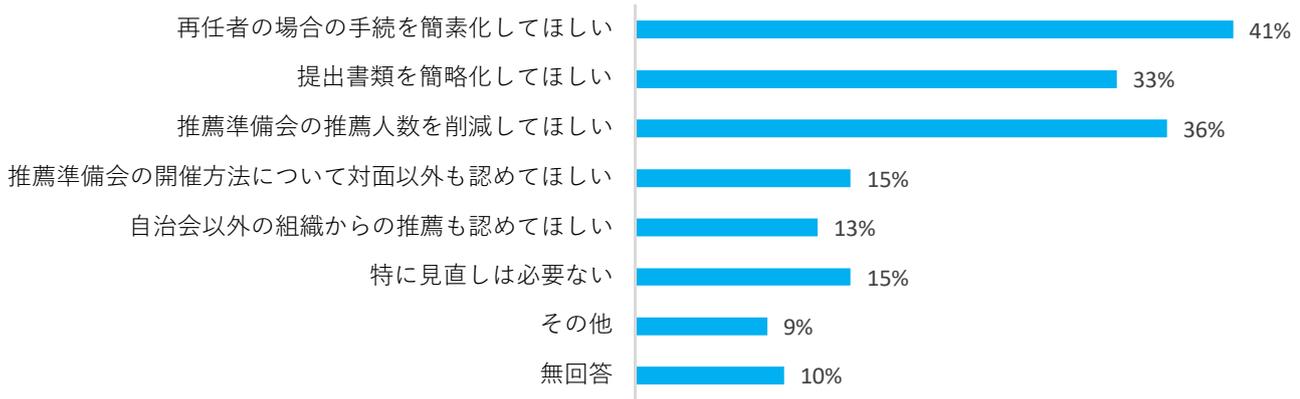


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

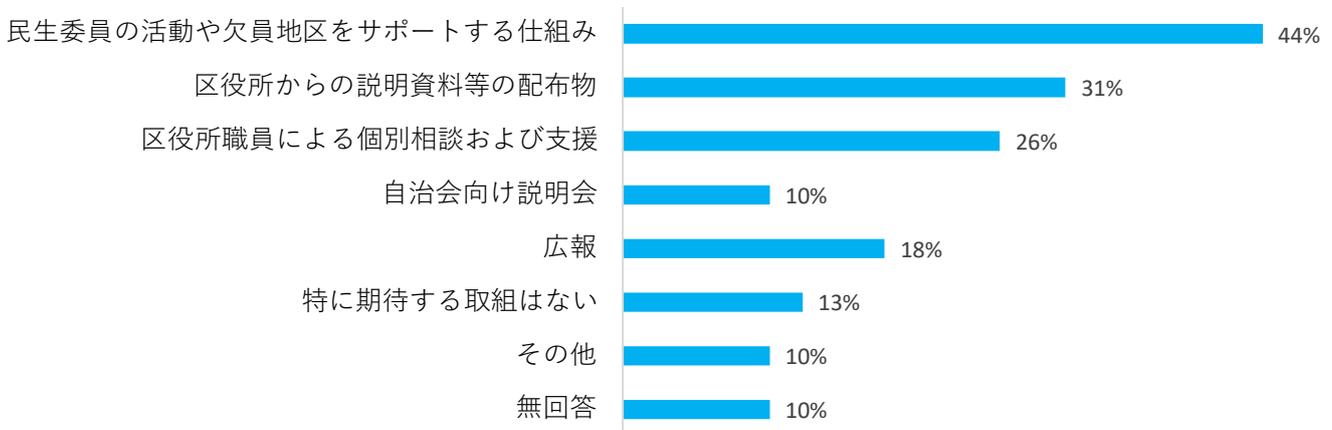


- 現状のままでよい
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- その他
- 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

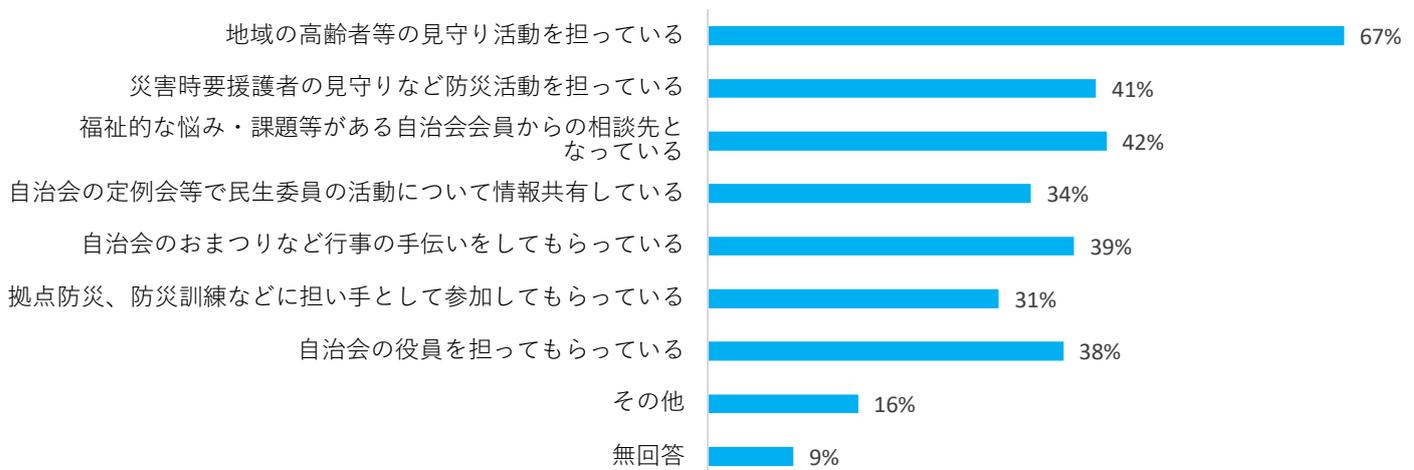


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



## 8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

## 9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

## 「令和5年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和5年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、令和5年度版のリーフレットを3月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

### 1 令和5年度横浜市市民活動保険補償内容

令和4年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1名 上限500万円)
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円 (180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	通院	1日 2,500円 (90日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000円	手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円

### 2 添付資料

リーフレット「令和5年度横浜市市民活動保険のご案内」

### 3 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等  
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和5年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】 市民局地域活動推進課 木村・笹尾

電話：045-671-3624

メール：[sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp](mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp)

# 令和5年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和5年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。  
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

## 特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただけます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

## 対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

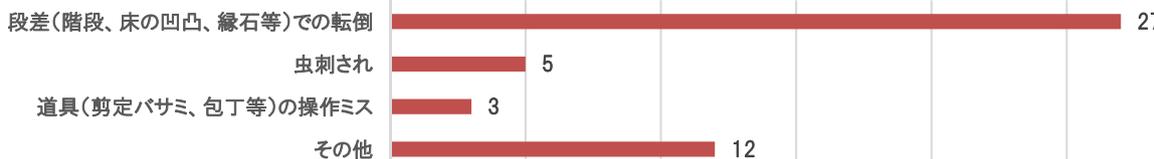
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

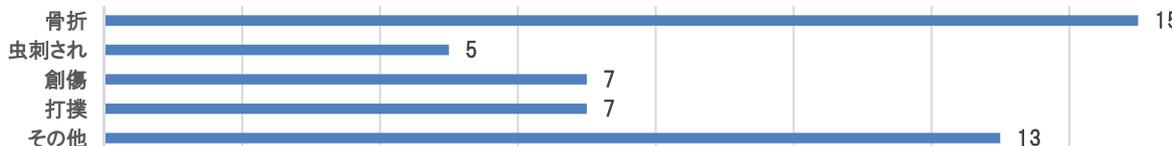
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

### 事故の原因は？

【傷害事故: 令和4年4月～令和4年12月】



### 負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

# 対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



## 次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**  
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)
  - ㊦ 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者**は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
  - ㊧ 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
  - ㊨ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

# 補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 <b>法律上の賠償責任を負った場合に</b> 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 <b>※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。</b>			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した <b>急激かつ偶然な外来事故(※)</b> によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ <b>医師のいる医療機関</b> で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

## ※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



## 支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通	
・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等	
■賠償責任事故	■傷害事故
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故</li> <li>・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故</li> <li>・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損</li> <li>・ 活動者の親族に対する事故 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱中症</li> <li>・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの</li> <li>・ 細菌性食中毒</li> <li>・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの</li> <li>・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故</li> <li>・ 重大な過失による事故</li> <li>・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等</li> </ul>

# 事故が起こった際の手続き方法



## 1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

## 2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

## 3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

## 4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

## 令和5年度自治会町内会現況届の提出について（ご依頼）

平素より、区政にご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

令和5年度自治会町内会現況届について、ご提出をお願いいたします。

本現況届にご記入いただいた情報は、会長へのご連絡や広報物の送付、区内自治会町内会加入世帯数値の公表、「地域活動推進費補助金」の確認（世帯数の確認）等のために使用いたします。

また、認可地縁団体の会長が変更となる場合、告示事項変更の届出が必要ですので、必ずご連絡をお願いいたします。

### 1 自治会町内会現況届の内容について

- (1) 自治会町内会長に関すること
- (2) 区連会資料配送先、回覧数、掲示数

#### 【区連会資料配送先について】

磯子区では、毎月（8月と12月を除く）17日前後に開催される「磯子区連合町内会長会定例会」（区連会）にて、市政・区政にかかる情報提供や、自治会町内会の皆様への依頼事項等を各地区連合町内会長にお伝えしています。その資料の一部を、区連会后、すべての自治会町内会あてに送付しています。

原則、紙袋（サイズ：幅30cm×横45cm×奥行10cm程度）に封入し、配送業者によりお届けしておりますので、ご都合のよい配送先をご記入ください。また、ご不在時には置き配することが出来ますので、可能な限り、置き配の指定場所のご記入をお願いいたします。

- (3) 地域活動推進費担当者に関すること
- (4) 広報配布担当に関すること
- (5) 加入世帯数（基準日 令和5年4月1日）

#### 【地域振興課に報告していただく世帯数について】

全て、令和5年4月1日の数字として、下記の内容が一致している必要があります。

※ 地域活動推進費補助金を申請されない自治会町内会も同様です。

現況届 の世帯数	=	地区連合が把握 している世帯数	=	地域活動推進費の申請書 に記入された世帯数
-------------	---	--------------------	---	--------------------------

不一致の場合は、確認する必要がありますので、補助金の交付および、加入されている地区連合への補助金の交付も、大幅に遅れる可能性がございます。

- (6) 緊急連絡先

裏面あり

## 2 自治会町内会長の個人情報の取扱いについて

自治会町内会現況届で、お届けいただいた自治会町内会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

○氏名について：自治会町内会名とともに公表しています。

(地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。)

○連絡先(住所・電話番号等)について

市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

- (1) 区役所及び横浜市
- (2) 市民(入会希望者)からの問い合わせ
- (3) 各機関及び国・県の行政機関からの問い合わせ  
(区連会、区社会福祉協議会、磯子警察署、区交通安全協会、区防犯協会など)
- (4) 市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
- (5) 工事等の事前説明  
東京電力、東京ガス、N T Tなどの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合
- (6) 開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど、必要と認められる場合
- (7) 不動産会社及び管理会社から、自治会町内会加入のため、自治会町内会の情報を必要とする場合
- (8) 国・県・市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

※その他、現況届に記載されている情報について、加入されている地区連合に提供させていただく場合がございます。

## 3 提出方法

同封の返信用封筒、またはEメールにてご提出をお願いいたします。

提出先アドレス：[is-chishin@city.yokohama.jp](mailto:is-chishin@city.yokohama.jp)

現況届の様式は下記のHPに掲載しています。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/youshiki.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/youshiki.html)

## 4 提出期限

令和5年5月8日(月)

※5月9日以降に会長等に変更があった場合は、お手数ですがその都度ご提出をお願いいたします。

担当:磯子区地域振興課地域活動係 金澤、中谷

電話：750-2391 Fax：750-2534

# 令和5年度 自治会町内会 現況届

令和 年 月 日

横浜市磯子区長

ふりがな  
自治会町内会名

記入者氏名

## 1 自治会町内会長等

ふりがな			電話	
会長名			携帯電話	
			FAX	
住所	(マンション・アパート名もご記入ください)			
任期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
区連会資料 配送先 (回覧・掲示数)	氏名			電話
	配送先住所	(マンション・アパート名もご記入ください)		
	置き配等にご対応いただける場合の置き場所(玄関前、宅配ボックス、ドアノブ等)			
	配送に関する特記事項			
	回覧数 (回覧いただく班数などの数)	掲示数 (掲示いただく掲示板の数)		
地域活動推進費 担当者	氏名			役職
	住所			
	電話		Eメール アドレス	

※現況届に記載されている情報について、加入されている地区連合に提供させていただくことがあります。

※自治会町内会長の個人情報、現況届提出の依頼文に記載のとおりに取り扱います。

※会長情報の提供先が、会長と日頃やりとりがない(不動産業者など)場合は、会長に情報提供をした旨のご連絡をさせていただきます。(ただし、会長が不在の場合などは、ご連絡できないことがありますので、ご了承ください)

## 2 広報配布担当者

広報配布担当者の記入をお願いします。 ※自治会・町内会長と同じ場合は「同上」と記載してください

ふりがな			電話	
担当者名			FAX	
住所				
任期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
配布部数	部	※担当者・配送先・部数に変更が生じた場合は毎月10日までに広報相談係(電話:750-2335)に連絡してください。		
広報よこはま 県のたより等 配送先	〒			
	配送に関する特記事項(あればご記入ください)			

裏面あり

### 3 加入世帯数（令和5年4月1日 現在）

全て、令和5年4月1日現在の情報をご記入ください。

※1 世帯数については、公表数値や、地域活動推進費の基礎数値として使用しますので、確定した数値を必ずご記入ください。

※2 世帯数については、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、現況届の内容とが一致している必要がございます。

加入世帯数 ※世帯数確認のため総会資料への記載をお願いします。 ※該当が無い場合は、必ず「0」とご記入ください。	世帯数		規約明記の有無 (○を付けてください)
	①一般会員	世帯	有 ・ 無
	②会費免除会員	世帯	有 ・ 無
	③法人(賛助)会員等	世帯	有 ・ 無
★「地域活動推進費補助金」の交付申請のためには、会費免除会員、法人会員等が規約に明記されていることが必要です。 ★ 下記の世帯数の欄には、①②③のうち、規約明記が「有」の世帯数の合計をご記入ください。			
	世帯数 (補助金適用世帯数)	世帯	

### 4 緊急連絡先

自治会町内会の役員の方など、3名程度の方のご連絡先の記入をお願いします。

なお、この緊急連絡先報告書については、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役職	氏名	住所	連絡先(携帯電話等)

【連絡先】 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所

○自治会町内会に関する問合せ先： 地域振興課地域活動係 Tel:750-2391・Fax:750-2534

○広報に関する問合せ先： 区政推進課広報相談係 Tel:750-2335・Fax:750-2532

# 令和5年度 自治会町内会 現況届

記載例

横浜市磯子区長

ふりがな  
自治会町内会名

令和5年5月1日  
いそごかい  
磯子会

記入者氏名

〇〇 〇〇

## 1 自治会町内会長等

ふりがな	いそご はじめ		電話	045-750-2391	
会長名	磯子 一		携帯電話	090-0000-0000	
			FAX	045-750-2534	
住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟101号			集合住宅の場合は、建物名や棟の番号まですべてご記入ください	
任期	令和5年5月1日 ~ 令和6年4月30日				
区連会資料 配送先 (回覧・掲示数)	氏名	〇〇 〇〇	電話	000-0000-0000	
	配送先住所	(マンション・アパート名もご記入ください) 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションB棟201号			配送業者等がご連絡することがあります。日中に連絡のとりやすい電話番号をご記入ください。
	置き配等にご対応いただける場合の置き場所(玄関前、宅配ボックス等) 集客室(A棟1階)のドア前に置いてください。				可能な限り、ご記入をお願いします。ご記入いただいた場合は、原則置き場所への配送となります。
	配送に関する特記事項				
回覧板での回覧や、掲示板への掲出をご依頼する際に送付するチラシ等の枚数に使用します。					
回覧数		10	掲示数	5	
(回覧いただく班数などの数)			(掲示いただく掲示板の数)		
地域活動推進費 担当者	氏名	〇〇 〇〇	役職	会計	
	住所	磯子区磯子3-5-1 磯子マンションC棟301号			
	電話	000-000-0000	Eメール アドレス	000@00000.00	

※現況届に記載されている情報について、加入されている地区連合に提供されている場合があります。

※自治会町内会長の個人情報、現況届提出の依頼文に記載のとおりに取り扱われます。

※会長情報の提供先が、会長と日頃やりとりがない(不動産業者など)場合は、会長に情報提供をした旨のご連絡をさせていただきます。(ただし、会長が不在の場合などは、ご連絡できないことがありますので、ご了承ください)

補助金申請のやりとりに、Eメールの活用が可能な場合は、ご記入ください。

## 2 広報配布担当者

広報配布担当者の記入をお願いします。 ※自治会・町内会長と同じ場合は「同上」と記載してください

ふりがな	〇〇 〇〇	電話	000-000-0000
担当者名	〇〇 〇〇	FAX	000-000-0000
住所	磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟105号		
任期	令和5年5月1日 ~ 令和6年4月30日		
配布部数	200 部	※担当者・配送先・部数に変更が生じた場合は毎月10日までに広報相談係(電話:750-2335)に連絡してください。	
広報よこはま 県のたより等 配送先	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子マンションA棟105号 配送に関する特記事項(あればご記入ください)		

裏面あり

### 3 加入世帯数（令和5年4月1日現在）

全て、令和5年4月1日現在の情報をご記入ください。

「①一般会員」は、規約に会員に関する項目があれば、原則すべて「有」となります。

- ※1 世帯数については、公表数値や、地域活動推進費の基礎数値として使用しますので、確定した数値を必ずご記入ください。
- ※2 世帯数については、必ず加入されている地区連合に報告してください。地区連合が把握している数値と、現況届の内容とが一致している必要がございます。

加入世帯数  ※世帯数確認のため総会資料への記載をお願いします。  ※該当が無い場合は、必ず「0」とご記入ください。	世帯数		規約明記の有無 (○を付けてください)
	①一般会員	130 世帯	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
	②会費免除会員	2 世帯	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
	③法人(賛助)会員等	1 世帯	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
★「地域活動推進費補助金」の交付申請のためには、会費免除会員、法人会員等が規約に明記されていることが必要です。 ★ 下記の世界帯数の欄には、①②③のうち、規約明記が「有」の世界帯数の合計をご記入ください。			
	世帯数 (補助金適用世帯数)	132 世帯	

4月1日時点の ①一般会員、②会費免除会員、③法人(賛助)会員等のうち、規約明記の有無(規約にそれぞれの会員について記載しているか)を「有」としたものの合計をご記入ください。  
 ※記載例では、③法人(賛助)会員が1世帯ありますが、規約明記が「無」のため、合計数に含まれていません。

### 4 緊急連絡先

自治会町内会の役員の方など、3名程度の方のご連絡先の記入をお願いします。

なお、この緊急連絡先報告書については、災害発生時等で行政機関からの緊急連絡が必要な時のみ使用し、他のことには使用いたしません。

役職	氏名	住所	連絡先(携帯電話等)
副会長	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
防災部長	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
監事	〇〇 〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【連絡先】 〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区役所

○自治会町内会に関する問合せ先 : 地域振興課地域活動係 Tel:750-2391・Fax:750-2534

○広報に関する問合せ先 : 区政推進課広報相談係 Tel:750-2335・Fax:750-2532

磯子区連合町内会長会資料  
令和5年3月17日

自治会町内会長様

磯子区地域振興課長

## 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

平素より、区政にご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金について、令和5年度分の交付申請を受け付けます。申請を希望する自治会町内会につきましては、申請書等をご提出ください。

また、令和5年度分の交付申請の有無にかかわらず、令和4年度に地域活動推進費補助金の交付を受けた自治会町内会については、必ず令和4年度の活動報告をしていただく必要がありますので、ご対応をお願いいたします。

なお、交付申請及び活動報告の手続きの流れ等は、昨年度から変更ありません。

### 1 令和5年度 地域活動推進費補助金の交付申請

令和5年度 地域活動推進費補助金の交付申請をする団体については、以下の書類の提出が必要となります。申請書の様式は、地域活動推進費補助金と地域防犯灯維持管理費補助金で共通です。両方の申請をする場合は、1枚の申請書にまとめて申請してください。

- (1) 令和5年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書  
兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の規約 毎年、4月1日時点のものをご提出ください
- (5) 提出書類チェック表

※ 申請内容の確認のため、総会資料及びその議事録を同封・ご持参ください

### 2 令和5年度 地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請

令和5年度 地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請をする団体については、以下の書類の提出が必要となります。

- (1) 令和5年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書  
兼実績報告書（第1号様式）
- (2) 電気料金等領収証の写し（令和5年4月分、一括前金払いの場合は直近のもの）  
※代替可能な書類
  - ・支払証明書の写し
  - ・集合住宅の場合は、管理組合と自治会町内会で交わした覚書
- (3) 電気料金集約分内訳書の写し（令和5年4月分）
  - ・内訳表がない場合（灯数が少ない等）は、全灯分の領収証の写しをご提出ください。

裏面あり

### 3 令和4年度 地域活動推進費補助金活動実績報告書等

令和4年度 地域活動推進費補助金の交付を受けた団体については、以下の書類の提出が必要となります。提出がない場合は、令和5年度の補助金交付が行えませんのでご注意ください。

- (1) 令和4年度地域活動推進費補助金活動実績報告書（第6号様式）
- (2) 事業実績報告書
- (3) 収支決算書

※項目単位で10万円以上になる場合には、摘要欄に内訳を記載してください。

例：レクリエーション費が30万円だった場合、摘要欄に、

夏祭り 18万（設営8万、食材費6万、消耗品など4万）・

餅つき 12万（設営3万、食材費7万、消耗品など2万） と記載してください。

- (4) 10万円以上の補助対象経費に係る領収書の写し

※1件の金額が10万円未満、公共料金の支出については不要です。

同一事業者等に対し、同じ要件で年間10万円を超える支払い（分割払いでも総額10万円を超える場合を含む）をした場合は「領収証等支出を証する書類の写し」を全てご提出ください。

- (5) 入札又は見積書の徴収を行った場合（原則、市内に本店のある市内事業者等）の入札の結果が分かる書類又は見積書の写し ※1件100万円以上になると見込まれるときのみ

### 4 提出期限及び提出先

申請書・報告書とも、令和5年8月31日（木）までに地域振興課あて、来庁、郵送、Eメールにてご提出ください。⇒同封の「提出書類チェック表」もご記入の上、ご提出ください。

【住所】〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所地域振興課

【Eメールアドレス】is-chishin@city.yokohama.jp

※各種様式は、磯子区役所ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/chikatsuhi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/chikatsuhi.html)

※来庁でのご提出の際は、その場で内容を確認させていただきますので、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

### 5 その他（お願い等）

- (1) 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金それぞれの手引を同封しています。申請にかかる注意点等を記載しておりますので、ご一読をお願いいたします。
- (2) 町の防災組織活動補助金の申請をいただく自治会町内会については、地域活動推進費補助金の申請に添付していただく予算書・決算書の中で、町の防災組織活動補助金の申請金額等を記載いただいておりますが、金額の誤差が多くなっています。申請の際は、今一度、予算書・決算書に記載の他の補助金の申請金額等のご確認をお願いします。
- (3) 会長が変更となる場合には、確実に引継ぎを行っていただき、期日までに申請をお願いします。
- (4) 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、5年間保管してください。区役所から求められた場合は、提示できるようにしておいてください。
- (5) この補助金は、令和5年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。



令和5年度 地域活動推進費補助金交付申請書・  
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

（申請先）

磯子区長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、  
関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 \_\_\_\_\_ 円  
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

申請にあたっての確認事項

令和5年4月1日現在の加入世帯数は \_\_\_\_\_ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 \_\_\_\_\_ 円  
《積算内訳》  
(地域防犯灯数) (補助単価) (申請金額)

\_\_\_\_\_ 灯 × @2,200円 = \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

(1) 地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

(2) 地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告）

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
  - ②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
  - ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです。

※ 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

区名	整理番号

令和5年度 収支予算書

自治会町内会

○会計年度 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

○収入の部

項	目	予算額	摘	要	
1	会費		円 ×	世帯 × 12 か月 (内訳:会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)	
2	地域活動推進費		次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 円の3分の1(10円未満切捨て)		
	地域防犯灯維持管理費補助金		地域防犯灯	灯 × 2,200 円	
	町の防災組織活動費補助金		160 円 ×	世帯	
3	広報配布謝金		17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数 × 12 か月 = 議会だより 円 ( 4 円 × 配布部数 × 4 回 = )	円 円 円 円	
4	事業収入			円 円 円 円	
5	寄付金、祝金等			円 円 円 円	
6	会館使用料			円 円 円 円	
	その他	団体交付金・謝金		円 円 円 円	
		利息・その他雑入			円 円 円 円
7	前年度からの繰入金			円 円 円 円	
収入合計					

○支出の部

項 目		予算額	摘 要			
事務費	1	会 議 費		円	円	円
				円	円	円
	2	事 務 費		円	円	円
				円	円	円
	3	人 件 費		円	円	円
				円	円	円
	4	会館(会場)借上料		円	円	円
			円	円	円	
5	会館光熱水費		円	円	円	
			円	円	円	
6	会館修繕費		円	円	円	
			円	円	円	
7	その他		円	円	円	
			円	円	円	
事務費 小計 ①						
事業費	1	環境事業費		円	円	円
				円	円	円
	2	安全、安心環境づくり事業費		円	円	円
				円	円	円
	3	社会教育事業費		円	円	円
				円	円	円
	4	レクリエーション費		円	円	円
			円	円	円	
5	福利厚生事業費		円	円	円	
			円	円	円	
6	文化事業費		円	円	円	
			円	円	円	
7	そ の 他		円	円	円	
			円	円	円	
事業費 小計 ②						
補助対象予定経費①+②=③						
補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費		円	円	円
	2	町の防災組織活動費		円	円	円
	3			円	円	円
	4			円	円	円
補助事業費 小計 ④						
その他	1	会館建設・修繕積立金		円	円	円
	2	交際費		円	円	円
	3	慶弔費		円	円	円
	4	懇親会費		円	円	円
	5	寄付金・募金		円	円	円
	6	予備費		円	円	円
	7	その他		円	円	円
その他 小計 ⑤						
支出合計 (③+④+⑤)						

（報告先）  
磯子区長

（報告者） 所在地  
団体名  
代表者名

## 令和4年度 地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和4年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

\_\_\_\_\_円

2 [自治会町内会]

補助対象経費合計額×3分の1（補助率）

\_\_\_\_\_円

[地区連合町内会]

基礎的支援費+（補助対象経費合計額-基礎的支援費）×3分の1（補助率）

\_\_\_\_\_円

3 余剰金

\_\_\_\_\_円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1件の金額が10万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無（どちらかに○をしてください）

5 添付書類

（1）事業実績報告書

（2）収支決算書

（3）上記4が有の場合には、当該書類又はその写し

（4）要綱第28条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

（5）要綱第28条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

（6）その他区長が必要とする書類

区名	整理番号

令和4年度 収支決算書

自治会町内会

○会計年度 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

○収入の部

項目	決算額	摘要
1 会費		円 × 世帯 × (内訳: 会費会員 世帯、会費免除会員 世帯)
2 補助金	地域活動推進費	区役所から交付を受けた地域活動推進費
	防犯灯維持管理費補助金	防犯灯 灯 × 2,200 円
	町の防災組織活動費補助金	160 円 × 世帯
3 広報配布謝金		17 円 (広報よこはま 9 円 + 県のたより 8 円) × 配布部数 × 12 か月 = 議会だより 円 ( 4 円 × 配布部数 × 4 回 = ) 円 円
4 事業収入		円 円 円 円
5 寄付金、祝金等		円 円 円 円
6 その他	会館使用料	円 円 円 円
	団体交付金・謝金	円 円 円 円
	利息・その他雑入	円 円 円 円
7 前年度からの繰入金		円 円 円 円
収入合計		

○支出の部

項 目		決算額	摘 要		
事務費	1 会議費		円	円	円
	2 事務費		円	円	円
	3 人件費		円	円	円
	4 会館(会場)借上料		円	円	円
	5 会館光熱水費		円	円	円
	6 会館修繕費		円	円	円
	7 その他		円	円	円
事務費 小計 ①					
事業費	1 環境事業費		円	円	円
	2 安全、安心環境づくり事業費		円	円	円
	3 社会教育事業費		円	円	円
	4 レクリエーション費		円	円	円
	5 福利厚生事業費		円	円	円
	6 文化事業費		円	円	円
	7 そ の 他		円	円	円
事業費 小計 ②					
補助対象経費①+②=③			〔 参考 補助対象経費×1/3(1円未満切り捨て) = 〕		
補助事業費	1 防犯灯維持管理費		円	円	円
	2 町の防災組織活動費		円	円	円
	3		円	円	円
	4		円	円	円
補助事業費 小計 ④					
その他	1 会館建設・修繕積立金		円	円	円
	2 交際費		円	円	円
	3 慶弔費		円	円	円
	4 懇親会費		円	円	円
	5 寄付金・募金		円	円	円
	6 その他		円	円	円
その他 小計 ⑤					
次年度への繰越金 ⑥					
支出合計 (③+④+⑤+⑥)					

**令和5年度**

**地域活動推進費補助金 事務の手引**

**(自治会町内会・地区連合町内会)**

**令和5年3月**

**横浜市市民局地域活動推進課**

\*この手引は、令和5年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

## <目 次>

地域活動推進費補助金の概要	1～2 ページ
---------------	---------

### <令和4年度地域活動推進費補助金>

1 活動実績報告	3～8 ページ
事業実績報告書 作成例	5～6 ページ
収支決算書 記入例	7～8 ページ
2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	9～12 ページ
余剰金額算出例（地区連合町内会）	10 ページ

### <令和5年度地域活動推進費補助金>

1 交付申請	13～20 ページ
事業計画書 作成例	15～16 ページ
収支予算書 記入例	17～18 ページ
補助金額算出例（地区連合町内会）	19 ページ
2 交付請求	21～23 ページ
3 執行上の留意点	24 ページ
4 活動実績報告	} ※令和4年度と同じ手続きと なります。 3～12ページを参照して ください。
5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還	

### <参考>

補助対象・補助対象外経費の例	25 ページ
----------------	--------

# 地域活動推進費補助金の概要

## 1 地域活動推進費補助金の制度

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	700円×加入世帯数	公益的活動に係る事務費・事業費  (他の補助金を利用して いる事業を除く)
地区連合町内会	3分の3	12万円 (基礎的支援費)	
	(補助対象経費－基礎的支援費) × 3分の1	170円×加入世帯数+5万円	

### <補助対象経費の例>

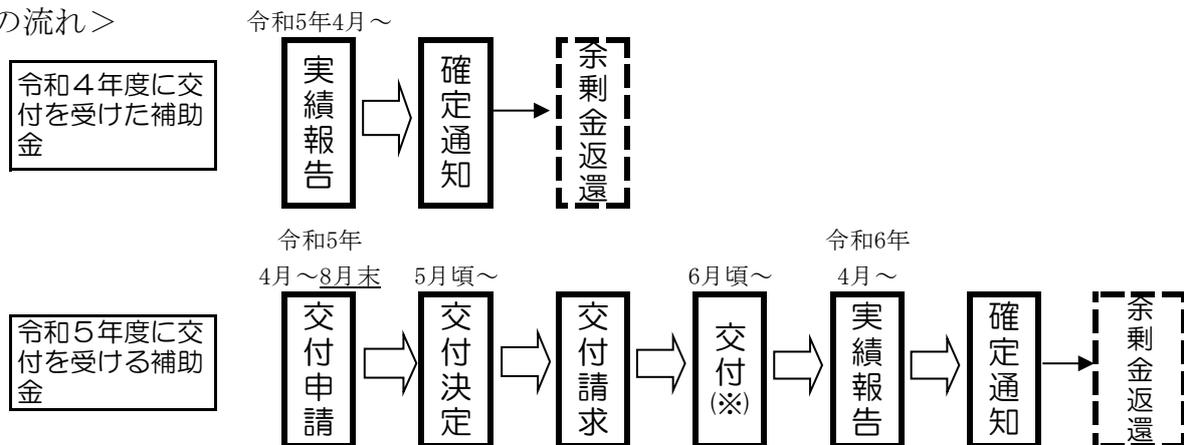
自治会町内会・地区連合町内会が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、地域に対して公益的な活動を行う他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等

### <補助対象外経費の例>

他の補助金（「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」等）を利用して実施している事業や活動の費用、入学・成人・敬老等の祝金、賀詞交換会開催費・参加費、裁判費用、交際費、慶弔費（祝金、香典等）、懇親会費（新年会、忘年会、慰労会等）、寄付金、募金（共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等）、積立金、予備費、次年度への繰越金 等

## 2 補助金交付から活動実績報告、余剰金の返還までの流れ

### <手続の流れ>



### (1) 交付申請 (手続の詳細は、13～20ページをご覧ください)

①交付申請書（第1号様式）、②事業計画書、③収支予算書、④規約 を、区役所が指定する日までに、区役所地域振興課に提出してください。手続きの際は、申請内容の確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参ください。**

- \* 令和4年度補助金の「活動実績報告」や「余剰金返還」の確認ができない場合は、令和5年度の補助金交付を保留することとなりますので、ご注意ください。  
(令和4年度活動実績報告書と令和5年度補助金交付申請書は同時に提出いただけます)
- \* 会計年度が「4月から翌年3月」ではない場合は、区役所にご相談ください。
- \* 書類に不備があったときは、再提出していただく場合があります。

### (2) 交付決定 (20ページに交付決定通知書のひな形を参考として掲載しています)

交付申請書及び添付書類を審査し、適正な場合は、区役所から交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

**(3) 交付請求**（手続の詳細は、21～23ページをご覧ください）

交付決定通知書を受領されましたら、①交付請求書（第5号様式）、②交付決定通知書の写し、③口座振替依頼書を区役所地域振興課に提出してください。書類を確認し、指定の口座へ補助金を振り込みます。

**(4) 活動実績報告**（手続の詳細は3～8ページをご覧ください）

年間の活動を終わられましたら、①活動実績報告書（第6号様式）、②事業実績報告書、③収支決算書、④補助対象経費に係る領収書の写し等を、区役所が指定する日までに区役所地域振興課に提出してください。手続の際は、申請内容の確認のため、**総会資料及びその議事録をご持参ください。**

**(5) 補助金額確定通知 及び 余剰金返還**（手続の詳細は9～12ページをご覧ください）

活動実績報告書及び添付書類を審査し、適正な場合は、補助金額を確定し、区役所から補助金額確定通知書（第7号様式）を送付します。なお、補助金額を確定した結果、補助金に余剰金があると認められた場合は、該当する団体に対して補助金返還請求書（第8号様式）と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

**3 加入世帯数について****<加入世帯数の把握>**

- ・ 補助金の算定根拠となる加入世帯数は、毎年4月1日を基準日とします。
- ・ 加入世帯数は、補助金を申請するために必要な数字です。転出・転入などにより変動する加入世帯数を把握することは、大変な作業ですが、例えば、毎年3月末には班ごとの加入世帯数を再点検するなど、正確な把握をお願いします。

**<加入世帯数に変更があった場合>**

- ・ 総会資料と4月1日現在の加入世帯数に増減があった場合は、申請時に区役所窓口で申し出てください。その際、世帯数の増減が確認できる書類（名簿、班ごとの世帯数報告資料など）を提示していただく場合があります。

**<加入世帯数の定義、数え方>**

- ・ 加入世帯数には、会費を減免している世帯や法人会員（商店、病院など）も含まれます。ただし、規約等により会費減免や法人会員について規定が必要です。なお、「会費減免世帯」とは「加入はしているが会費は減免している」世帯のことです。「未加入のため会費は徴収していないが広報を配布している」世帯は、加入世帯数とは数えません。
- ・ 社員寮やアパートなどの集合住宅の場合は「1戸（室）＝1世帯」と数えます（ただし、自治会町内会で実加入世帯数にかかわらず「1棟＝1世帯」としている場合を除く）。加入世帯数が「0」なのに「1棟＝1世帯」で数えたり、実際加入している世帯数より多い世帯数（例：アパート全体の戸数）で申請することはできません。

**4 その他**

- ・ 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、区役所から提示を求める場合がありますので、年度ごとに整理して**5年間**大切に保管してください（補助金要綱で義務付けられています）。
- ・ 区役所に提出された書類は、市民の方から情報公開請求があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて公開することとなります。

**令和4年度  
地域活動推進費補助金**

**活動実績報告（余剰金の返還）について**

# 1 活動実績報告 ～令和4年度補助金～

## (1) 活動実績報告書の提出について

令和4年度地域活動推進費補助金の交付を受けた団体は、当該年度の活動実績報告に必要な書類を、区役所が定める期限内に、区役所地域振興課へ提出してください。

- \* 地域活動推進費補助金は、活動実績報告書を区役所へ提出することを条件に交付しています。**活動実績報告書の提出がなされないと、補助金を全額返還していただく場合がありますほか、令和5年度地域活動推進費補助金の交付も保留することとなりますので、ご注意ください。**

## (2) 必要書類

- ① 活動実績報告書（第6号様式）
- ② 事業実績報告書（総会資料で代用可）
- ③ 収支決算書（総会資料で代用可）
- ④ 補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）
- ⑤ 補助対象経費に係る支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれたために市内事業者による入札又は見積合わせを実施した場合は、「入札の結果が分かる書類又は見積書の写し」及び「当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し」

\* ④及び⑤については、24ページの「執行上の留意点」も併せてご覧ください。

\* 上記①から⑤の書類のほか、申請内容の確認のため、**総会資料及びその議事録を区役所へご持参ください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

## (3) 活動実績報告書（第6号様式）について（記載方法は4ページをご覧ください）

所在地、団体名、代表者名を記載し、以下の項目について記載してください。

### <自治会町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「補助対象経費合計額×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄を記載します。

### <地区連合町内会の場合>（余剰金の算出方法は、9、10ページをご覧ください）

「補助金交付額」・「基礎的支援費＋（補助対象経費合計額－基礎的支援費）×3分の1」・「余剰金」・「補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類の有無」の欄を記載します。

## (4) 事業実績報告書について（5～6ページの作成例をご覧ください）

- ① 「この1年間どのような活動をしたか」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

## (5) 収支決算書について（7～8ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業実績報告書に記載した活動に要した費用の決算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

第6号様式（第10条第1項）

年 月 日

（報告先）

区 長

（報告者）所在地

団体名

代表者名

**金額の訂正はできません。**

令和4年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和4年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

区から交付を受けた地域活動推進費補助金額を記入してください。

\_\_\_\_\_ 円

2 [自治会町内会]  
補助対象経費合計額 × 3分の1（補助率）

<自治会町内会の場合>

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、3分の1を乗じた金額を記入してください。（1円未満切捨）

\_\_\_\_\_ 円

[地区連合町内会]  
基礎的支援費 + (補助対象経費合計額 - 基礎的支援費) × 3分の1（補助率）

<地区連合町内会の場合>

収支決算書から「補助対象経費」を算出し、「基礎的支援費(12万円)」を差し引いた額に3分の1を乗じ、さらに「基礎的支援費(12万円)」を加えた金額を記入してください。（1円未満切捨）

3 余剰金

\_\_\_\_\_ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類（1件の金額が10万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く）の有無

有 ・ 無 （どちらかに○をしてください）

「1」が「2」よりも大きい場合、その差額を記入してください。「1」と「2」が同額又は「2」の方が大きい場合は「0円」と記入してください。

5 添付書類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) 上記4が有の場合には、当該書類又はその写し

(4) 要綱第28条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

(5) 要綱第28条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

(6) その他区長が必要とする書類

「有」の場合には、当該書類又はその写しを添付してください。

## 令和4年度事業実績報告書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
4月	さくらまつり 日時：4月6日 午前10時～ 場所：〇〇公園 参加者：約250名 内容：〇〇小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。〇〇について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：△△グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：〇〇広場 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：〇〇 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：〇〇会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：〇〇 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
令和4年 1月	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：〇〇小学校 参加者：約80名 防災訓練（17日。参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）

## 令和4年度事業実績報告書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

## 1 会議等

- ◎決算総会：5月10日 予算総会：3月21日
- ◎定例会：毎月第2木曜日、午後8時から開催。

## 2 環境美化事業

地域内の環境美化を目的として、毎月第3日曜日に定期清掃を行いました。  
また3R行動の推進に関するチラシを作成し、班回覧によりごみの減量・リサイクル・分別徹底や不法投棄防止を呼びかけました。

## 3 防犯活動、交通安全事業

防災防犯委員会を中心に防犯パトロールを月2回実施しました。  
5月には〇〇警察署の協力により、小学校低学年までの児童を対象に交通安全教室を開催しました。  
また駅前及び商店街での違法駐車・違法駐輪に対する苦情が増えてきたことから、件数や駐車時間等の路上調査を実施しました（10月31日）。

## 4 災害対策事業

〇〇消防署の協力により総合防災訓練を実施し、災害時の救助活動等の講習を受けました（〇月・参加者約〇〇名）。また、災害時の備蓄品として水（〇箱）、レトルト食品（〇食）、ヘルメット（〇個）を購入、補充しました。

## 5 文化・スポーツ事業

## (1) さくらまつり

〇〇商店街との共催により恒例のさくらまつりを実施しました。  
開催日時：4月6日 午前10時～午後5時 会場：△△公園

## (2) 夏祭り

恒例の夏祭りは、1日目は雨模様となりましたが、2日目は天気に恵まれ、盆踊り・縁日とも盛況となりました。

開催日時：8月6日、7日 午後3時～午後8時 会場：〇〇通り

## (3) 大運動会

10月10日〇〇小学校グラウンドにて開催、総勢250名が参加しました。

## (4) 文化祭及び年賀状講習会

地域住民や老人クラブ等へ出品を呼びかけ、町内会館を会場として作品発表会を開催しました（11月3日）。またその会場で年賀状講習会の参加者募集のチラシを配布し、応募のあった18名を対象として12月5日に講習会を開催しました。

## 6 広報活動

- ◎町内会新聞の発行：第20号～第25号 各120部作成。
- ◎市役所・区役所からの広報配布物の配布・回覧をしました。（随時）

## 7 親睦会

- ◎会員相互の親睦を深めることを目的としてバス旅行を実施しました。  
日時等：11月23日、目的地〇〇、参加者30名、会費2万円

## 8 加入促進事業

町内会区域内に新たに建設されたマンションの住民向けに、町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し配布しました。

区名	整理番号

この収支決算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。  
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」  
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会  
 として出納していないものは別会計となります。

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

### 令和4年度収支決算書

〇〇〇自治会町内会

〇会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

〇収入の部

会計年度の始期が4月の場合、「令和4年4月1日～令和5年3月31日」と記載します。

項目	決算額	摘要
1 会費	360,000	(例)300円×会費会員100世帯×12ヶ月 加入世帯数110世帯(内訳:会費会員100、会費免除会員10)
2 補助金	地域活動推進費	77,000 区役所から交付を受けた地域活動推進費補助金を記入します。 (例)700円×110世帯=77,000円
	地域防犯灯維持管理費	22,000 区役所から交付を受けた地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。 (例)2,200円×10灯=22,000円
	町の防災組織活動費	17,600 横浜市から交付を受けた町の防災組織活動費補助金を記入します。 (例)160円×110世帯=17,600円
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。
4 事業収入	160,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。
5 寄付金、祝金等	21,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。
6 その他	会館使用料	120,000 他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。
	団体交付金・謝金	60,350 他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	利息・その他雑入	50 利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	302,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。
<b>収入合計</b>	<b>1,200,000</b>	<b>支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。</b>

## ○支出の部

支出を明確にするため、決算額が大きい場合等は、摘要欄にその内訳を書くようにしてください。  
 例) 1 会議費 150,000 摘要欄 会場借り上げ 100,000 資料印刷費等 40,000 お茶代 10,000 など

項 目		決算額	摘 要
事務費	1 会議費	150,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施した会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		460,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。(ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施した事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象経費①+②=③		908,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし、地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施した活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3		地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施した事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。また、金額は、該当する補助金の実績報告書に記載する金額と同額にしてください。
	4		
補助事業費 小計 ④		48,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交換会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	3,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等を記入します。
	6 その他	0	余剰金として区へ返還した額等を記入します。
その他 小計 ⑤		133,000	
次年度への繰越金 ⑥		111,000	次年度への繰越金を記入します。
支出合計 (③+④+⑤+⑥)		1,200,000	収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

複数年や長期的な会計管理のため、専用口座を設けて特別会計とするなど、適切に処理を行うようにしてください。なお、会館整備補助金を申請される際には、こうした対応が求められます。

## 2 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和4年度補助金～

### (1) 補助金額確定通知 及び 返還請求書の送付

提出いただいた活動実績報告書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、補助金額確定通知書（第7号様式）を区役所から送付します。

このとき、**交付した補助金に余剰金がある場合は、返還請求書（第8号様式）と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。**確定通知の受領と返還請求金の納付をもって、令和4年度補助金の手続が完了します。

**\* 返還請求金の納付が確認できるまで、令和5年度補助金の交付は保留されます。**

また、返還請求された金額を期日までに納付しなかった場合は延滞金がかかりますので、返還請求を受けた場合は遅滞なく納付してください。

（横浜市補助金等の交付に関する規則 第20条・第21条）

### (2) 余剰金額の確認、算出方法

#### <自治会町内会の場合>

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出して、3分の1を乗じます。（①で求めた金額＝「補助対象経費×3分の1」）
- ② ①で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
  - \* 「①で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合  
（同額、又は「①で求めた金額」の方が大きい場合）  
→ 余剰金はありません。
  - \* 「①で求めた金額」<「交付された補助金額」の場合  
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）  
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

#### <地区連合町内会の場合>（次ページの算出例も併せてご覧ください）

- ① 収支決算書から補助対象経費（事務費＋事業費）を算出します。
- ② ①で求めた金額から、12万円（基礎的支援費）を差し引きます。  
（「補助対象経費－12万円」）
- ③ ②で求めた金額に、3分の1を乗じます。  
（「補助対象経費－12万円」×3分の1）
- ④ ③で求めた金額に、12万円（基礎的支援費）を加えます。  
（④で求めた金額＝「補助対象経費－12万円」×3分の1＋12万円）
- ⑤ ④で求めた金額と「交付された補助金額」を比較します。
  - \* 「④で求めた金額」≥「交付された補助金額」の場合  
（同額、又は「④で求めた金額」の方が大きい場合）  
→ 余剰金はありません。
  - \* 「④で求めた金額」<「交付された補助金額」の場合  
（「交付された補助金額」の方が大きい場合）  
→ 余剰金がありますので、差額分について返還していただきます。

**<地区連合町内会の地域活動推進費補助金 余剰金額 算出例>**

\* 次のような決算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金の余剰金額を算出してみます。  
(交付された補助金額を85万円、補助対象経費を102万円と仮定)

## ○ 収入の部

項 目		決算額	余剰金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>次の「A+B」と「C」を比較して、「C」が大きい場合、その差額が余剰金となります。</p> <p>A (補助対象経費-120,000円)×3分の1 B 120,000円(基礎的支援費) C 交付された補助金額</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額と交付された補助金額の差額が余剰金となります。</p>
2	<b>地域活動推進費</b>	<b>850,000</b>	
	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
その他	団体交付金	0	
	利息等	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収入合計		3,250,000	

## ○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p>&lt;余剰金額算出の手順&gt;</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 (1,020,000円-120,000円)×3分の1 =300,000円(A)</p> <p>(手順2) 「A」に「B」を加えます。 300,000円+120,000円=420,000円 (A+B)</p> <p>(手順3) 交付された補助金額「C」から「A+B」を差し引きます。 850,000円-420,000円=430,000円</p> <p>430,000円が地域活動推進費補助金の余剰金額となります。</p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	0	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	0	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			400,000	
<b>補助対象予定経費①+②=③</b>			<b>1,020,000</b>	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0
	2		0
補助事業費 小計 ④			0
その他	1	会館建設・修繕積立金	0
	7	その他	0
次年度への繰越金 ⑥			2,230,000
支出合計 (③+④+⑤+⑥)			3,250,000

補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その金額と交付された補助金額との差額が余剰金となります。

したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合、  
850,000円-100,000円=750,000円

750,000円が余剰金となります。

# (参考)

第7号様式 (第11条)

区地振第 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

区 長

## 令和4年度地域活動推進費補助金額確定通知書

年 月 日に報告を受けました地域活動推進費補助金について、活動実績報告書等の審査の結果、次のとおり補助金の額を確定しましたので、要綱第11条の規定により通知します。

1 補助金確定額

\_\_\_\_\_ 円

①この欄に記載された金額と、交付を受けた金額が同額である場合  
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)はありません。

この通知の受領により令和4年度補助金の手続は完了です。

②この欄に記載された金額が、交付を受けた金額より少ない場合  
⇒余剰金の返還(返還請求書の送付)があります。

返還請求金の納付により、令和4年度補助金の手続が完了します。

区地域振興課

担当： TEL ー

## (参考)

第8号様式 (第12条第1項)

区地振第 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

区 長

### 令和4年度地域活動推進費補助金返還請求書

年 月 日 区地振第 号により交付しました地域活動推進費補助金について、要綱第12条第1項の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

\_\_\_\_\_ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、 年 月 日までに納付してください。

納付書兼領収書(緑色)を同封します。  
期限内にお支払いください。

区地域振興課

担当： TEL ー

**令和5年度  
地域活動推進費補助金**

**交付申請から活動実績報告まで**

# 1 交付申請 ～令和5年度補助金～

## (1) 申請書の提出について

補助金の交付申請に必要な書類を区役所地域振興課へ提出してください。

## (2) 必要書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（総会資料で代用可）
- ③ 収支予算書（総会資料で代用可）
- ④ 規約

\* 上記①から④の書類のほか、申請内容の確認のため、**総会資料及びその議事録を区役所へご持参ください。**また、区役所が必要と判断したものがある場合は、あわせて提出していただきます。

## (3) 交付申請書（第1号様式）について

所在地、団体名、代表者名を記載し、補助申請金額、4月1日現在の加入世帯数を記載します。

\* 補助申請金額は訂正できませんので、書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただきます。

### <申請金額（自治会町内会の場合）>

自治会町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額となります。

- A 700円×加入世帯数
- B 補助対象経費（事務費＋事業費）×3分の1

### <申請金額（地区連合町内会の場合）>（19ページの算出例も併せてご覧ください）

地区連合町内会の申請金額は、次の2つを比較して、低い方の金額に「基礎的支援費（12万円）」を足した金額となります。

- A 170円×加入世帯数＋5万円
- B {補助対象経費（事務費＋事業費）－基礎的支援費（12万円）} ×3分の1

## (4) 事業計画書について（15～16ページの作成例をご覧ください）

- ① 「これからの1年間どのような活動をする予定か」を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

## (5) 収支予算書について（17～18ページのモデル様式をご参照ください）

- ① 事業計画書に記載した活動に要する予算額（収入及び支出）を記載してください。
- ② 様式は自由ですが、必ず総会で承認を得てください。なお、総会資料に同様の記載内容がある場合は、総会資料の提出に代えることができます。

## (6) 規約について

- ① 規約は、団体の活動目的や活動内容、役員、会費、会計等について規定するものです。基本的にはどの団体でも制定していると思いますが、規約がない場合は必ず制定してください。
- ② 平成30年度～令和4年度の補助金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できます。

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）  
 第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

令和5年度地域活動推進費補助金交付申請書・  
 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者）所在地

団体名

代表者名

**金額の訂正はできません。**

令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

＜自治会町内会の場合＞

A 700円 × **加入世帯数**

B 補助対象経費（事務費＋事業費）× 3分の1

A、Bのうち、いずれか低い方の金額を記入してください。（十円未満切捨）

申請にあたっての確認事項

令和5年4月1日現在の加入世帯数は \_\_\_\_\_ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 \_\_\_\_\_ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数） （補助単価） （

灯 × @2,200円 = \_\_\_\_\_

**部分の**とおり、加入世帯数は補助金の算定に使用します。4月1日現在の加入世帯数を記入してください。

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告書）

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯維持管理費の領収書等の写し
- ②自治会町内会等の支払名義の電気料金領収書の写し
- ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです。

＜地区連合町内会の場合＞

A 170円 × **加入世帯数** + 50,000円

B {補助対象経費（事務費＋事業費）－ 120,000円} × 3分の1

C 120,000円（基礎的支援費）

A、Bのうち、いずれか低い方の金額に、Cを加えた金額を記入してください。（十円未満切捨）

\* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額を記入してください。（十円未満切捨）

※ 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

令和5年度事業計画書（例その1）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇町内会

事業計画年月	活動内容・場所等
令和4年4月	第1回班長会 さくらまつり（〇〇公園） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル（△△学校グラウンド） 決算総会 定期清掃（25日）
6月	第2回班長会 防災訓練 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（下旬） 定期清掃（25日）
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 定期清掃（25日）
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	防犯パトロール（中旬） クリスマス会 定期清掃（25日）
令和5年1月	餅つき大会（△△学校グラウンド） 防災訓練（17日） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会 定期清掃（25日）
3月	予算総会 定期清掃（25日）

## 令和5年度事業計画書（例その2）

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

〇〇〇〇自治会

## 1 会議等

- ◎ 総会（5月、3月に実施）
- ◎ 定例会（毎月第2木曜日、午後8時から）

## 2 環境美化事業

- ◎ 定期清掃（毎月第3日曜日）
- ◎ ごみの分別徹底や不法投棄防止を呼びかけるチラシの作成及び配布
- ◎ 空き缶・空き瓶・ペットボトルの回収（月2回）

## 3 防犯活動、交通安全事業

- ◎ 防犯パトロール（月2回）
- ◎ 交通安全教室（5月）
- ◎ 違法駐車、違法駐輪実態調査（秋に実施予定）

## 4 災害対策事業

- ◎ 防災訓練 ○回（○月、○月）  
（〇〇消防署の協力により、災害時の救助活動や救命講習会を実施）
- ◎ 防災備蓄（水（○箱）、食糧（α化米○食）、資機材（ヘルメット○個）等）

## 5 文化・スポーツ事業

- ◎ さくらまつり（4月上旬、△△公園にて）
- ◎ 夏祭り（8月○～○日、盆踊りと縁日を実施）
- ◎ 大運動会（10月上旬）
- ◎ 文化祭（11月上旬）
- ◎ 年賀状講習会（絵手紙やイモ版画などの講習会を実施）

## 6 広報活動

- ◎ 町内会新聞の発行（年6回）
- ◎ 行政からの広報配布物の配布・回覧

## 7 親睦会

- ◎ バス旅行（時期は11月を予定。場所は未定）

## 8 加入促進事業

- ◎ 未加入世帯へ町内会への加入を呼びかけるチラシを作成し、配布する。

この収支予算書には、自治会町内会としての会計のみを記載します。  
 このため、「マンション管理組合」「商店会」「公園愛護会」「地区社協」  
 など、構成員がほぼ同じであっても、自治会町内会 又は 地区連合町内会  
 として出納していないものは別会計となります。

区 名	整理番号

訂正には、代表者の訂正印が必要です。

(記入例)

### 令和5年度収支予算書

〇〇〇自治会町内会

○会計年度 自 年 月 日～至 年 月 日

○収入の部

会計年度の始期が4月の場合、「令和5年4月1日～令和6年3月31日」と記載します。

項 目	予算額	摘 要	
1 会費	360,000	会費収入を記入します。加入世帯のうち会費を減免している世帯がある場合は、内訳がわかるように記入してください。 (例) 300円×100世帯×12か月 (内訳: 会費世帯100、会費免除世帯10)	
2 補助金	地域活動推進費	77,000	<p>「1 会費」の欄の内訳の加入世帯数部分と、「2 補助金」の欄の地域活動推進費補助金の算出内訳及び補助金申請書(第1号様式)で記載した加入世帯数部分が一致しているか、確認をお願いします。</p> <p><b>&lt;自治会町内会の場合&gt;</b>                      次のいずれか低い方の金額を記入します。(十円未満切捨)                      A 700円×加入世帯数                      B 補助対象経費(事務費+事業費)×3分の1                      【算出例】                      A : 700円×110世帯(会費世帯100+会費免除世帯10)                      = 77,000円                      B : (事務費360,000円+事業費448,000円)×3分の1                      = 269,330円(十円未満切捨)                      *事務費と事業費は支出の部の①と②の金額です。                      ⇒Aの方が低い金額となるため、77,000円を記入します。</p> <p><b>&lt;地区連合町内会の場合&gt;</b>(算出例は19ページをご覧ください)                      次のA、B、いずれか低い方の金額に、Cを加えた金額を記入します。(十円未満切捨)                      A 170円×加入世帯数+50,000円                      B {補助対象経費(事務費+事業費)-基礎的支援費}×3分の1                      C 基礎的支援費(上限:12万円)                      *補助対象経費が12万円以下の場合、その金額とAを比較して低い方の金額を記入します。</p>
	地域防犯灯維持管理費	22,000	地域防犯灯維持管理費補助金を記入します。(例)2,200円×10灯
	町の防災組織活動費	17,600	町の防災組織活動費補助金を記入します。(例)160円×110世帯
			上記の他に交付を予定されている補助金がある場合には、この欄へ記入してください。
3 広報配布謝金	60,000	広報よこはま、県のたより、議会だより、選挙公報などの配布謝金を記入します。	
4 事業収入	60,000	模擬店売上げ、廃品回収収益金などを記入します。	
5 寄付金、祝金等	21,000	他団体からの寄付金、祝金等を記入します。	
6 会館使用料	120,000	他団体等への貸出に伴う会館使用料収入がある場合に記入します。	
	その他	60,350	他団体からの交付金、謝金等を記入します。 (例)募金活動事務協力費、〇〇団体からの事務協力謝金
	その他	50	利息等、その他収入を記入します。
7 前年度からの繰入金	302,000	前年度からの繰入金(繰越金)を記入します。	
<b>収入合計</b>	<b>1,100,000</b>	支出合計(次ページ)と収入合計の金額は一致します。	

○支出の部

項 目		予算額	摘 要
事務費	1 会議費	50,000	総会・定例会・臨時役員会等に伴う経費(会場借上費、資料印刷費等)を記入します。
	2 事務費	60,000	備品什器購入代、消耗品代(紙、鉛筆等)、電話代、郵送料などの事務費を記入します。
	3 人件費	40,000	役員手当、アルバイト賃金等を記入します。
	4 会館(会場)借上料	0	会館等の借上費を記入します。
	5 会館光熱水費	50,000	町内会館の電気、ガス、水道代を記入します。
	6 会館修繕費	110,000	壁紙張替え工事費等、会館修繕に伴う経費を記入します。 (ただし、「会館整備補助金」を受けて実施する会館修繕経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	7 その他	50,000	会館設備点検費、火災保険料、町内会活動交通費、活動謝礼等を記入します。
事務費 小計 ①		360,000	
事業費	1 環境事業費	20,000	町の美化活動、3R行動の推進、資源回収・リサイクル活動等に伴う経費を記入します。
	2 安全・安心環境づくり事業費	98,000	交通安全、地域防犯灯新規整備費(器具更新、新規設置)、防犯・防災活動に伴う経費を記入します。 (ただし、「地域防犯灯維持管理費」や「町の防災組織活動費」などを活用して実施する事業の経費については、補助事業費の欄に記入してください)
	3 社会教育事業費	50,000	子供会活動費、スポーツ推進委員負担金、青少年指導員負担金、婦人部活動費、老人クラブ活動費等を記入します。
	4 レクリエーション費	130,000	盆踊り大会、運動会開催費、各種スポーツ大会開催経費等を記入します。
	5 福利厚生事業費	50,000	敬老会開催費(記念品代含む)、給食・配食サービス経費等を記入します。
	6 文化事業費	50,000	各種講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭等の開催経費を記入します。
	7 その他	50,000	各種団体(防犯協会、体育協会など)への会費・分担金、広報活動費(掲示板設置費など)等を記入してください。
事業費 小計 ②		448,000	
補助対象予定経費①+②=③		808,000	
補助事業費	1 地域防犯灯維持管理費	29,000	地域防犯灯維持管理費補助金で実施する活動(地域防犯灯の電気代、地域防犯灯の清掃・点検・修繕・球換え等)に伴う経費を記入します。 (ただし地域防犯灯の器具自体の更新は「安全・安心環境づくり事業費」へ計上してください)
	2 町の防災組織活動費	19,000	町の防災組織活動費補助金で実施する活動(防災資機材等の購入、防災訓練開催費等)を記入します。
	3		地域活動推進費補助金以外の補助金を受けて実施する事業の経費は、事業ごとに欄を分けて記入してください。
	4		
補助事業費 小計 ④		48,000	
その他	1 会館建設・修繕積立金	50,000	会館建設・修繕積立金を記入します。
	2 交際費	30,000	交際費、賀詞交換会開催費等を記入します。
	3 慶弔費	20,000	祝金、香典等を記入します。
	4 懇親会費	30,000	新年会、忘年会、慰労会等を記入します。
	5 寄付金・募金	3,000	寄付金、共同募金、歳末助け合い募金、日本赤十字社会費等を記入します。
	6 予備費	111,000	予備費を記入します。
	7 その他	0	
その他 小計 ⑤		244,000	④・⑤は、地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります
支出合計 (③+④+⑤)		1,100,000	収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

複数年や長期的な会計管理のため、専用口座を設けて特別会計とするなど、適切に処理を行うようにしてください。なお、会館整備補助金を申請される際には、こうした対応が求められます。

④・⑤は、地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります

収入合計(前ページ)と支出合計の金額は一致します。

## ＜地区連合町内会の地域活動推進費補助金額 算出例＞

**\* 次のような予算額の地区連合町内会について、地域活動推進費補助金額を算出してみます。  
(加入世帯数を4,000世帯、補助対象経費を312万円と仮定)**

### ○ 収入の部

	項 目	予算額	補助金算出方法
1	会費	2,400,000	<p>補助対象経費(事務費+事業費)のうち、12万円までは基礎的支援費として定額で補助します。</p> <p>「次のAとBを比較して、いずれか低い方の金額」+「C」を補助金額とします。</p> <p style="margin-left: 20px;">A 170円×加入世帯数+50,000円</p> <p style="margin-left: 20px;">B {補助対象経費(事務費+事業費)－120,000円}×3分の1</p> <p style="margin-left: 20px;">C 120,000円(基礎的支援費)</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。(十円未満切捨)</p>
2	<b>地域活動推進費</b>	<b>850,000</b>	
	地域防犯灯維持管理費	0	
3	事業収入	0	
4	寄付金、祝金等	0	
5	会館使用料	0	
その他	団体交付金	0	
	利息等	0	
6	前年度からの繰入金	0	
収入合計		3,250,000	

### ○ 支出の部

事務費	1	会議費	150,000	<p style="text-align: center;">＜補助金額算出の手順＞</p> <p>(手順1) 上記「A」を計算します。 170円×4,000世帯+50,000円 = 730,000円</p> <p>(手順2) 上記「B」を計算します。 (3,120,000円－120,000円)×3分の1 = 1,000,000円</p> <p>(手順3) AとBを比較します。 730,000円(A) &lt; 1,000,000円(B)</p> <p>(手順4) AとBのうち低い方の金額に、「C」を加えます。 730,000円+120,000円=850,000円</p> <p><b>850,000円が地域活動推進費補助金額となります。</b></p>
	2	事務費	300,000	
	3	人件費	120,000	
	4	会館(会場)借上料	0	
	5	会館光熱水費	0	
	6	会館修繕費	0	
	7	その他	50,000	
事務費 小計①			620,000	
事業費	1	環境事業費	100,000	
	2	安全、安心環境づくり事業費	100,000	
	3	社会教育事業費	100,000	
	4	レクリエーション費	2,000,000	
	5	福利厚生事業費	100,000	
	6	文化事業費	100,000	
	7	その他	0	
事業費 小計②			2,500,000	
<b>補助対象予定経費①+②=③</b>			<b>3,120,000</b>	

補助事業費	1	地域防犯灯維持管理費	0	<p>補助対象経費(事務費+事業費)が12万円以下の場合、その額とAを比較して低い方の金額が補助金額となります。</p> <p>したがって、仮に補助対象経費が100,000円の場合は、Aの730,000円よりも低い金額となりますので、100,000円が補助金額となります。</p> <p>* 補助対象経費が12万円以下で、加入世帯数が412世帯以上ある場合は、Aの算出金額が12万円を超えることとなりますので、補助対象経費の金額が補助金額となります。</p>
	2		0	
補助事業費 小計 ④			0	
その他	1	会館建設・修繕積立金	130,000	
	7	その他	0	
その他 小計⑤			130,000	
支出合計 (③+④+⑤)			3,250,000	

**(参考)**区地振第 号  
年 月 日団体名  
代表者

様

区 長

令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付決定通知書兼  
地域防犯灯維持管理費補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金については、次の条件を付して交付することを決定しましたので通知します。

## 1 地域活動推進費補助金

補助金交付決定額 円

## 2 地域防犯灯維持管理費補助金

補助金交付決定（確定）額 円

《積算内訳》

(地域防犯灯数) (補助単価) (補助金額)

灯×@2,200円= 円

## 3 交付時期

適法な請求書を受理した日から起算して 日以内

## 4 支払方法

地域活動推進費補助金は、地域防犯灯維持管理費補助金は確定払とします。

## 5 交付条件

## (1) 共通事項

ア この補助金は、申請以外の目的での使用又は流用はできません。

イ 地域活動を中止する場合、又は申請を取下げるときは、速やかに区長に報告してください。

ウ この補助金の交付条件に違反し、又は次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

① 補助金交付要綱又は補助金の交付決定の内容に違反したとき。

② 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

③ その他区長が必要と認めたとき。

エ 次のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は5万円以下の過料に処せられます。

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金の他の用途への使用をしたとき。

オ 区長は、補助金の使途について調査の必要があると認めたときは、資料の提出等を求めることがあります。

## (2) 地域活動推進費補助金関係

ア 当年度の活動完了後、速やかに活動実績報告書（第6号様式）を区長に提出してください。

イ 自治会町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「補助対象経費に3分の1を乗じた額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

ウ 地区連合町内会については、活動実績報告書及び添付書類を審査した結果、「基礎的支援費と（補助対象経費－基礎的支援費）に3分の1を乗じた額の合計額」が、「交付した補助金額」に満たない場合は、その差額を返還していただきます。

区地域振興課

担当：

TEL

—

## 2 交付請求 ～令和5年度補助金～

### (1) 交付請求書及び口座振替依頼書の提出について

提出いただいた交付申請書（添付書類含む）について、誤りがないか等を確認し、適正な場合は、交付決定通知書（第2号様式・20ページの参考例をご覧ください）を区役所から送付します。

交付決定通知を受領されましたら、**交付請求書(第5号様式)、交付決定通知書の写し、口座振替依頼書を、区役所地域振興課へ提出してください。**

**\* 令和4年度地域活動推進費補助金の交付を受けている場合は、その活動実績報告書の提出や余剰金返還の確認ができるまで、令和5年度の補助金交付を保留することとなります。**

**\* 口座振替依頼書は、依頼書に記載されている他の補助金及び謝金と共用となっています。**

（記載されている補助金及び謝金について交付請求された際には、同じ口座に振込を行います。）

### (2) 交付請求書（第5号様式）について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

**\* 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。**

② 請求金額欄には、交付決定通知書に記載されている金額を記入します。

**\* 請求金額は訂正できません。書き損じた場合や金額が違っていた場合は、再提出していただくこととなり、補助金の振込が遅れますので、ご注意ください。**

③ 交付決定通知書（第2号様式）の写しを必ず添付してください。

### (3) 口座振替依頼書について

①（請求者）の所在地、団体名、代表者名を記載します。

**\* 口座名義人と代表者が異なる場合、代表者の押印が必要です。**

② 振込先について、必要事項を記入します。

記入内容に誤りがないか、確認します。

**\* 口座番号、口座名義人及びフリガナについては、十分に確認してください。**  
（振込できない場合があります）

③ 口座名義人が代表者と異なる場合は、委任に関する記載及び押印が必要です。

**\* 委任者の欄に、代表者名を記載し、代表者印を押印します。**

第5号様式(地域活動推進費補助金交付要綱第9条第1項)  
第5号様式(地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第7条)

### 令和5年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)

区長

口座名義人と代表者が異なる場合、  
代表者の押印が必要です。

(請求者) 所在地  
団体名  
代表者名

※口座名義人と請求者が異なる場合、  
請求者の押印が必要です。

次の各補助金を請求します。

1 地域活動推進費補助金

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

補助金交付決定通知書(20 ページの参考例をご覧ください)に記載されている「補助金交付決定額」を記入します。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

交付決定通知書の写しを  
忘れずに添付してください。

※交付決定通知書の写しを添付してください。

金額の訂正はできません。

金額に誤りがあった場合、再提出していただきます。



### 3 執行上の留意点 ～令和5年度補助金～

#### (1) 1件の金額が10万円以上の補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が10万円以上のものがあつた場合には、その領収書その他の支出を証する書類またはその写し（公共料金の支出に係るものを除く）を活動実績報告書に添付する必要があります。

#### (2) 1件の金額が100万円以上になると見込まれる補助対象経費に係る支出

補助対象経費の支出で、1件の金額が100万円以上になると見込まれるときは、以下のとおり市内事業者による入札又は見積合わせを行う必要があります。

その場合、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し及び当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを活動実績報告書に添付する必要があります。

契約内容が特殊であり見積合わせや入札によって決定することが難しいと思われる場合や、市内事業者であるかどうか分からない場合は、必ず事前に区役所地域振興課にご相談ください。

経費の内容	金額	見積合わせ又は入札
工事の請負	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上 5,000万円未満	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札
	5,000万円以上	5者以上の市内事業者による見積合わせ又は 8者以上の市内事業者による入札
物品の購入、 業務の委託等	100万円以上 1,000万円未満	2者以上の市内事業者による見積合わせ
	1,000万円以上	3者以上の市内事業者による見積合わせ又は 5者以上の市内事業者による入札

\* 「市内事業者」

横浜市契約規則第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体をいいます。

横浜市の一般競争入札有資格者名簿に登載されている市内事業者については、以下の横浜市ホームページに掲載されている「有資格者名簿」で確認できます。

有資格者名簿の「所在地区分」が「市内」となっている事業者が市内事業者です。

<横浜市ホームページ>ヨコハマ・入札のとびらー入札・契約情報  
<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/info.html>

### 4 活動実績報告 ～令和5年度補助金～

令和4年度と同じ手続きとなります。3～8ページを参照してください。

### 5 補助金額確定通知 及び 余剰金返還 ～令和5年度補助金～

令和4年度と同じ手続きとなります。9～12ページを参照してください。

## 補助対象経費・補助対象外経費の例

### 【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費等

### 【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等）</li> <li>・ 備品代（会議テーブル、椅子等）</li> <li>・ 消耗品代（紙、鉛筆等）</li> <li>・ 電話代、郵送料</li> </ul>	
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルバイト賃金</li> <li>・ 役員手当</li> <li>・ 活動謝礼、活動交通費</li> </ul>	
会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会館借上費</li> <li>・ 会館光熱水費</li> <li>・ 会館修繕経費（会館整備費補助金を受ける場合を除く）</li> <li>・ 会館設備点検費</li> <li>・ 会館耐震診断費用</li> <li>・ 会館火災保険料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会館整備費補助金を受ける会館の新築、購入、増築、耐震補強工事、修繕経費</li> <li>・ 固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）</li> </ul>
事業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費</li> <li>・ 交通安全活動経費</li> <li>・ 地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合）</li> <li>・ 防犯活動経費</li> <li>・ 防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く）</li> <li>・ 子供会、婦人部、老人クラブ活動費</li> <li>・ 盆踊り大会開催費</li> <li>・ 運動会、スポーツ大会開催費</li> <li>・ 敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外）</li> <li>・ 給食、配食サービス経費</li> <li>・ 講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費</li> <li>・ 広報活動費</li> <li>・ 掲示板設置費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等）</li> <li>・ 町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等）</li> <li>・ その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用）</li> <li>・ 祝金（入学、成人、敬老等）</li> <li>・ 賀詞交換会（開催費、参加費）</li> <li>・ 裁判費用（弁護士費用等）</li> </ul>
会費 負担金 分担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ推進委員、青少年指導員負担金</li> <li>・ 防犯協会、体育協会分担金</li> </ul>	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 懇親会費、親睦会費</li> <li>・ 新年会費、忘年会費</li> <li>・ 慰労会費、反省会費</li> </ul>
寄付金 募金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付金</li> <li>・ 募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典</li> <li>・ 積立金</li> <li>・ 予備費</li> <li>・ 次年度への繰越金</li> <li>・ 区へ返還した余剰金</li> </ul>

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費補助金の補助対象外経費となります。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。

# 令和5年度

## 「地域防犯灯維持管理費補助金」 申請の手引

(自治会町内会・地区連合町内会用)

※この補助事業は、令和5年度予算案が横浜市会において議決されることを条件として実施します。

令和5年3月

磯子区役所 地域振興課

TEL：750-2391 FAX：750-2534

市民局 地域防犯支援課

TEL：671-3709 FAX：664-0734



地域のコミュニケーションを大切に。

## 申請手続き

### 1 趣旨

自治会町内会等が行う地域防犯灯維持管理費についての補助金を交付することにより、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的とします。

### 2 補助対象

- (1) 補助対象となる地域防犯灯は、令和5年4月1日現在設置されており、夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路を照明するために設置されたLEDの照明灯で、設置に係る基準等が横浜市防犯灯設置基準 第3条第1号から第4号までの規定を満たすもののうち、次に示すどちらかとします。

ア 自治会町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

イ 自治会町内会等の所有となっていない照明灯で ア の地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたもの

※ イの補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

#### 横浜市防犯灯設置基準（抜粋）

##### （設置等の基準）

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

● よくあるお問い合わせ ●

Q. 領収書の灯数と把握している防犯灯の数が、合わないのですが？

A. 現在、把握している防犯灯の設置されている住所、電柱番号等を御確認の上、東京電力エナジーパートナー(株)にお問合せいただき、適正な契約に訂正後、補助金の御申請をお願いいたします。

Q. 要綱の改正（平成29年4月1日）により、これまでに補助を受けてきた蛍光灯防犯灯や水銀灯は補助金交付の対象外となりますか？

A. 要綱改正前から補助金を受けているものについては、照明の種類にかかわらず、これまで通り交付可能です。

(2) 次の照明灯は、補助対象となりません。

ア 横浜市が設置した防犯灯

イ 集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する通路を照らしている照明

ウ 公園灯

エ 足元灯

オ 駐車場、駐輪場等の照明

カ ネオンサイン等の装飾を目的とした照明

キ 商店街灯

※一定の要件を満たす場合は、商店会が所有する商店街灯の電気料金への補助を行っています。詳細は、経済局商業振興課「安全・安心な商店街づくり事業」担当へご相談ください。

横浜市経済局商業振興課

電話：671-3488

### 3 補助金額

補助金額は、照明の明るさ（10W・20W・40W・100Wなど）に関わらず、1灯あたり 定額の年 2,200円 となります。（※予算の範囲内とします。）

## 4 申請書類

手続きの流れや必要書類については、例年通りのまま、変更はありません。

自治会町内会によっては、維持管理する地域防犯灯が大幅に減ったことにより、「まとめ契約」から「単独契約」に移行していることがあるため、手続きに使用する書類が変更となる場合があります。

なお、自治会町内会等で管理している防犯灯の灯数と、東京電力エナジーパートナー株式会社から電気料金が請求されてきている防犯灯の灯数に食い違いがあった場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。

**【地域防犯灯がない場合】** →申請手続はありません。

ESCO 事業での交換工事等により、すべての防犯灯が横浜市の管理となり、自治会町内会等で管理する地域防犯灯がなくなった場合は、防犯灯維持管理費補助金の申請手続はありません。

**【地域防犯灯がある場合】**

契約方法により、次の書類が必要となります。

### ◆【すべての契約で必要となる共通の書類】

- ・「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書」(p.6.参照)

この申請書に、別添の必要書類（電力供給事業者との契約の仕方によって異なります）を添付して提出してください。

#### ① 【公衆街路灯契約の場合】

一般的な防犯灯の契約は「公衆街路灯」の契約になります。東京電力エナジーパートナー株式会社との契約（支払）方法及び所有する防犯灯の契約内容によって、必要な書類が異なりますので、次のページの表でご確認ください。

		4月以降の防犯灯の契約内容	
		まとめ契約の場合 (地域防犯灯を複数所有している場合)	単独契約の場合 地域防犯灯が1灯のみ、または 接続した鋼管ポールが1列のみ 1本の電柱に複数の灯具がある場合 ※原則、集約分内訳表が発行されません
契約(支払い)方法	一括前払い契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>「電気料金等領収証」(直近)のコピー、又は「お客さまへのお知らせ」のコピー</li> <li>「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー ※電気料金集約分内訳表は1年に1度しか発行してもらえないのでお気を付けてください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「電気料金等領収証」(直近)のコピー、又は「お客さまへのお知らせ」のコピー</li> <li>鋼管ポールが接続している場合や、電柱に複数の灯具が設置されている場合など、補助対象が複数灯ある場合には、位置図や写真等を添付してください。</li> <li>補助対象が1灯しかない場合は、そのまま「1灯」で申請となります。</li> </ul>
	月払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>「電気料金等領収証」(4月分)のコピー</li> <li>「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請する地域防犯灯の「電気料金等領収証」(4月分)のコピー</li> </ul>

「電気料金等領収証」「お客さまへのお知らせ」「電気料金集約分内訳表」の見本はp.7~9です。

<上に当てはまらない場合>

- 地域防犯灯の領収証が複数ある場合は、必要書類のコピー全てを添付してください。

## ② 【従量電灯契約の場合】

主に、集合住宅等の外周部分を照明している照明灯(アパートやマンションなどの照明)が従量電灯契約になっています。p.1の概要に合致している場合は補助の対象となります。

<申請時に添付していただく書類>

- 電気料金等領収証(4月分)のコピー
- 電気料金集約分内訳表(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー(あれば)
- 地域防犯灯位置図

※従量電灯契約では防犯灯の灯数が契約上現れてこないこと、補助対象となるものとならないものの契約が混在しているため、位置図で補助対象となる地域防犯灯数を特定する必要があります。

- 自治会町内会等の所有となっていない照明灯で地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたものについては、集合住宅の管理組合等と自治会町内会等の間で取り交わした書類(覚書・総会資料など)

〈従量電灯契約の場合で、新たに補助申請をする場合〉

- p.1 の概要をご確認の上、区役所の担当者へご相談ください。
- 補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

## 5 提出期限・提出先

(1) 提出期限：**令和5年8月31日（木）**

手続きが遅れると補助金が交付できない可能性がありますのでご了承ください。

(2) 提出先：**磯子区役所 地域振興課** TEL:750-2391 FAX:750-2534

# 参 考

## 1 補助金交付申請書の記入について（地域防犯灯維持管理費補助金部分）

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）

第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

### 年度地域活動推進費補助金交付申請書・ 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者） 所在地  
団体名  
代表者名

年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

#### 1 地域活動推進費補助金

申請金額 \_\_\_\_\_ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

申請にあたっての確認事項

年4月1日現在の加入世帯数は \_\_\_\_\_ 世帯です。

#### 2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 \_\_\_\_\_ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

灯×@2,200円= \_\_\_\_\_ 円

#### 3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
  - ②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
  - ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです。

**防犯灯の「灯数」と「申請金額」を記入してください。**

※ 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

## 2 「電気料金等領収証」、「お客さまへのお知らせ」について

(1) 領収証を紛失等した場合は、再発行の手続きをしてください。(有料)

手続きをすると「支払証明書」が発行されますので、申請書に添付してください。

再発行にかかる手数料は、東京電力エナジーパートナー(株)へお問い合わせください。

(2) 一括前払契約をしている場合は、「お客さまへのお知らせ」の写しの添付でも構いません。

(3) 一括前払契約をされていて、「前回の前払金過払額」欄の金額が、今回請求される前払金の金額を超える場合、領収証が発行されません。その場合は、「お客さまへのお知らせ」の写しを添付してください。

(4) 東京電力エナジーパートナー株式会社が、電気料金使用量等を確認できるWebサイトを開設したことに伴い、一部の防犯灯電気料金の領収書の発行が、郵送からWEB上での確認に切り替えられています。その場合は 領収書をWEBサイトからダウンロードしてください。なお、領収書は、1度しかダウンロードできないため、紛失等の場合は、何度もダウンロードできる「電気料金等領収実績票」(記載内容が領収書と同じ)をダウンロードしてください。

領収書のダウンロード方法(東京電力エナジーパートナーサイトにつながります)

<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/receipt/index-j.html>(令和5年2月現在)

(電気料金等領収証) ※東京電力の都合により様式が変更になる場合があります。

**電気料金等領収証**  
毎度ご利用いただきありがとうございます

〇〇〇〇〇自治会様

年	月	分	金	額
29	5		12,345	円
うち消費税等相当額			(	587円)

左記金額を口座振替により、領収させていただきます。

地区番号 02 お客様番号 22032-20323-0-0

ご契約名義欄  
〇〇〇〇〇町内会様  
ご使用場所 横浜市 〇〇区 〇〇町 〇丁目  
〇番(地) 号 棟 号

戸数	力率	通電制御型	割引率	割引対象機器容量
				kVA kVA
		5時間通電		通電制御型
ご契約	*****	*****	*****	*****
定額負荷設備	10W	20W	40W	60W 100W その他

(お知らせ)  
○本状に添付してお客さま不明な点がございましたら、左記の「お客さま番号」をお申し添えのうえ、表記のお客さま番号をお問い合わせ先までご連絡ください。

単独契約の場合は、この欄で灯数が確認できる場合があります。

「お客さま番号」です。

契約者の名義欄です。(自治会町内会やその代表者)

ご契約種別 \*\*\*\*\* ご使用期間 月 日 ~ 月 日  
ご契約 ご使用量 うち夜間ご使用量 振替月日  
\*\*\*\*\* \*\*\*\*\* h kwh 月 日

金融機関名 店舗コード 口座番号

772(代) 株式会社

ご請求金額に別途料金相当額の目安については、当社ホームページをご覧ください。(作成場所 千代田区内)

(お客さまへのお知らせ) ※東京電力の都合により様式が変更になる場合があります

(作成日: )

## お客さまへのお知らせ

毎度お引き立ていただきありがとうございます。  
さて、お客さまの一括前払契約における前払金のご請求につきまして、  
下記の通りお知らせいたしますので、よろしく願い申し上げます。

記

ご使用場所 横浜市 ○○区○○町○-○  
ご契約名義 ○○○○○町内会 様

**契約者の名義です。**

- 前払対象の期間 年4月分から 年3月分まで
- ご請求する前払金(a+b-c) 1 2, 3 4 5 円

<前払金額の内訳>

1. の前払対象期間に相当する前払金 ※100円未満切り捨てです。(a)	1 2, 3 4 5 円
前回の前払金不足額計 (b)	円
前回の前払金過払額計 (c)	円

(b)の内訳は、次のとおりです。

年 月 分	不足分の電気料金	うち消費税等相当額
年 月分	円	円
年 月分	円	円
年 月分	円	円
計	円	円

- 前払金をご請求するお客さまのご指定口座

金融機関名	店舗コード	口座番号
○○○銀行	○○○	○○○○○○
口座ご名義	○○○○○自治会 様	

- 前払金の口座振替日 年○月○日
- 前払金のお支払期限日 年○月○日

※ 前払金がお客さまのご指定口座から4. の口座振替日に引き落  
た場合は、一括前払契約を解約させていただきますので、あらかじ  
さい。

(解約後の1年間は再加入できませんので、ご注意ください。)

**お客さま番号です。**

お客さま番号 701 (02) 22032-20323-0-00

※ 複数の需給契約を一括でお支払いいただいているお客さまは代表の番号です。

○ご不明な点がございましたら、右記の  
お問い合わせ先までご連絡ください。

○このお知らせは、電気料金領収証では  
ございません。

東京電力エナジーパートナー株式会社  
事業所コード(○○○)  
お問い合わせ先  
(カスタマーセンター)  
○○○○-○○-○○○○(代)

### 3 「電気料金集約分内訳表」について

- (1) まとめ契約をしている契約者に、東京電力エナジーパートナー(株)から発行される書類です。この内訳表から、申請灯数を確認します。
- (2) 一括前払契約をしている場合は、「電気料金集約分内訳表」(4月分)の発行を東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターに依頼してください。(無料)  
※年に1度しか発行してくれないとのことですので、請求する内訳表は必ず「4月分」にするようお気を付けください。
- (3) 内訳表の種別欄が「1」の場合は、電気料金を使用電力量によって算出する「従量電灯」の区分です。従量電灯から補助申請する場合は、防犯灯の位置図を作成し、灯数がわかるよう、申請してください。
- (4) 現地の防犯灯数と集約分内訳表の防犯灯数が一致しない場合は東京電力エナジーパートナー(株)と相談していただき、灯数を確定してから補助金を申請してください。

ご契約名義		管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌月より適用) お客さま番号	種別	10W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W	500W	合計金額	金額
○○○○○チョウナイカイ様			02	06809 - 98765 - 5 - 00	0											
○○○○○チョウナイカイ様			02	22032 - 20323 - 0 - 00	0											
○○○○○チョウナイカイ様			02	22359 - 98753 - 6 - 00	0											
○○○○○チョウナイカイ様			02	94593 - 38329 - 5 - 00	0											
○○○○○チョウナイカイ様			02	23849 - 43029 - 3 - 00	0											
様																
様																
様																
231-0000 ヨコハマシ																
○○チョウ																
○-																
定額電灯の 合計																
灯・増設灯																
地区番号																
お客さま番号																
合計金額															12,345	
振替予定月日																

**各欄を合計します。**  
例: 1(10W)+5(40W)+2(60W)=8(灯数)

代表の「お客さま番号」は  
電気料金等領収証と同じ番号になります。

### 4 契約区分について

20Wの蛍光灯防犯灯は、電気料金区分では「20Wをこえ40Wまで」の区分に該当します。そのため、電気料金集約分内訳表では、40W欄に灯数が記載されます。

区 分	集約分内訳表	備 考
10Wまで	10W	LED灯など
20Wまで	20W	LED灯など
20Wをこえ40Wまで	40W	蛍光灯など
40Wをこえ60Wまで	60W	水銀灯など
60Wをこえ100Wまで	100W	水銀灯など
100Wをこえ100Wごとに	200W	水銀灯など

## 5 東京電力エナジーパートナー(株)への問合せについて

自治会町内会長等の交代による名義変更の手続きや、東京電力エナジーパートナー(株)が発行している書類(電気料金等領収証・電気料金集約分内訳表)の再発行やお問い合わせ、契約方法の変更、現地の地域防犯灯数と電気料金集約分内訳表等の地域防犯灯数の相違などについては、東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターにお問い合わせください。

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター神奈川(第一)

横浜市内(泉区、戸塚区、栄区の全域、港南区の一部を除く)

電話番号:0120-99-5772

※0120 番号をご利用にならない場合 045-394-2176(有料)

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター神奈川(第二)

泉区、戸塚区、栄区の全域、港南区の一部

電話番号:0120-99-5776

※0120 番号をご利用にならない場合 046-408-5996(有料)

## 6 Q&A

Q. まとめ契約とは?

A. まとめ契約とは、防犯灯一灯一灯についている「お客様番号」を一つの番号で管理する契約です。単独で一灯一灯支払う電気料金を、まとめて支払うことができます。

Q. 一括前払い契約とは?

A. 一括前払契約には、半年と一年の契約があり、それぞれの期間分の電気料金を先に一括して支払う契約となります。電気料金の値下げや値上がりがあった際には、期間終了後、精算されます。また、一括前払契約の一年契約では、毎月の電気料金が割引されます。

Q. 東京電力以外の会社と電気使用の契約をしているのですが、どうしたら良いですか?

A. 4月1日時点で自治会町内会等が管理している地域防犯灯の数が分かる書類と、その地域防犯灯の電気料金を自治会町内会等が支払っていることを証明する書類が必要となります。上記2点を証明するための書類の発行が可能か電力供給事業者を確認してください。

Q. 自治会町内会が設置したLED防犯灯を市に移管できますか？

A. 自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。寄附の手続につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

## 7 防犯灯の維持管理について

### (1) 横浜市が設置した防犯灯について

横浜市が設置したLED防犯灯(ESCO事業で設置した防犯灯を含む)については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理を横浜市が行い、日常の見守り(故障の発見や連絡、繁茂した草木の除去等)は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

\*防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

磯子区地域振興課 電話045-750-2393

市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

\*お知らせいただきたいこと

①管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。※次ページの図参照)

※管理番号は、必ずご確認ください。

②電柱番号(鋼管ポールの場合は、その旨、ご連絡ください)

③住所及び目標物

④不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」

「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等)

⑤不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレートまたは銀色のシールが付いています。</p> 
	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

(2) 自治会町内会等が所有及び維持管理する地域防犯灯について

電気料金の支払い及び故障時の対応は引き続き、自治会町内会等で行っていただきます。

(3) 垂れていたり、切れている電線を見つけたら

鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや、切断しているのを見つけたときは、**大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド(株)にご連絡ください。**

横浜市の防犯灯の場合は、カスタマーセンターに管理番号もお伝えください。

東京電力パワーグリッド(株) カスタマーセンター

停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ

電話番号：0120-995-007

※0120 番号をご利用になれない場合は 電話番号：03-6375-9803 (有料)

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和5年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。  
つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

1 提出書類

- (1) 交付申請 申請書1部、事業計画書1部※、収支予算書1部※、団体の規約1部※、  
その他団体の防災活動の予定がわかる資料1部
- (2) 実績報告 報告書1部、活動実績報告書1部※、収支決算書1部※、  
その他団体の防災活動実績のわかる資料1部

【注意事項】

- ◎上記の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合は提出不要です。
- ◎自治会町内会の事業計画書・収支予算書・事業実績報告書・収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。
- ◎「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

2 提出期間及び提出先

申請書・報告書とも、令和5年4月1日（土）から令和5年8月31日（木）までに総務課危機管理担当あて、来庁、郵送、Eメールいずれかの方法によりご提出ください。

なお、来庁でのご提出の際は、その場で内容を確認させていただきますので、必ず事前に来庁日時についてご連絡をお願いいたします。

【住所】〒235-0016 磯子区磯子3-5-1 磯子区役所総務課危機管理担当

【Eメールアドレス】is-bousai@city.yokohama.jp

【様式】各種様式は、磯子区役所ホームページからダウンロードしていただけます。

「磯子区 町の防災組織」でインターネット検索していただくか、または磯子区トップページ下部の「自治会町内会向け様式ダウンロード」からご利用ください。

3 送付書類

- (1) 令和5年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書
- (2) 令和4年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書
- (3) 令和5年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き

裏面あり

#### 4 その他（お願い等）

- (1) 町の防災組織活動費補助金の手引を同封しています。申請にかかる注意点等を記載しておりますので、ご一読をお願いいたします。
- (2) 会長が変更となる場合には、確実に引継ぎを行っていただき、期日までに申請をお願いします。
- (3) 補助金の交付を受けて実施した活動に関する書類（会計帳簿や領収証など）は、5年間保管してください。区役所から求められた場合は、提示できるようにしておいてください。
- (4) 当該事業は、令和5年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

詳しくは、以下の連絡先にお問い合わせください。お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

連絡先：磯子区総務課危機管理担当 塩入、魚住、中谷  
TEL：045-750-2312 FAX：045-750-2530  
E-mail:is-bousai@city.yokohama.jp

（申請先）

磯子区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	(	)
担当者			TEL ( )
メールアドレス			

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
A 申請世帯数				世帯 (4月1日現在)	
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。					
B 申請金額		A × 160円 =		円	
支出内訳【実施計画 ( 年4月～ 年3月実施事業)】					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練		<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練		
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会		<input type="checkbox"/> 研修・講習会	<input type="checkbox"/> 見学会	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル		<input type="checkbox"/> 防災マップ	<input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					
<b>支出額合計</b>					円

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数	区確認世帯数	交付世帯数
受付番号	交付予定金額	

（報告先）

磯子区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	( )	
担当者			
	TEL	( )	
メールアドレス			

### 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（ 年4月～ 年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練		<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練		
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会		<input type="checkbox"/> 研修・講習会		
	<input type="checkbox"/> 見学会				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル		<input type="checkbox"/> 防災マップ		
	<input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額		円
年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
円	円	円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。  
 ※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

令和5（2023）年度  
町の防災組織活動費補助金  
事務の手引き  
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和5年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課

# \* 目 次 \*



○ 提出書類・提出期限	…	1 ページ
○ 事業概要	…	2 ページ
<b>《申請・請求編》</b>		
1. 事務の流れ	…	3 ページ
2. 申請書記入のポイント	…	4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	…	7 ページ
<参考>訂正の方法について	…	8 ページ
4. 請求書記入のポイント	…	9 ページ
5. 請求について	…	12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	…	13 ページ
<b>《報告編》</b>		
1. 事務の流れ	…	15 ページ
2. 実績報告について	…	16 ページ
3. 報告書記入のポイント	…	17 ページ
4. 領収書について	…	20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	…	22 ページ
○ 提出先	…	23 ページ

# ○提出書類・提出期限

## 1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- ・ 申請書 1 部
- ・ 事業計画書 1 部 ※
- ・ 収支予算書 1 部 ※
- ・ 団体の規約 1 部 ※
- ・ その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部

(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- ・ 請求書 1 部
- ・ 口座振替依頼書 1 部 ※
- ・ 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 ※

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- ・ 報告書 1 部
- ・ 活動実績報告書 1 部 ※
- ・ 収支決算書 1 部 ※
- ・ その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部
- ・ 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

 申請・請求手続きは、(1)(2)の書類が揃うことにより、処理を開始しますので、申請書・請求書をご提出いただいても、地域振興課へ事業計画書及び収支予算書等が提出されていない場合には、それらの書類が揃うのを待つことになるため、交付が遅れることがございます。

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

## 2. 提出期限

令和5(2023)年度補助金交付申請書 令和4年度実績報告書	令和5(2023)年度請求書
8月31日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わせください。

## ○事業概要

### 1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

### 2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

### 3. 申請世帯数

令和5(2023)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数

### 4. 交付する補助金の額

申請世帯数<sup>※</sup>×160円

※ 令和5(2023)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	<b>310</b>	310	49,600
B自治会( <b>400</b> )	410	390	<b>400</b>	64,000

…の場合、

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

### 5. 提出期間及び提出先

令和5(2023)年4月1日から8月31日までに区役所総務課へ提出してください。

### 6. 補助金の交付対象事業

- ・ 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・ 備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・ AEDの購入 (リース含む)
- ・ 防災パトロール (※防犯パトロールは対象外です。)
- ・ その他防災活動の一環として実施する事業

⚠️ 交付の対象となるのは、令和5(2023)年度中に実施する事業に限ります。

### 7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・ 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・ 防災積立金 (当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・ 分割購入費
- ・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

⚠️ その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

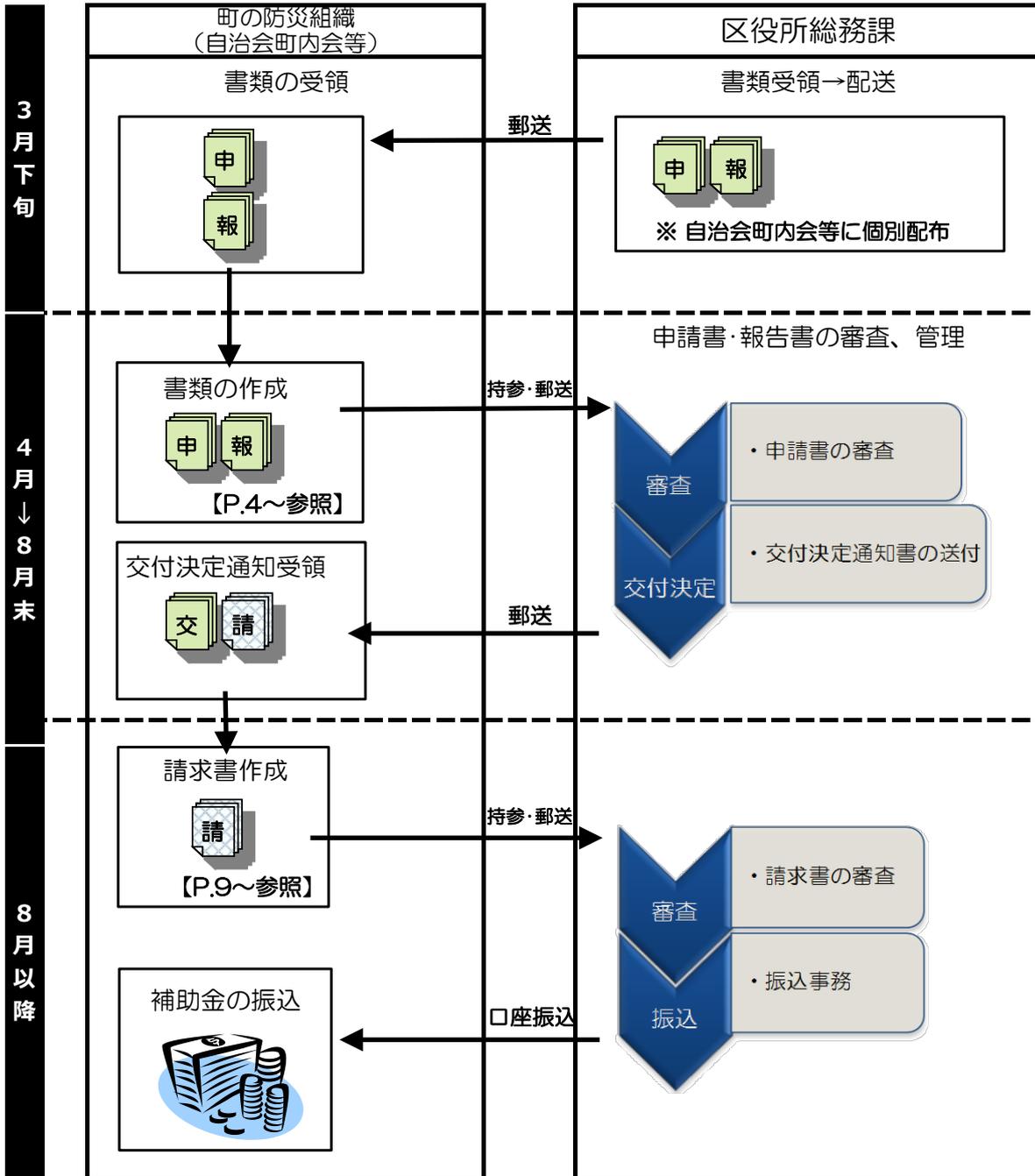
# 《申請・請求編》 (P. 3 ~ P. 14)

## 1. 申請・請求事務の流れ



◇ 用語説明

- ・「申」・・・申請書
- ・「報」・・・報告書
- ・「交」・・・交付決定通知書
- ・「請」・・・請求書



## 2. 申請書記入のポイント

### 町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第7条）  
（申請先）  
区 長

①団体名は正確に記入しましょう。

③事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認を得てください。  
※承認を得た上で「□」⇒「■」

②自署または記名（ゴム印等）のみで捺印は不要です!!

#### 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。  
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市様令第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

※申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認  ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数 1,000 世帯（4月1日現在）  
※申請世帯数は応報配布部数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = 160,000 円

支出内訳【実施計画（  年4月～  年3月実施事業）】

事業項目	活動内容（複数選択可）	支出金額
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練	80,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区防災拠点訓練	
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会	25,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( )	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	65,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
食料・資機材等の購入	品目 数量 品名 数量	
	水缶缶詰 30箱 ヘルメット 50箱	
その他		
支出額合計		190,000 円

④実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。  
⚠添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

⑤購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。  
「検討中」など曖昧な表記は認められません。

⚠対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただけます。ご注意ください。

⑦収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。

⚠添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

⑥「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。

⚠年度内に使用できなかった補助金は返還していただきます。

# 収支予算書及び事業計画書との整合

## ＜収支予算書＞

		区名	整理番号
		中区	×○△■

成 ○△年度 収支予算書  
港町自治会

○会計年度 自平成○△年4月1日～

○収入の部

項目	予算額
1 会費	1,266,000
地域活動推進費	298,200
防犯灯維持管理費補助金	26,400
防犯灯 12 灯 × 2,200 円	
町の防災組織活動費補助金	160,000
160 円 × 1,000 世帯	
2 補助金	
3 広報配布謝金	97,554
17 円 (印刷および 9 月 + 年の次期 8 月) × 配布部数 426 × 12 月号 = 86,904 議会だより 6,816 円 ( 4 円 × 配布部数 426 × 4 回 = 6,816 ) 選挙公報 3,834 円	
4 事業収入	68,300
のり紙印刷委託料 28,300 円 商品回収収益金 20,000 円 未開納入手数料 20,000 円	
5 寄付金、祝金等	1,000
○○大会祝儀 6,000 円 ○○寄付金 15,000 円	
6 会館使用料	2,000
租税への徴収に伴う収入 20,000 円	
7 前年度からの繰入金	123,510
前年度繰越金 123,510 円	
収入合計	2,141,364

○支出の部

項目	予算額	摘要	
1 会議費	80,000	80,000 円	
2 事務費	65,000	備品什器購入代 40,000 円 消耗品代 10,000 円 電話代 10,000 円 送料代 5,000 円	
3 人件費	60,000	アルバイト賃金 60,000 円	
4 会館(会場)借上料	0		
5 会館水道水費	160,000	町内多経電費代 70,000 円 町内会館がく代 50,000 円 町内多経水道代 40,000 円	
2 防災訓練・防災活動費	129,840		
3 社会教育事業費	120,000	○○施設見学 70,000 円 子ども会活動費 50,000 円	
4 レクリエーション費	320,000	盆踊り大会費 150,000 円 運動会開催費 120,000 円 全港町大会参加費 50,000 円	
5 福利厚生事業費	140,000	敬老会開催費 80,000 円 福祉・配食サービス 60,000 円	
6 文化事業費	150,000	講演会 70,000 円 映画会 30,000 円 書道等作品展 50,000 円	
7 その他	0		
事業費 小計 ②	959,840		
補助対象予定経費①+②=③	1,544,840		
1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の清掃・点検・修繕 30,000 円	
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チラシ等作成費 5,000 円	
3	0		
4	0		
補助事業費 小計 ④	239,000		
1 会館建設・修繕積立金	150,000	修繕積立金 150,000 円	
2 交際費	30,000	交際費 18,000 円 賀詞交際金 12,000 円	
3 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円	
4 懇親会費	15,000	新年会 15,000 円	
5 寄付金・募金	30,000	共同募金 10,000 円 港町防犯隊募金 10,000 円 日本赤十字社募金 10,000 円	
6 予備費	107,524	予備費 107,524 円	
7 その他	0		
その他 小計 ⑤	357,524		
支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364		

◇ポイント◇  
○申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額  
○申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費 となります。

## ■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員 + 減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

申請書「B 申請金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ 申請額未済の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

## ■支出の部

補助事業費	1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円	防犯灯の清掃・点検・修繕 30,000 円		
	2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円	防災資機材購入 40,000 円	チラシ等作成費 5,000 円	
	3	0				
	4					
補助事業費 小計						

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

# <事業計画書>

年度事業計画書	
港町自治会	
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり (○○公園) 定期清掃 (25日)
5月	こどもフェスティバル (△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃 (25日)
6月	第2回班長会 <b>防災訓練 (14日 第二公園)</b> 定期清掃 (25日)
7月	防犯パトロール (下旬) 定期清掃 (25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃 (25日)
9月	敬老祝賀会 <b>防災研修会</b> <b>防災パトロール</b> 定期清掃 (25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃 (25日)
11月	定期清掃 (25日)
12月	防犯パトロール (中旬) クリスマス会 定期清掃 (25日)
○◇年1月	餅つき会 (初旬) <b>地域防災拠点訓練 (17日 港危機管理小学校グラウンド)</b> 定期清掃 (25日)
2月	第5回班長会 定期清掃 (25日)
3月	予算総会 定期清掃 (25日)

**⚠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。**

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載っていない可能性があります。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

### ◆ 申請書抜粋 ◆

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会
	<input type="checkbox"/> 見学会
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 防災パトロール )	
<input type="checkbox"/> 防災マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ
	<input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

**⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。**

### 3. Q&A集 (申請書編)

#### ◆ 補助対象について

Q 大きい資機材(防災倉庫・AED等)を購入するために積立をしたいのですが…

A 「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。

Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は？

A 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。

Q リースは対象となるか。

A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。

Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。

A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。

Q パトロールは対象になるのか。

A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所(がけ地、倒木危険箇所等)を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。

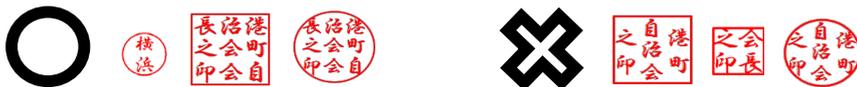
#### ◆ 申請の手続きについて

Q 申請書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名(ゴム印、Word打ち等)であれば、捺印の必要はありません。ただし、訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q (申請書に訂正がある場合に)捺印する際の印鑑は何を押せばいいの？

A 代表者の私印か〇〇代表者印(〇〇会長印)の捺印をお願いします。代表者以外の私印(会計担当者等)や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか？

A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。

Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか？

A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支出項目をご記入いただいで構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。(連絡先についてはP.23をご覧ください。)

Q 提出の期限は？

A **提出期限は8月31日です。**

ご協力よろしく願いいたします。

## <参考> 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおり訂正しましょう。

### ◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

### ※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
代表者名	横浜 花子
	TEL ( 671 ) 2011
担当者	危機 太郎 TEL ( )
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら・・・

代表者住所 〒 231 - 0017  
中区港町1-1 ハイツ港町 ~~1-3号~~ 4号 棟205号  
代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

## 4. 請求書記入のポイント

### 町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・表面

第1号様式(町)の防災組織活動費補助金交付要綱(第1章第1条) <自治会町内会用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① 〇〇年△△月××日

(請求先) 区長

(請求者)

〒 231-0017

所在地: 中区港町1-1ハイズ港町4号棟205号

代表者名 ③ 横浜 花子

② 港町自治会

④ 160,000 円

※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

【注意】  
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

①提出の日付を記入ください。  
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

②団体名は正確に記入ください。

③代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。  
※印鑑は正確に捺印ください  
正 「代表者の私印」  
「〇〇代表者印」  
「〇〇会長印」  
誤 「会長印」  
「〇〇自治会会計印」  
「〇〇自治会印」

押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】  
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

④交付決定通知の金額を正確に記入してください。  
【注意】  
請求金額欄の訂正はできません!!  
新たな用紙に記入してください。

【注意事項】  
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)  
※口座振替依頼書と同一の印鑑を使用してください。  
2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。  
3 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。  
4 既に口座振替依頼書を提出している場合は、その記載情報と上記の請求者情報の記載に相違がないようご注意ください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。

提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

## 町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。

第3号様式②(町の防災組織活動費補助金交付要綱第14条第1項) <自治会町内会用>

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下部に口座情報をご記入ください。次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

(フリガナ)	ミナトチヨウジチカイ カイアイタントウ カナガワ ハシコ
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 パラ子
金融機関名	横浜みなと <small>※ 通帳に振替のおおりに記入ください。</small> 銀行 港町 支店 信用金庫 信用組合 出張所 農業協同組合 支店
預金種目	1 普通 2 当座
口座番号	1234567

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺願います。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名： 横浜 花子 押捺

① 正確に各項目に記入ください。

**【注意】**  
口座名義人の誤りが多々あります。通帳の1枚開いたページに記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。  
記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

② 代表者と口座名義人が異なる場合や請求者欄の団体名と口座名義の団体名が違う場合は、こちらに代表者印の押捺が必要になります。

**【注意】**  
印鑑は表面のものと同じものを押捺してください。

**【確認】**  
代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

- 【注意事項】**
- 1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は補助) ※請求書と同一の印鑑を使用してください。
  - 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおりに記入してください。
  - 3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺して訂正をお願いします。

### 最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

# 町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会以外の団体用>

No. \_\_\_\_\_

第6号様式② (町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項) <自治会町内会以外の団体用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

(○△年△△月××日)

(請求先) 区長

**【注意】**  
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

(請求者) 港町住宅管理組合

〒 230-0017

所在地: 中区港町1-1港町住宅302号

代表者名: 横浜 太郎

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額	160,000	円
<small>※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。</small>		
(フリガナ)	ミナトチョウシヨウタクカンリクミアイ カイケイ サクラギ マチコ	
口座名義人	港町住宅管理組合 会計 桜木 町子	
金融機関名	横浜みなと	
預金種目	普通 2当座	
口座番号	1234567	

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名: 横浜 太郎

**【注意事項】**

- 1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。(スタンプ印は無効)
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
- 4 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

- ① 提出の日付を記入ください。  
① 交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。
  - ② 代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。  
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができません。なお、提出はPDFに限ります。
  - ③ 交付決定通知の金額を正確に記入してください。  
【注意】請求金額欄の訂正はできません!! 新たな用紙に記入してください。
  - ④ 正確に各項目を記入ください。  
【注意】口座名義人の誤りが多々あります。通帳を1枚開いたページに記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。
  - ⑤ 代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。  
【注意】印鑑は同じものを押捺してください。
- ※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

## 最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

## 5. 請求について

### 1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

### 2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに入力してください。

 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

## 6. Q&A集（請求書編）

### Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳を1枚めくったページに記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

#### ※ 通帳を1枚めくったページ

おなまえ	お客さま番号
ミナトチョウジチカイカイケイタントウカナガワバラコ 様	〇〇〇〇〇
店番号 〇〇〇	普通預金口座番号 0123456
定期預金口座番号	課税区分
通帳発行日 〇〇年〇〇月〇〇日	(後) 限度額
株式会社 横浜みなと銀行	(後) 限度額
(銀行コード: 〇〇〇〇)	
お取引店 港町支店	
お取引店 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇	
通帳発行店 港町支店	

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。  
通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに囲ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

#### ※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ カイケイタントウ カナガワ バラコ
団体名・氏名等	港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子
金融機関名	横浜みなと (銀行) 信用金庫 港町 (支店) 信用組合 出張所 支所 農業協同組合
預金種目	1 (普通) 2 当座
口座番号	0123456

### Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

### Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

### Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどのようにすればいいのか。

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

### Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

## 請求書 よくある間違い例

- 「ジチカイ」と「ジジカイ」
- 「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- 役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- 「自治会」と「町内会」
- 「ヶ」と「ケ」
- フリガナの記載なし
- 実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している  
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- 「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- 「支店」と「出張所」の囲い間違い
- 代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- 上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- 上部と下部に押印されている印鑑が違う。

等

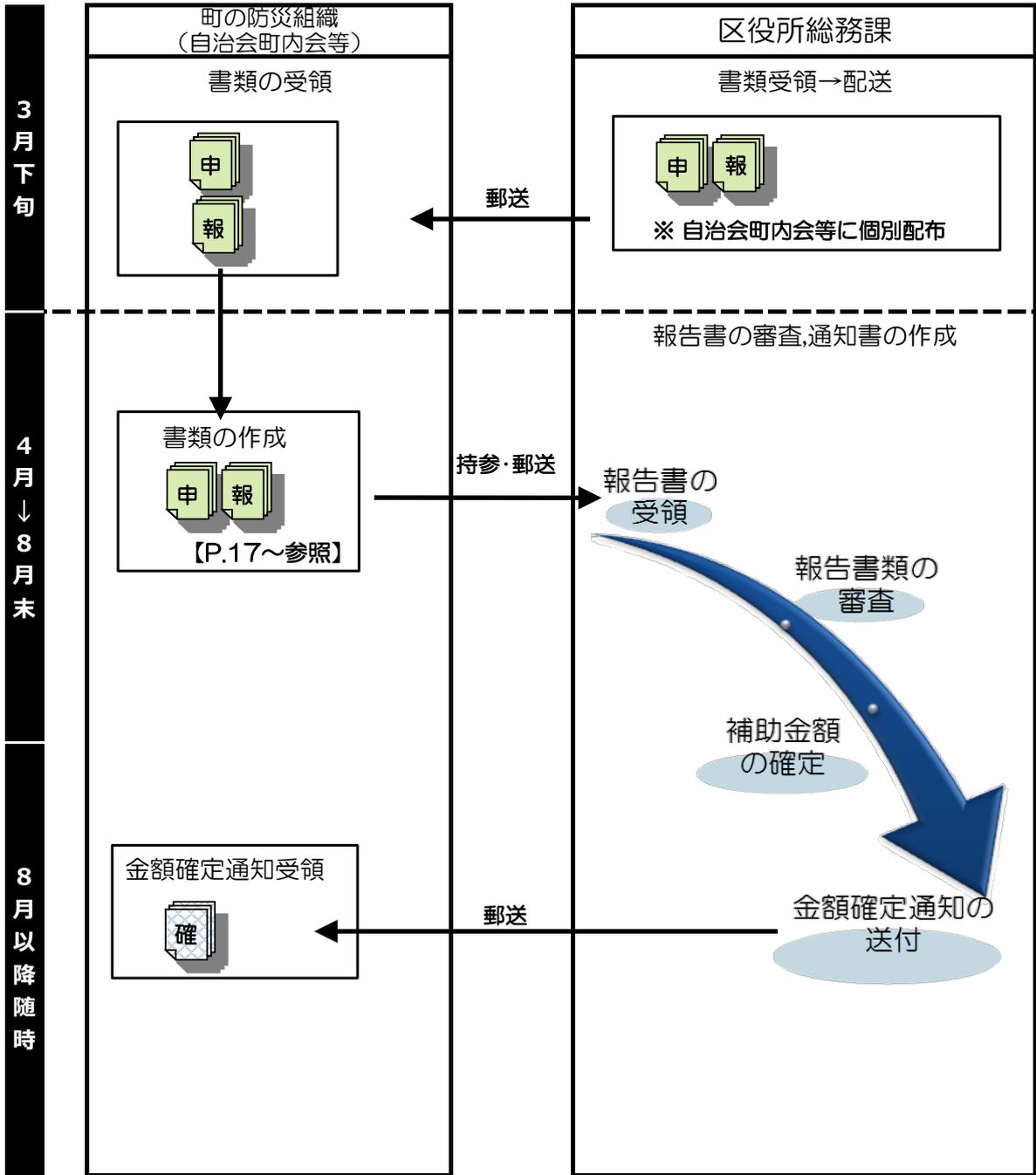
# 《報告編》 (P. 15~P. 22)

## 1. 報告事務の流れ



◇用語説明

- ・「申」・・・申請書
- ・「報」・・・報告書
- ・「確」・・・金額確定通知



## 2. 実績報告について

### 1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

- (1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。
- (2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

### 2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払ください。

### 3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

### 4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合などがあります。

 令和4(2022)年度の会計帳簿・領収書等は2028年度までの保存が必要です。

### 3. 実績報告書記入のポイント

#### 町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例

第6号様式 (町の防災組織活動費補助金交付要綱第12条)  
(報告先)  
区 長

〇〇年〇〇月〇〇日

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
花子	
2011	
TEL	( 671 ) 3456
メールアドレス	XXXXXXXX-XXXXX@XXXX.CO.JP

① 団体名は正確に記入しましょう

② 捺印は不要です!!

⚠ 訂正がある場合は代表者の印で、訂正箇所捺印をお願いします。

③ 事業実績報告書、収支決算書は必ず総会等で承認を得てください。

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告 ( 年1月 - 年3月末日)

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認  ※チェックをお願いします。

事業項目	活動内容 (複数選択可)	支出金額																
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他 ( )	80,000 (円)																
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他 ( )																	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他 ( )	2,500 (円)																
食料・資機材等の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水缶詰</td> <td>50箱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オートロックおかけ砂</td> <td>500食</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>50個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	品目	数量	水缶詰	50箱			オートロックおかけ砂	500食			ヘルメット	50個			127,500 (円)
品目	数量	品目	数量															
水缶詰	50箱																	
オートロックおかけ砂	500食																	
ヘルメット	50個																	
その他																		

④ 実施した活動にしっかりとチェックしましょう!!

⚠ 添付書類の事業報告書等と整合をとってください。

⑤ 10万円は超えていませんか?

⚠ 1件10万円以上の支出においては、領収書の添付が必須になります。その他の領収書についても5年間大切に保管をお願いします。※20ページ以降を参照

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額		190,000 円
年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
160,000 円	190,000 円	-30,000 円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

⑥ 補助対象外の用途に支出していないか確認しましょう!!

⚠ 補助金支給対象外の用途に使用されている場合には、確認の上、該当額を差し引いて報告とさせていただきます。ご了承ください。

⑦ 「(a)前年度交付額」、「(b)支出額合計」が正確に記入されていますか?

⚠ 添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

# 収支決算書及び事業実績報告書との整合

区名		整理番号	
○△年度 収支決算書			
○会計年度 自 ○△年4月1日～至 ○◇年3月31日			
港町自治会			
収入の部	項目	決算額	摘要
1	会費	1,266,000	250 円 × 426 世帯 × 12 か月 (参考: 総会費料 12 円、会費会員 422 世帯、会費免除会員 4 世帯) 次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A: 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員 + 免除会員) B: 活動費(事務費・事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
	地域活動推進費	298,200	
	防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
	町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

支出の部		決算額	摘要
1	会議費	80,000	80,000 円
2	事務費	65,000	備付金繰入代 40,000 円 電話代 10,000 円 郵便代 5,000 円 60,000 円
3	人件費	60,000	60,000 円
4	会館(会場)借上料	0	0 円
5	会館光熱水費	160,000	防犯灯電気代 70,000 円 町内会館ガス代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円
6	会館修繕費	150,000	防犯灯工事費 150,000 円
7	その他	70,000	町防犯灯修繕 50,000 円 火災保険料 30,000 円
事務費 小計 ①		585,000	
1	環境事業費	100,000	町の清掃活動 100,000 円
2	安全、安心環境づくり事業費	129,840	交通安全対策費 30,000 円 防犯防犯活動費 68,000 円 防犯・防災活動 31,840 円
3	社会教育事業費	120,000	○○施設見学 70,000 円 子ども活動費 50,000 円

## ポイント

○報告書 「(a)前年度交付金額」 = 収支決算書 収入の部 町の防災組織活動費補助金  
 ○報告書 「(b)支出合計金額」 = 収支決算書 支出の部 町の防災組織活動費  
 となります。

5	寄付金、税金等	21,000	町の大会祝儀 6,000 円 町の寄付金 15,000 円
6	会館使用料	0	0 円
7	前年度からの繰入金	123,510	前年度繰越金 123,510 円
収入合計		2,141,364	

1	防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯電気代 19,000 円 防犯灯修繕・点検・清掃 30,000 円
2	町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費 60,000 円 防災資機材購入 127,500 円 チラシ等作成費 2,500 円
補助事業費 小計 ④		239,000	
1	会館建設・修繕積立金	150,000	150,000 円
2	交際費	30,000	交際費 18,000 円 賀状交換会 12,000 円
3	慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円
4	振興会費	15,000	新年会 15,000 円
5	寄付金・募金	30,000	共同募金 10,000 円 港町自治会 20,000 円
6	予備費	107,524	予備費 107,524 円
7	その他	0	0 円
その他 小計 ⑤		357,524	
支出合計 (③+④+⑤)		2,141,364	

## 収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

**報告書の「(a)前年度交付金額」と同額か確認をお願いします!!**  
 ⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

## 支出の部

1	防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の修繕・点検・清掃 30,000 円
2	町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費 60,000 円 防災資機材購入 127,500 円 チラシ等作成費 2,500 円
3			

**報告書の内容と齟齬のないようにしてください。**  
 ⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書

港町自治会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）



**報告書でチェックのある活動が  
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input type="checkbox"/> 研修・講習会
<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 見学会



**収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。**

## 4. 領収書について

### 1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③領収書 などの提出が義務付けられています。

### つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠ この場合の1件とは?…1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



① 全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、  
領収書の添付は不要

② 同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、  
総額が10万円を超えるため、

領収書の添付が必要!!

# ①別々に購入



領 収 書	
No. 0000	
港町自治会 様	
¥ 25,000.-	
税抜金額 -- 23,810	消費税5% -- 1,190
上記正に領収いたしました。 但 水缶代として	
収入印紙	〒221-0017 横浜市中区港町1-△○-55 御水缶株式会社 代表取締役 御水 好子



領 収 書	
No. 0000	
港町自治会 様	
¥ 60,000.-	
税抜金額 -- 57,142	消費税5% -- 2,858
上記正に領収いたしました。 但 缶詰・缶入り保存パン代として	
収入印紙	〒221-0017 横浜市神奈川区白鶴西町4-△○-3 有限会社 横浜ばん 代表取締役 小麦 造郎



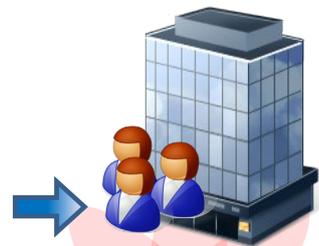
領 収 書	
No. 0000	
港町自治会 様	
¥ 37,500.-	
税抜金額 -- 35,714	消費税5% -- 1,786
上記正に領収いたしました。 但 ヘルメット代として	
収入印紙	〒246-0022 横浜市瀬谷区三ツ境5-△○-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 垂玉 護

それぞれは10万円を超えていないため、提出の必要はありません。

# ②一括購入



領 収 書	
No. 0000	
港町自治会 様	
¥ 122,500.-	
税抜金額 -- 116,666	消費税5% -- 5,834
上記正に領収いたしました。 但 水缶・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として	
収入印紙	〒221-0013 横浜市神奈川区新子安1-△○-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 四朗



1件の金額が10万円を超えているため、領収書の写しを区役所に提出します。

2. 保管  
領収

## 5. Q&A集（報告書編）

### Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。  
ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所**に**代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

### Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。  
代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



### Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどするの。

A 現会長の名前で提出してください。

### Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

### Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの三つを購入したら金額が10万円を超えた。領収書は必要か。

A まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。  
次に、乾パンは乾パン（4万円）、水缶は水缶（6万円）、ヘルメットはヘルメット（4万円）とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円を超えたような場合には、領収書の添付は必要ありません。  
ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円を超えないものについても**5年間は大切に保管**することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

### Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

### Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

### Q 提出の期限は？

A **提出期限は8月31日です。**

ご協力よろしくお願いたします。

区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	(510)1656(直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	(411)7004(直通)
西区総務課	220-0051	西区中央 1-5-10	(320)8310(直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通 35	(224)8112(直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町 2-33	(341)1225(直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南 4-2-10	(847)8315(直通)
保土ヶ谷区総務課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2-9	(334)6203(直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	(954)6007(直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1	(750)2312(直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	(788)7706(直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町 26-1	(540)2206(直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町 118	(930)2208(直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-4	(978)2213(直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(948)2212(直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	(866)8307(直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 303-19	(894)8312(直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	(800)2309(直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	(367)5611(直通)

**お住まいの区の総務課へ提出してください。**

総務局地域防災課	(671) 3456
----------	------------

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

## 令和5年度磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金の申請について (ご案内)

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、磯子区の地域振興施策にご協力いただきありがとうございます。

磯子区では、自治会町内会が維持管理を行う掲示板について、その設置や修繕にかかる経費を対象とした補助事業を行っております。このたび、令和5年度分の補助金申請についてご案内いたします。申請をご希望の場合は、期限までに必要書類のご提出をお願いいたします。

### 1 申請対象者

自治会町内会、地区連合町内会

### 2 補助対象経費

掲示板の新設(建替えを含む)、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設にかかる経費

※建替えの場合、掲示板の撤去にかかる費用は補助対象とはなりません

※修繕には改修を含みます

### 3 補助額

#### (1) 新設(建替えを含む)

ア 補助率 対象経費の3分の2

イ 補助金限度額 10万円

#### (2) 修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

ア 補助率 対象経費の3分の2

イ 補助金限度額 4万円

※補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります

### 4 申請期間

令和5年4月3日(月)～令和5年10月31日(火)

※同一自治会町内会からの申請は、申請期間内に1回とします。

※補助金限度額(10万円、もしくは4万円)の範囲内であれば、複数基の掲示板をあわせてご申請いただけます。ただし、新設(建替えを含む)、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設の申請を重複することはできません。

※補助額は予算の範囲内となります。申請を受けたものから順次審査を行いますので、申請

状況により補助金を交付できない場合があります。予めご了承ください。

## 5 補助金申請・交付手続の流れ

### (1) 補助金交付申請書類の提出

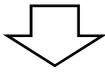
補助金交付申請を行う自治会町内会は、次の書類を準備し、申請期間内にご提出ください。

#### 【提出書類】

- ① 補助金交付申請書（第1号様式）  
※様式が変更になる場合がございますので、申請前にご連絡ください。
- ② 工事に係る見積書（写）
- ③ 掲示板設置場所の地図
- ④ 工事施工前の写真
- ⑤ 【新設する場合のみ】掲示板設置場所の土地所有者の許可がわかるもの  
掲示板設置箇所が公道の場合：道路占用許可書（写）  
掲示板設置箇所が民地等の場合：土地使用承諾書（写）

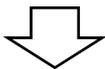
#### 【申請期間】

令和5年4月3日（月）～令和5年10月31日（火）



### (2) 申請内容の審査

磯子区にて申請内容を審査し、補助金の交付を決定しましたら、補助金交付決定通知書（第2号様式）を交付します。掲示板の工事は、補助金交付決定通知書（第2号様式）を入手してから行ってください。



### (3) 完了報告にかかる書類の提出

掲示板の工事が終わりましたら、次の完了報告にかかる書類をご提出ください。

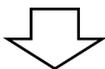
#### 【提出書類】

- ① 完了報告書（第4号様式）
- ② 掲示板の完成写真
- ③ 工事に係る領収書（写）



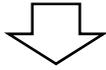
### (4) 報告内容の審査

完了報告書類を審査し、補助金額を確定しましたら、補助金額確定通知書（第5号様式）と補助金請求書様式（第6号様式）をお送りします。



#### (5) 補助金請求書（第6号様式）の提出

補助金請求書（第6号様式）に補助金額確定通知書（第5号様式）の写しを添付のうえ、指定の期日までにご提出ください。



#### (6) 補助金の振り込み

請求書にご記入いただいた口座に補助金を振り込みます。

各種様式は磯子区役所ホームページからもダウンロードしていただけます。

【URL】 [https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichichou/keijiban.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/keijiban.html)

または  で検索

#### 6 掲示板の所有者が自治会町内会ではない場合（補助対象事業者等の特例）

掲示板の所有者が集合住宅の管理組合の場合は、以下の条件を満たす場合のみ、補助金申請を行うことができます。

- (1) 集合住宅の管理組合と自治会町内会の構成員がほぼ同一であること
- (2) 掲示板について、自治会町内会活動に使用していること
- (3) 自治会町内会が掲示板の設置等の費用を負担すること

#### <令和5年度のスケジュール>

令和5年3月	4月	10月	令和6年3月末
補助金の 申請案内	申請受付 期間	期間内に 順次審査	補助申請した <u>掲示板の工事完了期限</u>

※令和5年度予算が横浜市会で議決されることを条件としています。

#### 【書類の提出先・問合せ先】

磯子区地域振興課地域活動係

金澤、中谷

電話：750-2391

FAX：750-2534

## 令和5年度磯子区自治会町内会広報掲示板設置等 補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市磯子区長

(申請者)  
団体名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_

町内会等が維持管理を行っている掲示板の設置等を行うため、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額  
\_\_\_\_\_ 円

2 掲示板の設置等に要する経費  
\_\_\_\_\_ 円

【事業費に対する財源】

磯子区自治会町内会掲示板設置等補助金	_____ 円
自治会町内会負担	_____ 円
その他	_____ 円
合計	_____ 円

3 設置予定場所  
横浜市磯子区 \_\_\_\_\_

4 設置等の内容

掲示板の新設

公道  公道以外の民地等

掲示板の建替え（設置場所が同一の場合）

掲示板の修繕

（具体的な修繕の内容： \_\_\_\_\_）

既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

（既存の設置場所： \_\_\_\_\_）

5 添付書類

- ・ 工事費見積書（写）（複数基申請の場合は、1基ごとの内訳を明記）
- ・ 掲示板設置場所の地図
- ・ 工事施工前の写真
- ・ 掲示板設置場所の土地使用承諾書の写し（新設の場合）

自治会町内会長 様

磯子区総務課長

## 防災スピーカー試験放送の実施について(お知らせ)

区内に設置されている「防災スピーカー(津波警報伝達システム)」の試験放送につきましては、自然災害等に対する避難意識の醸成及び避難態勢を強化することを目的に、毎月1回試験放送を行っておりますが、令和5年度も継続して実施いたしますのでご承知おきください。

### ◆実施日時◆ (全12回)

毎月 第2月曜日 ※当日が祝日の場合は翌日実施します。

10時00分から ※試験の放送時間は約1分程度です。

令和5年 4月10日(月)、 5月 8日(月)、 6月12日(月)  
7月10日(月)、 8月 14日(月)、 9月11日(月)  
10月10日(火)、 11月13日(月)、 12月11日(月)  
令和6年 1月9日(火)、 2月13日(火)、 3月11日(月)

### ◆実施場所◆

以下の設置場所で実施します。(区内20か所)

	設置施設	所在地		設置施設	所在地
1	根岸地域ケアプラザ	馬場町	11	洋光台第四小学校	洋光台六丁目
2	根岸小学校	西町	12	杉田小学校	杉田一丁目
3	八幡橋交差点付近	磯子一丁目	13	岡村中学校	岡村一丁目
4	磯子消防署	磯子一丁目	14	浜中学校	杉田三丁目
5	新磯子町付近	新磯子町	15	さわの里小学校	上中里町
6	磯子海づくり施設付近	新磯子町	16	森中学校	森五丁目
7	磯子区総合庁舎	磯子三丁目	17	汐見台中学校	汐見台一丁目
8	屏風浦小学校	森三丁目	18	洋光台消防出張所	洋光台三丁目
9	磯子スポーツセンター	杉田五丁目	19	洋光台第三小学校	洋光台二丁目
10	岡村小学校	岡村四丁目	20	洋光台第二小学校	洋光台四丁目

◆訓練放送の内容◆

♪ピンポンパンポン（上り）

こちらは横浜市です。

ただいまから、試験放送を行います。

訓練、訓練、訓練、訓練

これで、訓練放送を終了します。

♪ピンポンパンポン（下り）

連絡先：磯子区総務課危機管理・地域防災担当 長田・井上

電話：750-2312

FAX：750-2530

E-mail: [is-bousai@city.yokohama.jp](mailto:is-bousai@city.yokohama.jp)

磯子区連合町内会長会資料

令和5年3月17日

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

「いそっぴゴールデンウイーク2023」ポスターの掲出の御協力について（依頼）

「いそっぴゴールデンウイーク2023」は、磯子区内の区民利用施設が合同で開催するイベントで、主に子どもを対象にした施設ごとのイベントや、各施設を巡るスタンプラリーを行います。

この「いそっぴゴールデンウイーク2023」のポスター（A4片面）について、掲示板への掲出の御協力をお願いいたします。

ア 実施時期：令和5年4月22日（土）～5月7日（日）

イ 掲出期間：令和5年5月7日まで掲出の御協力をお願いします。

連絡先：磯子区地域振興課 後藤、長樂

電話：750-2398

FAX：750-2534

Eメール：is-shienc@city.yokohama.jp

げん き いそ こ だい しゅう ごう

# 元気な磯っ子大集合!

こどもからむかしむかしのこどもまで

第14回

# いそっぴ ゴールデン ウィーク 2023

どうぞ、  
ゴールデンウィークは、  
磯子の施設で  
楽しんでね!

磯子区の  
いろんな施設で、  
こどものための  
イベント目白押し!

実施  
期間

4/22(土)~5/7(日)

## 館長連絡会 施設一覧

- 上中里地区センター
- 杉田地区センター
- 根岸地区センター
- 磯子センター
- 浜小学校コミュニティハウス
- 根岸中学校コミュニティハウス
- 洋光台第三小学校コミュニティハウス
- 洋光台第四小学校コミュニティハウス
- 浜中学校コミュニティハウス
- 岡村中学校コミュニティハウス
- 滝頭コミュニティハウス
- 洋光台駅前公園こどもログハウス
- 磯子スポーツセンター
- 磯子区民文化センター杉田劇場
- 磯子区地域子育て支援拠点いそピヨ
- 磯子図書館
- いそご区民活動支援センター
- 磯子公会堂
- 磯子区青少年の地域活動拠点 イソカツ
- 根岸なつかし公園 旧柳下邸
- 久良岐能舞台
- はまぎん こども宇宙科学館
- 横浜市三殿台考古館
- たきがしら会館
- 横浜市電保存館
- 横浜市社会教育コーナー
- **NEW** いそご多文化共生ラウンジ
- 磯子地域ケアプラザ
- 新杉田地域ケアプラザ
- 屏風ヶ浦地域ケアプラザ
- 根岸地域ケアプラザ
- 滝頭地域ケアプラザ
- 洋光台地域ケアプラザ
- 上笹下地域ケアプラザ

● オレンジ の施設でスタンプラリーをやってるよ!

● 水色 の施設ではスタンプラリーをやっていません

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、変更になる場合があります。予めご了承ください。

主催:磯子区館長連絡会 / お問い合わせ先:いそご区民活動支援センター ☎754-2390

磯子区  
マスコットキャラクター  
「いそっぴ」

4つの施設に行って、スタンプを  
集めると景品がもらえるよ



令和5年3月17日

自治会町内会長 様

磯子区福祉保健課長

「ヘルスマイト(食生活等改善推進員)養成セミナー」受講生募集ポスターの掲示のご協力について(依頼)

磯子区では、地域で「食」を通じた健康づくりのボランティア活動を行っていただいているヘルスマイト(食生活等改善推進員)を養成するセミナーを、毎年開催しております。内容は、生活習慣病の予防のための食事や運動、歯やお口の健康等について専門職による講義や実技指導を受けることで、ヘルスマイトとして地域で健康づくり活動を行うための基礎知識を身につけていただけるものとなっております。

つきましては、お忙しい中で恐縮ですが、今年度の受講生募集にあたり、貴自治会町内会の掲示板へのポスター(別添)の掲示についてご協力をお願いいたします。

- 1 日時: 令和5年6月14日(水)～令和6年2月14日(水) 全9回  
いずれも13時30分～16時
- 2 場所: 磯子区役所4階 研究室ほか
- 3 対象: 磯子区在住で、本講座を受講したことのない方 25名(先着順)
- 4 費用: 1,210円(教育テキスト代)
- 5 申込期間: 令和5年4月11日(火)～6月7日(水)
- 6 申込: 電子申請、または電話、FAXで磯子福祉保健センター福祉保健課健康づくり係まで  
電話:750-2446  
FAX:750-2547  
※電子申請のQRコードをポスターに掲載しています。

担当:磯子福祉保健センター  
福祉保健課健康づくり係  
有田  
TEL(750)2446

# ヘルスマイト養成セミナー

## 令和5年度 受講生募集!

新型コロナウイルスの感染状況により日時等が変更になる場合があります。

ヘルスマイト(食生活等改善推進員)とは…

「私達の健康は私達の手で」を合い言葉に、「食」を通じたボランティア活動を行なっています。地域における食育の担い手としての活躍がますます期待される存在です。



### 講座内容の一部

- ☑ 生活習慣病の基礎知識
- ☑ 生活習慣病予防の食事、栄養の基礎知識
- ☑ 歯とお口の健康
- ☑ 健康づくりのための運動・実技
- ☑ 食と住まいの衛生管理
- ☑ ヘルスマイトの地区活動

**日時・場所** 磯子区役所 4階 (研究室ほか)

全9回 (令和5年6月～令和6年2月) 13:30～16:00

令和5年6月14日(水),7月12日(水),8月10日(木),9月13日(水)

10月18日(水),11月8日(水),12月1日(金)

令和6年1月24日(水),2月14日(水) ※原則全日程出席できる人

### 対象

磯子区在住で、本講座を受講したことのない人(25人・先着順)

### 費用

1,210円(教育テキスト代)

教育テキストも  
充実しています!



### 申込期間

令和5年4月11日(火)から6月7日(水)まで

### 申込方法

申込フォームから電子申請、もしくはお電話・窓口(下記)にて受付



お申込可能期間のみ、申請フォームにアクセスできます。  
定員になり次第受付を終了します。

### お問合せ

磯子福祉保健センター福祉保健課健康づくり係  
TEL:750-2446 FAX:750-2547

※当事業は、横浜市会において令和5年度予算議決後に確定します。

磯子区連合町内会長会資料

令和5年3月17日

自治会町内会長 様

磯子区スポーツ推進委員連絡協議会

会長 高浦 彰一

### 「スポーツいそご」第48号配付について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

スポーツ推進委員の活動につきまして、日頃からご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本会ではスポーツ推進委員の活動紹介・魅力発信の一環として、標記「スポーツいそご」を年1回作成しております。

つきましては、各自治会へ3部配送いたします。追加での配付の希望がございましたら、下記の事務局までご依頼ください。

磯子区役所地域振興課（事務局）

担当：榎谷、小野

TEL：7 5 0 - 2 3 9 3

FAX：7 5 0 - 2 5 3 4

# スポーツ推進委員の魅力

みんなの笑顔と一緒に作りましょう!!

イキイキと楽しんでま〜す!



地域を盛り上げます!

チーム一丸で頑張るぞ!



## 令和4年度に表彰されたスポーツ推進委員を紹介します!!

スポーツ推進委員全国功労者表彰 佐藤 孝明(杉田) 横浜市教育委員会表彰 佐藤 孝明(杉田)

関東スポーツ推進委員功労賞 高浦 彰一(上笹下)、小端 伸二(滝頭)

横浜スポーツ普及功労賞 横田 隆教(杉田) 磯子区スポーツ功労賞 北村 健一郎(洋光台)

勤続20年表彰 松谷 幸司(滝頭)、鈴木 憲一(杉田) 勤続15年表彰 永堀 幸雄(上笹下)

勤続10年表彰 古澤 清(根岸)、竹内 伸一(根岸)、鈴木 栄二(根岸)、河野 文洋(滝頭)、吉田 千春(岡村)、今岡 信孝(磯子)、中野 久徳(磯子)、北井 克尚(磯子)、佐野 和彦(磯子)、岡田 元住(屏風ヶ浦)、矢部 利幸(杉田)、河村 秀則(上笹下)、小田 歩美(洋光台)、早矢仕 竜太郎(洋光台)



皆様、こんにちは。会長の高浦です。  
 スポーツ推進委員は、地域に根ざしたスポーツ・レクリエーションを普及するために、地域の皆さんと一緒にさまざまなイベントを実施しています。  
 他にも、横浜マラソンなど市のスポーツイベントの際にはお手伝いに行き、磯子まつりでも警備を担当するなど、イベントの際には縁の下の力持ちとして活動しています。活動を通して地域の皆さんと繋がりができるので非常にやりがいがあり、気づくと18年も委員として活動していました。  
 ようやく新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き始め、地域での活動も再開し始めています。今後もスポーツ・レクリエーションを通して、地域を盛り上げていきたいと思っております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

スポーツ推進委員連絡協議会 会長 高浦 彰一

### 広報部会

- 山本 修(汐見台【部会長】)
- 小島 美佐子(根岸) 古渡 貞雄 (滝頭)
- 岩田 清 (岡村) 中野 久徳(磯子)
- 熊谷 訓 (屏風ヶ浦) 神宮 敬二 (杉田)
- 田口 和孝 (上笹下) 野上 浩子 (洋光台)

### 編集後記

新型コロナウイルス感染症の影響により、まだ以前ほどイベントはできておりませんが、徐々に地域での活動も再開し始めています。  
 今年度のスポーツいそごでは、感染症拡大以前の地区活動年間スケジュールを掲載しています。皆様に確認していただき、今後より多くの人が地区活動に参加してもらえれば幸いです。今後ともよろしくお願いいたします。

# SPORTS

磯子区スポーツ推進委員  
連絡協議会広報紙

ISOGO

スポーツいそご

vol.48  
2023.3



世界トライアスロン



磯子まつり

## スポーツ推進委員とは?



▲スポーツ推進委員 ユニフォーム

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づいて、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、地域のスポーツ振興において重要な役割を担っています。  
 興味のある方は、磯子区役所地域振興課区民活動支援担当(☎750-2393)までお問合せください。

人数 129名(令和5年3月現在)

要件 スポーツに深い関心があり、18才以上の横浜市在住の方が対象となります。



横浜マラソン



磯子区民駅伝大会

※委嘱時に、新任の場合は原則65歳未満、再任の場合は原則70歳未満であることが必要です。※委嘱の際は自治会町内会または地区連合町内会から推薦を受けることが必要です。  
 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの延期や中止が発生しているため、本紙活動紹介は過去の写真なども掲載しています。

	磯子区	根岸	滝頭	岡村	磯子	汐見台	屏風ヶ浦	杉田	上笹下	洋光台
4月									竹の子掘り体験会 	
5月	世界トライアスロンシリーズ横浜大会	歩け歩け大会	・グラウンドゴルフ大会、 輪投げ体験 ・ファミリーウォーク大会		ふれあい運動会 @磯子センター		歩け歩け大会	歩け歩け大会	野鳥の会 	歩け歩け大会 (洋光台～鎌倉)
6月		グラウンドゴルフ大会 	青少年指導員・ スポーツ推進委員合同 一泊研修会	歩け歩け大会 	・歩け歩け大会 ・グラウンドゴルフ大会 		ペタンク大会 	グラウンド ゴルフ 大会 	歩け歩けホテル鑑賞会	スポーツ推進委員研修会
7月	・新任研修会 ・夏季研修会			・朝のラジオ体操 ・愛のパトロール ・自治会祭礼支援				一日研修 (ビーチバレー)		さわやかスポーツ体験会 
8月	ドッジビー体験会	掘割川の日支援	・各自治会、 町内会ラジオ体操、 ・夏祭り	・愛のパトロール ・自治会祭礼支援						
9月	・磯子まつり ・横浜シーサイド トライアスロン大会				ペタンク大会@山王台小	チャレンジデー 				
10月	横浜マラソン	・根岸地区センター フェスタ ・健民祭	健民祭	久良岐まつり	健民祭@磯子小	健民祭@汐見台小	健民祭@森中	健民祭@浜中 	健民祭 	健民祭
11月			岡村中地域交流体験学習 (講師派遣)	・岡村中地域交流体験学習 ・スポーツフェスティバル	岡村中地域交流体験学習 (講師派遣)	歩け歩け 大会 	グラウンドゴルフ大会 @森中	ハイキング (みかん狩り) 	グラウンドゴルフ大会	歩け歩け大会 (洋光台～鎌倉)
12月	磯子区民駅伝大会 		・子ども会ふれあい フェスタ ・文化祭 ・さわやかスポーツ体験会					餅つき大会 		
1月		七福神めぐり	七福神めぐり	七福神めぐり	七福神めぐり 				野鳥の会	
2月	冬季研修会			梅まつり@岡村梅林			日帰り研修 (グラウンドゴルフ)@小湊	杉田マラソン大会 	輪投げ大会	モルック大会
3月	区民輪投げ大会 			岡村小キッズクラブ グラウンドゴルフ体験会				一泊研修		スポーツ推進委員研修会

磯子区連合町内会長会資料

令和5年3月17日

自治会町内会長 様

磯子区青少年指導員協議会

会長 中山 真一

### 「青指だより」第67号配付について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

青少年指導員の活動につきまして、日頃からご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本会では青少年指導員の活動紹介・魅力発信の一環として、標記「青指だより」を年1回作成しております。

つきましては、各自治会へ1部配送いたします。追加での配付の希望がございましたら、下記の事務局までご依頼ください。

磯子区役所地域振興課（事務局）

担当：榎谷、田中

TEL: 750-2395

FAX: 750-2534

### 磯子まつりパレード

9月25日(日)  
会場：区役所前産業道路

14団体が参加したパレード  
を先導しました。



### 磯子七福神めぐり

1月8日(日)  
場所：磯子区・南区の寺社

5つのコースに分かれて  
8か所の寺社を巡りました。



### 学習会

2月12日(日)  
会場：区役所7階会議室

ヤングケアラーに関する講演  
と洋光台地区の活動報告を  
しました。



### 全体研修会

2月19日(日)  
会場：区役所7階会議室

磯子消防署と消防団の方を  
招き、救命救急講習を受講  
しました。



# 磯子区 青指だより



発行 磯子区青少年指導員協議会  
事務局 磯子区役所地域振興課

編集 広報部会  
TEL(750)2395

## いそごこどもまつり2022

11月13日(日)に区役所1階区民ホール・公会堂・屋外駐車場で「いそごこどもまつり2022」を開催しました。当日はたくさんの方に足を運んでいただき、ありがとうございました！

### モルック投げ 【滝頭・洋光台地区】



ポッチャボールを5投し、的に入った点数の合計を競いました。学校の授業で体験している子ども達もいて、投げ方も本格的で高得点をマークしていました。

モルック棒を2回投げてピンを倒した合計点で競いました。初めて投げる子ども達がほとんどでしたが、何度も挑戦する子ども達も多く大変盛り上がりました。

### ポッチャ投げ 【岡村・杉田地区】



### 的当て 【磯子・屏風ヶ浦地区】



カラーボールを2回投げて1回でも的に当たったら好きな景品がもらえました。お目当ての景品を狙ってリピーターになる子ども達がたくさんいました。

輪を5投して入った本数を競いました。5本入った子ども達や未就学児の参加も多く、大変盛り上がりました。

### 輪投げ 【根岸・上笹下地区】



## 令和4年度 表彰者

### 横浜市青少年指導員 永年勤続表彰

【25年(退任者)】  
小川 江一(滝頭地区) 新井 恵子(屏風ヶ浦地区)

【15年】  
宇座 加代子(滝頭地区) 近藤 精八郎(滝頭地区)  
佐川 増夫(磯子地区) 菅原 アヤ子(磯子地区)  
喜瀬 英夫(屏風ヶ浦地区) 中山 真一(杉田地区)

【10年】  
橋本 紳二(杉田地区)

### 神奈川県青少年育成 功労者表彰

川村 仁子(上笹下地区)

### 神奈川県青少年 育成活動推進者表彰

中村 竜也(滝頭地区)  
鈴木 浩一(滝頭地区)

### 神奈川県 青少年指導員表彰

佐々木 茂吉(滝頭地区)  
中村 竜也(滝頭地区)  
小俣 英司(屏風ヶ浦地区)  
吉野 ひとみ(屏風ヶ浦地区)

## 青少年指導員とは

青少年指導員は、自治会などからの推薦に基づき、神奈川県知事と横浜市長からの委嘱を受けて活動するボランティア団体です。

各小中学校や地域、関係団体と連携し、青少年の健全育成のための活動を行っている団体で、区全体または各地区で、子ども達が楽しめるさまざまなイベントを開催したり、よりよい地域環境づくりを目的として夜間パトロールなどを行います。

令和4年度(第28期)から、磯子区青少年指導員協議会会長に就任いたしました中山真一です。微力ではございますが、磯子区の青少年の健全育成のための活動に尽力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

コロナ禍の中、令和4年度は基本的な感染対策をとりながら、コロナ前に行っていた活動を、概ね実施できるようになってまいりました。

その中でも、昨年11月に開催した「いそごこどもまつり」は、たくさんの子どもの参加を得て大盛況でした。多くの子ども達が楽しんでいる姿を見て、活動している私たちも元気をもらいました。

これからも、たくさんの子どもの参加が、笑顔で楽しく参加できるイベント等の活動を行っていきたく思っております。

どうぞ今後とも、青少年指導員の活動に、ご支援ご協力くださいますようお願いいたします。



磯子区青少年指導員協議会  
会長 中山 真一

## 第28期広報部会員紹介

五代 忍(根岸地区) 近藤 精八郎(滝頭地区) 廣石 康夫(岡村地区) 関 珠子(磯子地区)  
加藤 真紀(屏風ヶ浦地区) 田中 秀樹(杉田地区) 氏家 浩二(上笹下地区) 坂口 健二(洋光台地区)

## 【夏休み作品教室の展示】

根岸地区：まが玉 滝頭地区：風鈴 岡村地区：ハーバリウム  
磯子地区：キーホルダー 屏風ヶ浦地区：スタンドグラス風アート 杉田地区：スケッチ画  
上笹下地区：ハーバリウム 洋光台地区：スケッチ画

# 地区活動 アラカルト

- ① 根岸
- ⑥ 屏風ヶ浦
- ② 滝頭
- ⑦ 杉田
- ③ 岡村
- ⑧ 上笹下
- ④ 磯子
- ⑨ 洋光台
- ⑤ 汐見台



## 根岸地区

**まが玉作り**  
7月24日(日)  
@根岸地区センター  
定番の形以外にも様々な形に  
ずって仕上げました。



**クリスマスリース作り**  
11月27日(日) @根岸地区センター  
グループを活用させて個性豊かな飾りつけを  
一緒に楽しみました。



**書初め**  
1月15日(日) @根岸地区センター  
太く大きく書くように伝え、書く度に上達し  
ました。

## 滝頭地区

**風鈴作り**  
7月23日(土) @滝頭コミュニティハウス



**凧作り**  
12月18日(日) @上町集会所



## 岡村地区

**歩け歩け大会**  
6月12日(日)  
海の公園と地区の最寄り  
の駅まで歩きました。



**ハーバリウム作成**  
8月7日(日)  
楽しく終了できました。



**クリスマス会**  
12月25日(日)  
作品を製作して  
楽しみました。



**一斉パトロール**  
7月23日(土)  
地区内を2グループで  
巡回しました。



**地区文化祭**  
11月12日(日)  
各町内会からの作品を展示  
して、鑑賞しました。



**七福神めぐり**  
1月8日(日)  
恒例の年始の七福神めぐり  
を頑張ってお参りました。



## 磯子地区

**歩け歩け大会**  
5月22日(日)  
@こどもの国



スポーツ推進委員のみなさんと連携しなが  
ら、初夏のこどもの国を散策しました。

**夏休み作品教室  
プラバン制作**  
7月30日(日)  
@根岸地区センター



コロナ禍において適切な距離を保つため、  
午前・午後の2部制で開催しました。  
出来上がったプラバンはキーホルダーに。  
風に揺れるとキラキラして綺麗な作品になり  
ました。

## 汐見台地区

**汐見台地区紙ヒコーキ大会**  
6月18日(土)  
汐見台中学校(参加者32名)



久しぶりのイベント、親子で楽しく紙ヒコーキ  
を作って飛ばしました。最高記録は18m!!

**地区バザー** 7月11日(土)  
汐見台福祉センター



多くの方にご来場いただき、大盛況でした。  
バザー出品へのご協力ありがとうございました。

## 屏風ヶ浦地区

今年は3年ぶりに行事を開催しました!

**スタンドグラス風アート**  
7月23日(土) 森東小学校



思い思いにステキな作品ができました。

**ウォークラリー**  
11月3日(木・祝)  
久良岐公園



お天気にも恵まれ、ゲームを楽しみな  
がら公園を歩きました。

## 杉田地区

**毛糸deあみあみ**

12月4日(日)  
杉田南部自治会館  
参加者 8名



昨年続き2回目の開催でした。  
高学年だと、2時間でマフラー半分  
できました。



**凧揚げ大会**



1月15日(日)  
杉田南部自治会館・臨海緑地公園  
参加者 23名  
お天気が心配されましたが、なんとか凧揚げま  
でできました。風も良く、みなさん高く揚げら  
れました。

## 上笹下地区

**紙ヒコーキ大会**

6月26日(日)  
さわの里小学校



「今年こそは入賞を!」と45名が参加。「飛ぶ紙  
ヒコーキに」と一生懸命取り組み、体育館では、  
笑顔で楽しそうな子ども達の姿が見られました。

**夏休み作品教室  
「ハーバリウム」** 7月24日(日)  
上中里地区センター



初めての開催でしたが、キャンセル待ちが  
出るほど大人気。子ども達の豊かな発想で、  
素敵な作品が出来上がりました。

## 洋光台地区

**風鈴絵付け教室**

6月26日(日)  
洋光台第四小学校  
参加者37名



洋光台としては初めての開催でしたが、  
子ども達は楽しく作成していました。

**凧づくり・凧揚げ**



12月3日(土) 洋光台第三小学校  
(コミュニティハウス共催)  
参加者数18名

自分で作った凧を手に、  
みんな楽しそうに走りまわっていました!

## 主任児童委員代表 新任ご挨拶



主任児童委員代表  
今井 裕子

磯子区主任児童委員代表に就任しました今井裕子でございます。子どもたちの様々な相談、支援に関わり必要に応じて関係機関につなぐ活動をしています。

コロナ禍により、子どもをとりまく環境は大きく変化しました。閉鎖された子育ての環境に不安を抱えている親子も多いと耳にすることもあります。地域の中で多くの親子を見守り、支えていける活動をしていけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



## 民生委員・児童委員へご相談ください

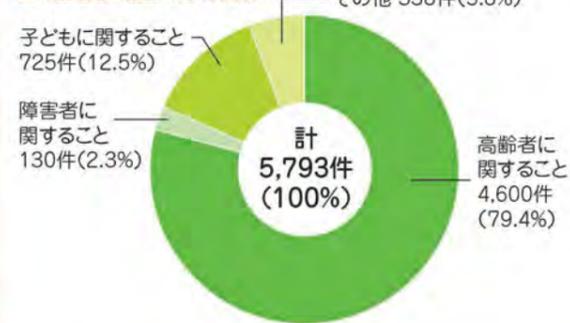
民生委員・児童委員は、子どもから高齢者まで地域と密接に繋がり、その活動を行っています。その活動の一つに相談・支援があります。

令和3年度、磯子区における民生委員・児童委員への相談・支援の件数は、約5800件あり、その内容は、「健康・保健医療」、「子育て・教育」、「日常的な支援」と多岐にわたっています。

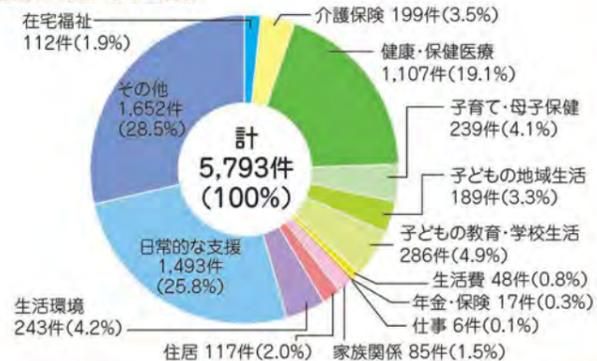
最近の相談・支援の件数は、コロナ禍の影響もあり減少しておりますが、身近な相談相手としてのニーズはまだ多数あり、内容も多様化しています。

引き続き、ご自分の健康に関すること、ご家族の身の回りや生活のこと、子育てに関することなどご相談いただければ、その相談内容に応じた支援を考え、取り組み、支えていきます。

### ■〈相談支援〉(分類別)



### ■〈相談支援〉(内容別)



# 民見協いそご

発行：  
磯子区民生委員  
児童委員協議会

第47号  
令和5年3月17日

## 民生委員・児童委員の一斉改選が実施されました!!

令和4年12月1日、磯子公会堂において、民生委員・児童委員一斉改選委嘱状伝達式が行われました。当日は、205名の委員が委嘱され、その後地区正副会長、主任児童委員正副代表、区民見協正副会長が新たに決定しました。



## 磯子区民生委員児童委員協議会会長 新任ご挨拶



磯子区民生委員児童委員協議会  
会長 屋代 昭治



昨年12月に磯子区民生委員・児童委員協議会会長に就任しました屋代昭治でございます。3年続いているコロナ禍の中で、ひとり暮らし高齢者など支援を必要としている方々は孤立化を深めています。コロナ禍だからこそ、しっかりと民生委員・児童委員活動に取り組む必要があると実感しているところであります。

今回、新たに205名の民生委員・児童委員が委嘱されましたが、諸先輩から受け継いだ思いもしっかりと胸に刻み、地域の皆様の協力をいただきながら、委員一同力を合わせ、地域福祉の向上に向け活動してまいりますのでよろしくお願いいたします。

## 編集後記

広報委員会は、10人の新メンバーでスタートしました。どうぞよろしくお願いいたします。

少しずつ活動が戻り、民生委員・児童委員、主任児童委員の役割や活動を工夫しながら、皆様にお伝えできればと思います。そして、楽しかったと思える委員活動にもなるように努めていきたいと思っております。

(広報委員長 中島 裕見子)



## 広報委員会名簿

- |           |        |        |                  |           |        |
|-----------|--------|--------|------------------|-----------|--------|
| ●根岸地区     | 長田 みどり | ●滝頭地区  | 堀部 孝治            | ●岡村地区     | 田辺 美代子 |
| ●磯子地区     | 柳澤 浩子  | ●汐見台地区 | 高木 美枝子           | ●屏風ヶ浦第一地区 | 村上 千鳥  |
| ●屏風ヶ浦第二地区 | 大山 亮一  | ●杉田地区  | 中島 裕見子           | ●上笹下地区    | 北見 一彦  |
| ●洋光台地区    | 小川 恵美  | ●顧問    | 屋代 昭治 溝口 早苗 内藤 満 |           |        |

## もくじ

- 民生委員・児童委員の一斉改選が実施されました!!/磯子区民生委員児童委員協議会会長新任ご挨拶/退任者感謝会 …… 1
- 各地区民見協の抱負 …… 2
- 主任児童委員代表 新任ご挨拶/  
民生委員・児童委員へご相談ください/  
編集後記 …… 4



## 退任者感謝会 ~退任民生委員の皆様お疲れ様でした!!~

令和5年1月24日、令和4年11月30日付で退任された皆様の感謝会を開催しました。

磯子区では、64名の委員の方々が退任され、関森区長から感謝状が渡されました。



## 根岸地区

一斉改選で2名が退任になり1名の新メンバーが加わりました。人生100年時代と言われています。高齢者が地元で生き生き暮らせるように、また子供たちがやりたいことのお手伝いを地域と行政と民生委員・児童委員の三つ巴でチームワークを大切にし、訪問活動に力を入れていき誰も取り残さない根岸を目指します。また、民生委員・児童委員一人ひとりが悩まないように何でも言える相談できる協議会にしていきたいと思っています。(鳥海 俊一)



## 滝頭地区

一斉改選により、この滝頭地区は8名の新任委員を迎えました。3役も刷新し、総勢24名での新たな船出です。前期は新型コロナウイルスの蔓延により、民生委員・児童委員の活動が大きく制限されました。今後は世の中に少しずつ従来の活気が戻る事を期待して、私たちも地域の皆様とコミュニケーションを取りながら、たくさん笑顔に出会いたいと思っています。(関 孝子)



## 屏風ヶ浦第一地区

私達は磯子駅周辺のマンション住宅での活動をしています。本年は新メンバーの民生委員1名を迎え、民生委員7名と主任児童委員1名の8人体制で活動をスタートしました。高齢化率が磯子区で一番多い地区です。一人暮らし訪問活動は管理人のいないマンションも多くインターホンのみの対応で皆さんもご苦労されています。毎月の定例会では全員で問題点等を意見交換し共有しています。また森東小学校での畑作業・お芋収穫祭は子供達ママさん達との交流ができます。連合町内会の防災訓練では炊き出しを民生委員・児童委員が担当し楽しい活動になっています。(品田 恵子)



## 屏風ヶ浦第二地区

この度の改選で、新任委員8名を含め、全体24名で活動が始まりました。当地区は、昔からの住宅地が多く存在し、地域の高齢化が急速に進む中で、一人暮らし高齢者や老老介護世帯などが年々増加し、新たな課題が生じています。このような中で、先輩委員のリードの下、新任委員が一日も早く地域に溶け込み、先輩たちと手を携えて、地域住民のために頼りがいのある民生委員・児童委員活動を目指していきたいと考えています。(新井 貴)



## 岡村地区

一斉改選を経て、17名でのスタートとなりました。新たに2人のメンバーを迎えました。嬉しいことに福祉に関する高いスキルをお持ちの方です。これまで民児協が積み上げてきた経験と、新たに加わった方々の経験を織り交ぜながら、新しい視点での活動が出来たらと考えております。この先の3年間、地域と社会の「つなぎ役」として各メンバーの能力や経験を十分に生かし、地域の福祉向上に貢献したいと願っております。(本間 太一)



# 各地区民児協の 抱負

昨年12月に地区会長になられた皆様にお聞きしました



## 杉田地区

一斉改選により、現在民生委員26名、主任児童委員2名で活動しています。ひとり暮らしの高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるように、民生委員・児童委員が協力している行事「食事会」にも誘い支援しているほか、移動販売車も喜ばれています。委員同士助け合い、話し合いながら地域により添った見守り活動を行い、また関係機関との連携を大切にし、地域から信頼される民生委員・児童委員活動に努めたいと思います。(山口 一江)



## 磯子地区

一斉改選で民生委員・児童委員7名が新任となり新たに出発しました。磯子地区は1期目、2期目の会員が、20名中16名ととても若い組織です。長く続くコロナ禍の中休止していた活動や行事もようやく再開する兆しが見えてきましたので、諸先輩が築いた実績を守りつつ若い知恵と行動力で高齢者、要援護者、児童等の問題に取り組んでいける環境づくりをします。そして、みんなが誇りをもって地域貢献していきたいと思っています。(内藤 満)



## 汐見台地区

ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の方が急激に増える一方、未だにマンションの建設が続いていて、子育て世代も急増しています。また、コロナの影響も看過できない状況となっていますので、課題は多岐にわたっています。委員12名ですが、任期の短い委員が多いため、各棟に1名配置している見守り員との情報交換会を年2回開催し地域の課題の把握に努めています。また、定例会で地域の課題をしっかり話し合い共有することにより、委員一人ひとりが頼りになる存在となり、住民の皆様が安心、安全に暮らすことができる汐見台を目指しています。(屋代 昭治)



## 上笹下地区

一斉改選に伴う新任民生委員・児童委員への相談やアドバイスが充分に行えるようにし、一人で悩みを抱えないよう、地区のメンバー全員でフォロー出来る体制にしていきます。日々民生委員・児童委員に限らず、多くの役割を果たしていると思います。まずはご自身の体調管理に気をつけ、心身ともに元気な状態で民生委員・児童委員活動を行っていただきたいです。(神谷 孝)



## 洋光台地区

一斉改選で8名が入れ替わり、主任児童委員2名を含め33名で活動しています。民生委員・児童委員として関わる活動も子どもから高齢者まで多岐にわたる為、様々な対応が必要とされてきています。そのため経験豊富な委員さんの協力も得られるように、交流・情報交換の機会をできるだけ多く持ち、それぞれが健康に気をつけながら、何かの時にはそっと手を差し伸べられる「地域の相談相手」を目指したいと思っています。(溝口 早苗)



## 強引な新聞の勧誘にご注意を！ 契約はよく考えて、慎重に！

「高齢の親が長期購読の契約をしたようだが、契約を断りたい」「お米を10キロあげると言われて契約したが断りたい」

といった相談が寄せられています。

- ・訪問販売の場合、契約書面を受け取って8日以内はクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。
- ・必要がない場合は、きっぱり断りましょう。
- ・景品につられて契約するのはやめましょう。

困ったときは、  
消費生活総合センター  
にご相談ください。

お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら

気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕  
〔土日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索

# 令和5年度 「横浜市交通安全運動実施計画」

## 1 趣旨

令和4年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,492件（前年比-391件）、負傷者数8,483人（前年比-514人）と、前年に比べ発生件数、負傷者数ともに減少しました。

しかしながら交通事故死者数は、統計開始以来最少だった前年より増え38人（前年比+2人）と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が19人、二輪車乗車中が12人と高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが15人と約4割を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和5年度は令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数36人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、「市民の交通安全意識の向上」と、「交通事故のない安全で住みよい街よこはまの実現」を目指した運動を計画的、効果的に推進し、交通安全は市民一人ひとりの心がけと実践によって実現されるものであることを強く訴えてまいります。

## 2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

## 3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 二輪車・自転車の交通事故防止
- 高齢者と子どもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



## 4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

## 5 年間運動

(1) 各季の運動 （※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。）

名称	実施期間	備考
新入学児童・園児を交通事故から守る運動	4月5日（水）～11日（火）	別に実施要綱を定めます。
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	5月11日（木）～20日（土） 5月20日（土）	
夏の交通事故防止運動	7月11日（火）～20日（木）	
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日（木）～30日（土） 9月30日（土）	
年末の交通事故防止運動	12月11日（月）～20日（水）	

## (2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称(スローガン)	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいり) (ヘルメット かぶるだけでも 救える命)	5月1日(月)～31日(水)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日(木)～30日(金)	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日(日)～31日(火)	
飲酒運転根絶強化月間 (乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者)	12月1日(金)～31日(日)	

## (3) 年間を通じて実施する取組 (各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

市内では、高齢者が巻き込まれる事故の割合が高くなっています。また、幼少期から交通安全に対する意識を高めることが重要と考えられることから、より一層「子どもと高齢者の交通事故防止」に取り組んでいきます。

また、「みんなのサイクルルールブックよこはま」をもとに、世代・対象者別に自転車の交通ルールを様々な機会や手段で周知するとともに、高い割合で推移している二輪車の交通事故防止にも取り組みます。

### ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

#### 【参考】幼児交通安全訪問指導

パペット(ルールちゃん、まもるくん)と指導員による交通安全教室

令和5年度  
市内幼稚園・保育所等  
訪問回数：300回(予定)



### イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした自転車の乗り方教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスクエアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

### ウ その他

- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(Twitter等)、動画等を活用した啓発

#### (4) 特別対策

##### ア 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

##### イ 自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

〔 【参考】令和4年 自転車交通事故多発地域（5月1日指定）：鶴見区、南区、瀬谷区  
高齢者交通事故多発地域（9月1日指定）：中区、瀬谷区 〕

##### ウ 飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨し、その運動の輪を広げます。

## 6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名 称	開 催 時 期	内 容 等
交通安全功労者表彰式	令和5年 10月下旬（予定）	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総 会	令和6年 2月上旬（予定）	【協議事項】 ・令和5年度交通安全運動実施結果（速報）について ・令和6年度交通安全運動実施計画（案）について

### ◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシを作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますので是非ご覧ください。

（ルールブック  
コンパクト版）



（啓発チラシ）



（幼児向け交通安全動画）



### ◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材（DVD、紙芝居）及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

**受付方法** 電話にて受け付けています。 ☎ 045（671）2323

**対 象** 横浜市内の団体（保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

【参考】 視聴覚教材（DVD）



横浜市交通安全キャラクターパペット  
（ルール） （まもる）



**自治会・町内会**

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

**交通安全協会、団体等**

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会
- 神奈川県青少年交通安全連絡協議会

**女性・青少年団体**

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

**自動車等関連団体**

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川支部

**商工関係**

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

**司法、保護機関・団体**

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

**医師会等**

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

**労働組合**

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

**教育関係機関・団体**

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

**鉄道関係**

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

**報道関係**

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

**道路管理者**

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

**その他関係団体**

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

**官公庁**

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)



# 令和5年度 新入学児童・園児を交通事故から守る運動 横浜市実施要綱



## 目 的

市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、新入学児童・園児を交通事故から守り、交通ルールとマナーの基本を身につけさせることで、交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

令和5年4月5日（水）～4月11日（火）の7日間

## ス ロ ー ガ ン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう

## 重 点

- 1 新入学児童・園児の交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底

◇◇令和4年中 幼児・園児、小学生、中学生の交通事故発生状況◇◇

	幼児・園児			小学生			中学生			全事故		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
鶴見区	9	0	14	25	0	27	12	0	12	669	4	745
神奈川区	2	0	2	9	0	8	0	0	0	363	3	400
西区	3	0	3	2	0	2	3	0	3	255	3	285
中区	5	0	5	7	0	7	6	0	6	384	1	432
南区	5	0	6	9	0	9	2	0	3	328	2	361
港南区	8	1	8	30	0	30	9	0	8	477	2	585
保土ヶ谷区	8	0	9	13	0	15	4	0	4	454	0	526
旭区	6	0	8	12	0	14	7	0	6	528	2	594
磯子区	8	0	11	15	0	16	7	0	6	311	1	354
金沢区	5	0	7	13	0	13	13	0	12	506	2	574
港北区	4	0	4	18	0	19	3	0	3	512	2	559
緑区	12	0	15	12	0	13	4	0	3	371	5	416
青葉区	6	0	8	25	0	26	11	0	13	543	1	625
都筑区	9	0	12	25	0	28	7	0	6	438	4	509
戸塚区	6	0	6	20	0	21	8	0	9	514	4	571
栄区	1	0	3	5	0	5	4	0	4	193	0	238
泉区	3	0	3	12	0	12	8	0	8	272	0	297
瀬谷区	6	0	7	11	0	10	8	0	8	374	2	412
横浜市内	106	1	131	263	0	275	116	0	114	7,492	38	8,483
神奈川県内	281	2	346	802	1	832	374	0	360	21,098	113	24,382

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等に注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

## 警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 新入学児童・園児を中心とした街角アドバイスを積極的に推進します。
- 3 関係機関・団体に交通事故分析資料等を積極的に提供するなど、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 4 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から新入学児童・園児を守る取組を推進します。

## 教育関係

- 1 新入学児童・園児への交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 家庭との連携を密にして、登下校時及び帰宅時の交通事故防止を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 安全な歩き方や横断の方法、自転車の安全な乗り方及び乗車用ヘルメットの着用などの基本的な交通ルールについて具体的に教えましょう。
- 2 子どもとともに、通学・通園路を事前に確認し、危険な箇所での通行方法などを現場で指導し、実行させましょう。
- 3 自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトやチャイルドシートの正しい着用の「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 4 危険な横断などを見かけたら思いやりの気持ちをもって声をかけ、手をさしのべましょう。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課  
電話045(671)2323